

改訂版

2019年度

# Hockey Handbook



公益社団法人

日本ホッケー協会 技術委員会

# 2019年度 Hockey Handbook

## <目 次>

競技運営規程	1
JHA倫理規程	44
登録規程	51
ユニフォーム規程	60
公認競技役員規程	64
アンチ・ドーピング	74
施設用具	79

# ホッケー競技運営規程

2019年4月1日改訂



## 序文 目的

本規程は、ホッケーの大会が公正かつ安全に滞りなく行われ、チーム関係者、観客、運営者、競技役員等の大会に関わるすべての人々がホッケー競技を通じて、心身の健全な発達、健康の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等を享受し、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進するものである。

### 1. 大会適用規則

- 1.1 試合は大会開始日に有効なホッケー競技規則と本競技運営規程に則って行われる。本規程の付属書による変更がある場合には、その変更を優先させ、本規程として扱う。
- 1.2 大会開催にあたり本規程を補完する大会運営規程を定めることができる。大会運営規程と本規程の定める内容が競合する場合は、大会運営規程を優先させるが、大会運営規程は、大会開始前までに主催者または共催者の承認を得なければならない。
- 1.3 チーム代表者会議でチーム代表者と TD で合意が得られた事項は本規程に優先する。
- 1.4 リーグ戦の場合の順位決定方式は付属書 2 に規定する。
- 1.5 本規程は、公益社団法人日本ホッケー協会（以下「JHA」という）のウェブサイトに公表される。本規程の改訂時には各都道府県協会および関係団体に通知される。
- 1.6 行動規範（付属書 4）は、競技に参加する者がホッケー競技への自覚と責任を持つために制定され、適用される。

### 2. 競技役員

- 2.1 全国大会および国民体育大会ブロック大会のテクニカルデリゲート（以下、「TD」という）は JHA が指名する。TD は本規程の定める範囲における大会運営に関わる JHA としての全権限と決定権を有する。全国大会は JHA が主催または共催する大会を指す。
- 2.2 TD は大会の競技役員として指名された者の中から、各試合のアンパイア（サジェスションアンパイアを含む）、テクニカルオフィサー（以下、「TO」という）、ジャッジ（以下、「JG」という）を以下の条件に基づき指名する。
  - a TO、アンパイア、サジェスションアンパイアを出身チームが行う試合に指名できない（可能な限り他の競技役員についてもこの原則が適用される）。
  - b 参加チームのプレイヤー、役員を大会の競技役員に指名することはできない。
- 2.3 TD は、全参加者が行動規範を確実に遵守するようにしなければならない。そのための行動規範、関係する規程に基づく必要な措置を行う権限を有する。
- 2.4 TD は、JHA 技術委員長の同意のもと、必要に応じて TD 権限の全部または一部を必要な期間中 TO に委譲することができる。

### 3. 参加申込

- 3.1 参加チームは別途定められた期日までに大会参加申込書を JHA と大会実行組織委員会（大会主管者）の両方に提出しなければならない。
- 3.2 大会参加申込書に記載されている者は大会参加申込書の提出により、大会運営規程等の JHA が定める規程に従うことに同意したものとする。
- 3.3 すべてのプレイヤーは、1 から 30 までの数字をつけた背番号により識別され、この数字は大会を通じて同じでなくてはならない。
- 3.4 大会参加申込書には以下の項目が含まれていなくてはならない。
  - a 最大 30 名までのプレイヤーの氏名とその背番号。プレイヤーの中からキャプテンを指名し

なくてはならない。

- b 監督の氏名。監督は、ヘッドコーチ等他のチーム役員とは兼務できない。チーム役員とは大会参加申込書に記載されている者のうちプレイヤーを除いた者を指す。
  - c プレイヤーおよびチーム役員全員の JHA 登録番号。
  - d ベンチに入ることを希望するヘッドコーチ、アシスタントコーチ、フィジオセラピスト、ドクター、部長（各 1 名）がいればその氏名。フィジオセラピストまたはドクターの代わりに手当てする者として登録することができる。手当てする者は、大会開始日に 20 歳以上でなければならない。
  - e JHA ユニフォーム規程に基づくフィールドプレイヤーのファーストおよびセカンドユニフォームの色。
  - f JHA ユニフォーム規程に基づくゴールキーパーのファーストおよびセカンドユニフォームの色。
- 3.5 JHA は、参加申込書に記載されているプレイヤーの大会参加資格要件（所属、年齢等）および JHA が発行する登録証の確認をいつでも行うことができる。正当な理由がなく確認を拒否もしくは受けなかったプレイヤーは、当該大会には参加できない。さらに、JHA は当該プレイヤー、所属チーム、関係機関に対する追加の制裁措置を行うことがある。参加申込書に記載されるプレイヤーおよびチーム役員は、大会開始時点で有効な登録証を所持していなければならない。
- 3.6 同じ会場で別の大会が同時に開催される場合、監督は別のチームの監督を兼務することはできない。
- 3.7 大会主管者（実行委員会）はチーム代表者会議までに大会参加申込書のコピーを TD に提出しなければならない。
- 3.8 大会参加申込書の記載内容の変更は、大会最初の試合が行われる日の 3 日前の 17 時までに、監督が文書で大会主管者（実行委員会）に通知しなければならない。文書を電子メールで送信する場合は、大会主管者および JHA の両方に通知しなければならない。この期限以後の変更は認められない。
- 3.9 参加チームが出場を辞退した場合、補欠チームの参加については、主催者が決定する権限を有する。決定後、速やかに他の参加チーム、メディアに通知されなければならない。

#### 4. チーム代表者会議

- 4.1 監督とチームの代表者の合計 2 名は、大会開始前に TD が開催するチーム代表者会議に出席しなければならない。2 名は大会参加申込書に記載された者でなければならない。
- 4.2 監督はチーム代表者会議または TD が指定した会議に以下のものを持参しなければならない。
- a フィールドプレイヤーとゴールキーパーのファーストとセカンドユニフォームのサンプル
  - b 試合に用いる用具（スティック、ゴールキーパーのヘッドギア、ハンドプロテクター、レガード、キッカーズ、フィールドプレイヤーが装着するフェイスマスク、ハンドプロテクター等の防具）。TD により用具の点検は試合前等の他の機会に行うと決定された場合を除く。
  - c 参加者全員の JHA 登録証。TD により登録証の確認を他の機会に行うと決定された場合を除く。
  - d JHA 行動規範同意書。（TD の指示があった場合）
- 4.3 やむを得ず監督が出席できない場合は、TD の承認により代理者を出席させることができる。ただし、代理者は参加申込書に記載された者でなければならない。
- 4.4 正当な理由なく出席しなかったチームに対し、TD は制裁措置を行うことがある。

### 5. スターティングリスト（試合のチーム構成）

- 5.1 チームは試合毎に大会参加申込書にプレイヤーとして登録された最大 30 名の中から、最大 18 名までのプレイヤーを試合に出場させることができる。出場させるプレイヤーは試合毎に異なっていてよい。プレイヤーが TD によって 1 試合ないしそれ以上の試合の出場停止処分を受けた場合には、その試合での出場可能プレイヤー数は出場停止処分を受けた人数分だけ少なくなる。
- 5.2 チーム代表者会議で TD が指定した方法（6 人制の大会を除き、電子メールによる提出を原則とする）で指定された期限までに監督は以下を記載したスターティングリストを提出しなくてはならない。
  - a 試合に先発する 11 名のプレイヤー。
  - b 試合開始時にチームベンチに座る 7 名までのプレイヤー（出場停止者がいる場合は、その氏名を記載し、「S」と印をつける）。
  - c 試合のキャプテンとゴールキーパー。
  - d 試合の監督。監督がやむを得ない理由により不在の場合は、監督を代行する者の氏名。その場合は、あらかじめ TD の許可を受けなければならない。
  - e 試合のコーチ（ヘッドコーチまたはアシスタントコーチから 1 名が指名される）。
  - f 手当する者（最大 2 名）。手当とする者にはフィジオまたはドクターを指名できる。また、手当とする者には、試合に出場する最大 18 名のプレイヤーと監督を除く者（プレイヤーを含む）を指名できるが、大会開始日に 20 歳以上の者でなければならない。
  - g 試合で着用するユニフォームの色。
- 5.3 スターティングリストに記載される者は、大会参加申込書に名前が記載されている者の中からのみ行うことができる。ただし TD により、その試合への出場停止処分を受けた者は除く。
- 5.4 指名されたプレイヤーが試合開始前の練習中にプレイできない状態になった場合には、大会参加申込書記載のプレイヤーの中から変更することができる。監督は TO にこの旨を伝えなくてはならず、TO はこれを対戦相手の監督とメディアに伝える。

### 6. チームの服装、装具、カラー

- 6.1 TD は、各試合でのフィールドプレイヤーとゴールキーパーが着用するユニフォームを指定する権限を有する。
- 6.2 試合中にウォームアップする交代プレイヤーは、両チームのカラーとは異なる色のビブス等の服装を身につけなくてはならない。
- 6.3 試合を行うチームは、試合会場にファーストおよびセカンドの両方のユニフォームを持参しなければならない。また、それぞれ 2 セットの背番号の付いていないフィールドプレイヤー用ユニフォームと、背番号として使える素材を準備しておき、血で汚れたユニフォームを着替えるなどの事態に備えなければならない。
- 6.4 試合の間、全プレイヤーのユニフォームは揃っていて、整然としていなくてはならない。
- 6.5 フィールドプレイヤーは、
  - a 試合中は常にソックスの内側で膝より下にすねあてを着用しなければならない。
  - b マウスピースの着用を推奨する。
  - c ユニフォームの下に、体を守る為の装具も着用することができる。ソックスと同色の膝あてはソックスの外に着用することが出来る。
  - d TD の許可により、医学上の理由による装具を装着できる。
- 6.6 プレイヤーまたはチーム役員が使用するすべての服装、装具には、JHA ユニフォーム規程で認められている以外の広告の表示がないこと。
- 6.7 プレイヤーまたはチーム役員が着用する服装、プレイヤーが試合で使用する装具に表示され

る製造者識別標については、著しく大きくない限り認められる。

- 6.8 フィールド上のプレイヤーは受信装置を装着または使用してはならない。また、TO に危険と判断されるものを装着してはならない。
- 6.9 試合で使用するスティックは、競技規則に記載の仕様に適合し、JHA が認めるスティックシールが添付されていなければならない。
- 6.10 PC 守備時に使用できる保護用手袋の大きさは、長さ 290mm、幅 180mm、厚さ 110mm 以内とする。
- 6.11 帽子の着用は認められない。ただし炎天下や大会に応じ、TD の事前の許可に基づき着用できる。着用可否については、大会の状況、チーム内の統一性や両チームのユニフォームの色との対称性を考慮して TD が判断する。中学生以下の大会については TD の許可を得ずに着用を認める（ただし、TD には状況に応じて着用を認めない権限がある）。
- 6.12 喪章は TD の事前の許可に基づき着用できる。その際は選手全員（ゴールキーパーを除く）が同一箇所に着用しなければならない。

### 7. 試合時間

- 7.1 アンパイアが試合を開始・再開し、中断・再開ごとに TO に合図をする。
- 7.2 試合時間の管理は TO が行い、各クォーターの終了の合図を行う責任がある。ただし、競技規則に規定された各クォーター終了時にペナルティコーナーの完遂のための試合時間の延長時は、アンパイアが各クォーターの終了の合図をする。
- 7.3 試合が引き分けで終了した場合に、勝者を決定する必要がある場合は、付属書 3 に規定するシュートアウト戦を行い、勝者を決定する。

### 8. プレイヤーの交代

- 8.1 交代は競技規則に従い、公式試合記録に記載されたプレイヤーの中から行う。
- 8.2 交代は TO が管理する。
- 8.3 交代でフィールドを退出したプレイヤーは直ちにチームベンチに戻らなければならない。
- 8.4 交代は監督の責任で行う。

### 9. フィールドへの入場

- 9.1 コーチは、試合の間はいかなる状況下でもフィールドに入場することはできない。ただしシュートアウト戦実施中は入場することができる。
- 9.2 ベンチに入る者は試合中断中も含め、ベンチに着席していなければならない。ただし交代時や TO またはアンパイアの指示があった場合は除く。交代プレイヤーは TO が指定した場所でウォームアップをするためにベンチを離れることができる。手当てする者はチームベンチの端でプレイヤーを手当てするために席を離れることができる。
- 9.3 監督はベンチに座っている全員の行動に対して責任があり、テクニカルテーブルに最も近い席に座ってはいなくても、コーチングのために一時的に立ち上がるか、コーチングエリア（設定されている場合）に入ることができる。ただし、監督がプレイヤーの場合は、プレイヤーとしてフィールドに出場している間を除く。
- 9.4 コーチは、コーチングのために一時的に立ち上がるか、コーチングエリア（設定されている場合）に入ることができる。ただし、監督と同時にコーチングエリアに入ることにはできない。
- 9.5 チームベンチにいるチーム役員、プレイヤーの言動は、競技役員、アンパイア、相手チームのプレイヤーに対するものであってはならない。
- 9.6 監督が TO から警告を受けてもなお、チームベンチでの行動に違反があった場合、TO は、

この行為を行った人物に対し、一時的または残りの試合時間中ベンチから退場させる権限を持つ。試合後、TO は TD に経緯を報告し、TD は必要に応じてさらなる制裁措置を行う権限を持つ。

- 9.7 フィールド上での負傷者（GK を除く）の治療は許されない。もしプレイヤーがフィールド上でプレイ不能となった場合、アンパイアは試合を中断し、処置が必要かどうかを判断する。ただし、手当する者は、医学的見地から必要と認められる場合には、アンパイアの許可無しにフィールドに入場することができる。
- a アンパイアにより処置が必要と判断された場合は、手当する者の中からの 1 名と監督の最大 2 名がフィールドに入場することを認める。フィールドに入場している間、コーチングを行ってはならない。
  - c 必要に応じてアンパイアはストレッチャーがフィールドに入場することを許可する。
  - d フィールドに入場することを許可された者は、医療上の理由で動かすことが適切でない場合を除き、当該プレイヤーをフィールドの外に出さなければならない。
- 9.8 チームベンチから誰か（ストレッチャーを含む）がプレイヤーの手当のためにフィールド内に入場した場合には、
- a そのプレイヤーがフィールドプレイヤーである場合は、そのプレイヤーはフィールドを出てチームベンチに試合時間で 2 分以上留まらなくてはならない。
  - b 2 分間の計測は、TO が行う。
  - c そのプレイヤーに対する交代はホッケー競技規則に従い認められる。
- 9.9 フィールドが血液で汚れた場合には、抗生物質耐性菌に対して効果的な非酸性表面洗浄剤を使って直ちに洗浄を行う。これがない場合には、80%アルコール溶液を使用する。この洗浄作業中は試合を中断する。
- 9.10 フィールド内で給水および摂食してはならない。試合中断中を含め、試合中に摂食するプレイヤーはフィールドを出なくてはならない。ゴールキーパーはゴール直近のフィールドから出入りしてよい。
- 9.11 チーム役員とプレイヤーはハーフタイムの間、TO の許可によりフィールド周辺の競技エリアから離れることができる。
- 9.12** フィールドが見渡せるビデオタワー（撮影施設）に入る者は声を出してはならない。コーチングは指定されたエリアからのみできる。

## 10. 試合の中断

- 10.1 アンパイアまたは TO が天候、フィールドのコンディション等の理由により試合を中断した場合には、以下の条件に基づきできるだけ速やかに試合を再開するが、同じフィールド、同日とは限らない。
- a 試合は規定の時間を完了させなくてはならない。再開時のスコアは中断した時点のものとする。
  - b 再開時には試合の中断はなかったもの見なし、8. に規定されるプレイヤー交代手順が適用される。

## 11. メディカルデータ

- 11.1 JHA は、大会中の怪我に関する情報を収集することができる。これは、選手の安全と健康のために行われる
- 11.2 チームは情報収集に協力するものとする。集められた情報は統計的に処理される。

## 12. 公式試合記録

- 12.1 試合が終了した時点で公式試合記録がテクニカルテーブルで作成される。これは試合の要約であり、プレイヤー全員とチーム役員、試合に指名された競技役員全員の氏名と試合結果を含む主要な統計値が記録される。
- 12.2 両チームの監督は抗議を行う場合でも試合終了後 5 分以内に公式試合記録に署名しなくてはならない。
- 12.3 試合の競技役員は、両チームの監督が署名した公式試合記録に署名しなくてはならない。

## 13. 棄権

### 13.1 リーグ戦の場合

- a 公認される事由なく試合開始時に試合に出場する選手が 11 名に満たないチーム、試合を棄権したチーム、試合拒否ないし試合を終了させることを拒否したチームは、大会を棄権したものと見なす。
- b チームが上記の理由により棄権となった場合、
  - i それまでにチームが行ったすべての試合、およびこれから行う予定だった試合について 0-5 の敗戦と記録される。
  - ii そのチームは失格とし、大会での順位は付与されない。
  - iii そのチームが所属するリーグ内の全チームの試合結果が修正されて、順位が決定される。
  - iv そのチームが行った試合のチーム成績とプレイヤーの得点は削除される。

### 13.2 トーナメント戦の場合

- a 公認される事由なく試合開始時に試合に出場する選手が 11 名に満たないチーム、試合を棄権したチーム、試合拒否ないし試合を終了させることを拒否したチームは、大会を棄権したものと見なす。
- b チームが上記の理由により棄権となった場合
  - i チームはその試合において 0 対 5 で負けたものとする。
  - ii チームは失格とし、大会での順位は付与されない。
  - iii チームのその試合のそれまでのプレイヤーの得点は認められない。
  - iv チームのそれまでの試合のチーム成績は保持されるが、個々のプレイヤーの得点記録は削除される。

- 13.3 JHA は棄権したチームに対し更なる処罰を科す権限を有する。

## 14. サジェスションアンパイア及びビデオアンパイア

- 14.1 サジェスションアンパイア及びビデオアンパイア制度の運用方法については付属書 6 に規定する。

## 15. 行動規定と処罰

- 15.1 JHA 行動規範は JHA が主催または共催する大会の競技役員を含めたすべての参加者に適用される。TD は、大会期間中の競技役員の言動に責任を負う。監督は、大会期間中のチーム役員、プレイヤーの言動に責任を負う。

- 15.2 本規定の付属書 4 で行動規範およびこれに関連するガイドラインを規定する。
- 15.3 出場停止期間の決定については、大会終了までの残りの試合に限る必要はなく、大会終了後の試合を含んだ出場停止処分を科すことができる。
- 15.4 出場停止処分を受けた者は、出場停止処分を受けた試合が終了するまで、フィールド、テクニカルエリア（チームベンチ、ビデオタワーを含む）に立ち入ることはできない。

## 16. 抗議

- 16.1 試合終了後またはシュートアウト戦の後に**試合に関する**抗議を行う場合、監督は、
- a 公式試合記録に署名する際に、署名のすぐ下に抗議の意向を直ちに記入しなくてはならない。
  - b 抗議理由を文書にして試合終了またはシュートアウト戦の後 15 分以内に TO に提出しなくてはならない。
  - c 同時に 5 万円を TO に供託しなければならない。
- 16.2 抗議が行われた場合、TO は直ちに TD に報告しなくてはならない。
- 16.3 本規定の内容にかかわらず、試合中のアンパイアまたはサジェスジョンアンパイアの判定に関する抗議は行うべきではない。
- 16.4 チームは大会期間中の TD の決定（16.1 に基づく抗議に対する裁定を除く）ないし本規定の適用について TD に抗議を行うことができる。その場合、監督は、
- a 抗議理由を文書にしたものを抗議の対象となる通知や公表が行われてから 30 分以内に TD に提出しなくてはならない。
  - b 抗議文書と同時に 5 万円を TD に供託しなければならない。
- 16.5 TD は抗議の提出から 2 時間以内に決定を下し、公表しなくてはならない。参加資格に関する疑義で調査が必要な場合は、決定を保留できる。可能であれば、TD は決定直後に、抗議を行った監督に直接決定内容を伝えることが望ましい。
- 16.6 監督は、TD が抗議に対する決定内容を伝える機会を作らなくてはならない。
- 16.7 本規定の抗議手順が完全に遵守されなかった場合、抗議は却下される。
- 16.8 抗議が認められない限り、供託金は返還されない。

## 17. アピールジュリー

- 17.1 アピールジュリーは日本国内では設置しない。

## 18. アピールジュリー制度の運用

- 18.1 アピールジュリー制度は日本国内では採用しない。

## 19. アンチ・ドーピング

- 19.1 ドーピング検査は、大会開始時点で施行されている日本アンチ・ドーピング規程に基づいて行われる。
- 19.2 すべての試合がドーピング検査の対象となる。
- 19.3 すべてのプレイヤーは試合後、ドーピング検査の対象となりえる。これには試合時間を通じてチームベンチにいたプレイヤーも含まれる。大会で 1 名のプレイヤーが 2 回以上のドーピ

ング検査の対象となることがある。

19.4 検査対象に選ばれたプレイヤーは、基準に合致する尿または血液検体を提出する前にシャワー、バス、アイスバス等に入ってはならない。

## 20. 想定外の事態

20.1 本規程に記されていない事態が生じた場合、TD は必要な処置を決定する権限を有する。

20.2 TD の決定(16.1 に基づく抗議に対する決定を除く)により影響を受けたチームが抗議をする場合には、規定 16.4 に決められた手順で行わなくてはならない。

## 21. その他

21.1 大会会場には自動体外式除細動器 (AED) を設置しなければならない。

21.2 TD の許可により、サイドラインから 2m 以上離れたチームベンチ前にコーチングエリアを設置することができる。

21.3 6 人制の試合による大会の競技運営規定については、11 人制に準じる。

21.4 1.2 で定める大会運営規程は本規定からの変更および追加事項のみを記載したものを大会運営規程として定めることを推奨する。

21.5 本規定は、国際ホッケー連盟の競技運営規程に沿って作成されたものである。国際ホッケー連盟が行う規程の変更や国内の状況を踏まえて JHA は本規程を適宜変更する。その際は、1.5 に基づき公表される。

21.6 本規程は、2019 年 4 月 1 日に改訂され効力を有する。

## 付属書 1 ホッケー競技規則に優先する項目

付属書 1 に規定する以下の項目は、ホッケー競技規則に優先する。

### 1. グリーンカード (2 分間の退場)

- 1.1 反則を犯したプレイヤーは警告され、さらに競技時間中に 2 分間の退場処分が科せられる (グリーンカードで指示される)
  - a 退場の間、チームは 1 名少ないプレイヤー数で試合を行う。
  - b フィールドプレイヤーにグリーンカードを提示する場合、アンパイアは試合を止め (時間を止めなくてもよい)、カードを提示する。時間を止めた場合は、カード提示後直ちに再開する。
  - c ゴールキーパーにグリーンカードを提示する場合、アンパイアは時計を止め、そのプレイヤーがフィールドから出た直後に再開する。
  - d カードを提示されたプレイヤーは直ちにフィールドから退場しなければならない。指定された場所に移動する途中でプレイを妨害した場合には、アンパイアは競技規定に沿って罰則を追加する。
  - e 退場時間は、プレイヤーが指定された場所に着席した時点から計時する。
  - f 退場時間の管理は TO が行う。
  - g プレイヤーは、TO が退場時間の完了を告げた時にプレイを再開することが許される。
  - h 退場者がゴールキーパーであった場合は、TO が一時出場停止時間の終了をアンパイアに伝達する。アンパイアはその直後のプレイが止まった時に時計を止め、当該プレイヤーがフィールドに戻る時間を与える。

### 2. イエローカード (一時退場)

- 2.1 反則を犯したプレイヤーは、競技時間中に最低 5 分間の退場処分が科せられる (イエローカードで指示される)。
  - a 退場時間の長さはカードを提示したアンパイアから TO に伝えられる。
  - b 退場の間、チームは 1 名少ないプレイヤー数で試合を行う。
  - c フィールドプレイヤーにイエローカード提示する場合、アンパイアは試合を止め (時間を止めなくてもよい)、カードを提示する。時間を止めた場合は、カード提示後直ちに再開する。
  - d ゴールキーパーにイエローカードを提示する場合、アンパイアは時計を止め、そのプレイヤーがフィールドから出た直後に再開する。
  - e カードを提示されたプレイヤーは直ちにフィールドから退場しなければならない。指定された場所に移動する途中でプレイを妨害した場合には、アンパイアは競技規則に沿って罰則を追加する。
  - f 退場時間は、プレイヤーが指定された場所に着席した時点から計時する。
  - g 退場時間の管理は TO が行う。
  - h プレイヤーは、TO が退場時間の完了を告げた時にプレイを再開することが許される。
  - i 退場者がゴールキーパーであった場合は、TO が一時出場停止時間の終了をアンパイアに伝達

する。アンパイアはその直後のプレイが止まった時に時計を止め、当該プレイヤーがフィールドに戻る時間を与える。

### 3. 試合時間

- 3.1 試合は、15分間の4クォーターと10分間のハーフタイムからなる(クォーター制)。ただし、ハーフタイムの時間は、大会運営規程で変更して良い。クォーター制の実施方法は下記のとおりとする。
- a 試合は、15分間の4クォーターからなる。
  - b 第1クォーターと第3クォーターの終了後に2分間のインターバルを設ける。その間は、チームはフィールドから離れてはならない。チームの準備ができていなくても、2分経過と同時に試合を再開する。プレイヤーから見える位置に時間の経過が明示される設備(デジタルタイマー等)が設置されなければならない。タイマーがない場合は、審判員またはTOから試合再開時間が近づいていることを適切なタイミングでチームに伝える。
  - c 第2クォーター終了後に10分間のハーフタイムを設ける。その間、チームはTOの許可によりフィールドおよびテクニカルエリアを離れても良い。チームの準備ができていなくても、10分経過と同時に試合を再開する。プレイヤーから見える位置に時間の経過が明示される設備(デジタルタイマー等)が設置されなければならない。タイマーがない場合は、審判員またはTOから試合再開時間が近づいていることを適切なタイミングでチームに伝える。
  - d 第1クォーターでセンターパスを行ったチームが第2クォーターのセンターパスを行う。第1クォーターでセンターパスを行わなかったチームが第3クォーターと第4クォーターのセンターパスを行う。
  - e 各クォーター終了時間は、ペナルティコーナー、引き続いてのペナルティコーナーおよびペナルティストロークを完遂するために引き延ばされる。
  - f ペナルティコーナーが与えられたとき、試合時間は停止され、ペナルティコーナーの準備のために40秒間を与えられる。ペナルティコーナーの開始の際はアンパイアが笛を吹き、この合図をもって試合時間の計時を再開する。両チームの準備ができていれば40秒経過を待たずにアンパイアは笛を吹いてペナルティコーナーの開始の合図を行う。
  - g 連続して与えられたペナルティコーナーとチャレンジ権を行使した後のペナルティコーナー時には試合時間は停止されるが、チームに40秒間を与えられたものではなく、アンパイアはできるだけ速やかにペナルティコーナーを開始しなければならない。
  - h 上記f、gにおける時間停止は、大会の規模や試合の種類に応じて採用しなくても良い(ノンストップ方式)。また、TDは試合ごとに採否を変更する権限を有する。ただし、採否についてはチーム代表者会議までに決定され、参加チームに通知されなければならない。(原則として、大会実施要項に「ストップ方式」か「ノンストップ方式」かを記載することを推奨する。予選リーグはノンストップ方式、決勝トーナメントはストップ方式といった大会内での使い分けも可能とする。)

4. ペナルティコーナークロック

- 4.1 ペナルティコーナーの判定が下された時点から 40 秒以内にペナルティコーナーを再開しなければならない。
- 4.2 PC が与えられたとき上記 4. に基づき試合時間は 40 秒間停止される（ペナルティコーナーへの準備時間として）。アンパイアは両チームに 40 秒の経過が近づいていることを必要に応じて伝える。40 秒経過時にアンパイアは笛を吹いてペナルティコーナーの開始を合図する。両チームの準備ができていれば、40 秒経過前であっても笛を吹いてペナルティコーナーの開始を合図する。笛の合図により試合時間の計測が再開される。
- 4.3 これはボールがサークルから 5m 以上離れる前に連続して与えられたペナルティコーナーには適用しない。
- 4.4 遅延行為があった場合は、当該プレイヤーに個人的罰則を科す（グリーンカード）。たび重なる遅延行為には更に重い個人的罰則を科す（イエローカード）。その場合は、そのペナルティコーナーおよびその後の連続して実施されるペナルティコーナーは、1 人少ない人数で守ることになる。もし当該プレイヤーが守備側のゴールキーパーの場合は、そのペナルティコーナーは 1 人少ない人数で守ることになるが、個人的罰則は、他の守備側プレイヤーに科す（守備側チームが罰則を受けるプレイヤーを守備についているフィールドプレイヤーの中から選択できる）。

付属書 2 リーグ戦での順位決定方法

1. リーグ戦での順位決定方法

- 1.1 各試合について次のポイントが付与される。
  - － 勝者に 3 ポイント
  - － 引き分けた場合には両チームに 1 ポイント
  - － 敗者に 0 ポイント
- 1.2 リーグ戦終了時に、獲得したポイント数が最も多いチームから順に上位とする。
- 1.3 2 チーム以上のチームのポイント数が同じ場合には、勝ち試合数が多い順に上位とする。
- 1.4 1.3 でも 2 チーム以上のチームが同位の場合には、得失点差の多い順に上位とする。
- 1.5 1.4 でも 2 チーム以上のチームが同位の場合には、得点数の多い順に上位とする。
- 1.6 1.5 でも 2 チームが同位の場合には、この同位チーム同士の試合の勝ちチームを上位とする。
- 1.7 1.5 でも 3 チーム以上が同位の場合には、同位チームだけの試合結果に基づき、1.1 から 1.6 までを適用して順位を決定する。
- 1.8 1.7 でも 2 チームが同位である場合には、これらチームによるシュートアウト戦により順位を決定する。
- 1.9 1.7 でも 3 チーム以上が同位の場合には、それらのチームによりリーグ戦の試合順序と同じ順序でシュートアウト戦を行う。ただし各チームのシュートアウト数は 5 回のみとする。
- 1.10 1.9 により、シュートアウト戦の結果だけに基づいてランキングが決定される。1 回の対戦において勝者に 3 ポイント、引き分けには両チームに 1 ポイント、敗者には 0 ポイントを付与する。
- 1.11 1.10 でも同位である場合には、シュートアウト戦で記録されたゴール数に 1.3 から 1.7 を適用して順位を決定する。
- 1.12 1.11 でもなお 3 チーム以上が同位である場合には、各チームの順位が決定するまで同じ過程をくりかえす。再度のシュートアウト戦が必要な場合には、TD が対戦順序を決めるくじ引きを行う。

### 付属書3 シュートアウト戦

シュートアウト戦では、本規定に従い両チームから 5 名ずつのプレイヤーが交代で相手チームの守備者と 1 対 1 のシュートアウトを行う。

以下の競技規則と実施手順に基づき実施される。

- 1 試合終了後にシュートアウト戦を行う場合は、試合終了後 4 分間以内に開始しなくてはならない。
- 2 両チームの監督は公式試合記録用紙に記載されているプレイヤーの中から、攻撃を行う 5 名のプレイヤーと守備を行う 1 名のプレイヤーを指名する。守備を行うプレイヤーが攻撃を行うプレイヤーを兼ねても良い。下記に規定する場合を除き、シュートアウト戦での選手交代は認められない。(攻撃の順番を予め申告する必要はない)
- 3 シュートアウト戦実施時に TD より出場停止処分を受けているプレイヤーや試合終了後に続けて行われるシュートアウト戦の当該試合でレッドカード処分を受けているプレイヤーは参加できない。試合終了時にグリーンカードやイエローカードで退場処分中のプレイヤーは参加することができる。
- 4 TD は施設等の状況を考慮して時間計測方法を決定する。
- 5 TD は使用するゴールを決定する。
- 6 コイントスによって、先攻か後攻を決定する。
- 7 試合終了後に続けて行われるシュートアウト戦の当該試合でレッドカード処分を受けているプレイヤーを除き、スターティングリストに記載されている者は使用する 23m エリア外でシュートアウト開始地点から 10m 以上離れたフィールドに入ることができる。
- 8 GK または守備者はサークル外のバックラインの外で待機しても良い。
- 9 シュートアウトを行うプレイヤーと守備者のみが 23m エリア内に入ることができる。
- 10 攻撃を行うプレイヤーで守備も行う場合は、そのプレイヤーの防具の取り外しや装着のための適切な時間が与えられる
- 11 両チーム 5 名のシューターが交互にシュートアウトを行い合計 10 回のシュートアウトが行われる。
- 12 シュートアウトの実施方法は下記のとおりとする。
  - (ア) GK または守備を行うプレイヤーはゴールポスト間のゴールライン上またはゴールラインの後ろに位置する。
  - (イ) ボールをゴールの中心から最も近い 23m ライン上に置く。
  - (ウ) 攻撃を行うプレイヤーは 23m エリア外のボールの近くに位置する。
  - (エ) メインアンパイア (UMP1) が笛を吹く。
  - (オ) テクニカルテーブルにいる競技役員が計時を開始する。(または TD によって決められた方法で計時を開始する)
  - (カ) 両プレイヤーはどの方向に動いてもよい。
  - (キ) シュートアウト戦は次の該当する場合に終了する。
    - i. 開始の合図から 8 秒が経過したとき

- ii. ゴールとなったとき
  - iii. 攻撃するプレイヤーが反則したとき
  - iv. GK または守備するプレイヤーがサークル内外で故意でない反則をしたとき。この場合は同じプレイヤーにより再びシュートアウトが行われる。
  - v. GK または守備するプレイヤーがサークル内外で故意の反則をしたとき。この場合は PS があたえられる。
  - vi. ボールがバックラインかサイドラインを越えたとき。GK または守備するプレイヤーが故意にバックラインを越えるようにボールをプレイすることは許される。
- 13 PS が与えられた時は、17、18、19 項に基づき公式試合記録に記載されているプレイヤーが PS の攻撃または守備を行うことができる。
- 14 得点の多いチームが勝者となる。たとえ 10 名のプレイヤー全員がシュートアウトを終了していても、勝敗が決まった時点でシュートアウト戦は打ち切られる。
- 15 シュートアウト戦実施中にイエローカード、レッドカードを提示されたプレイヤーは退場となるが、グリーンカードでは退場とならない。
- 16 シュートアウト戦実施中にイエローカードまたはレッドカードが提示された場合
- (ア) 当該プレイヤーはその後のシュートアウト戦に参加することができず GK または守備を行うプレイヤー以外は交代できない。
  - (イ) GK または守備を行うプレイヤーに対する交代はそのシュートアウト戦に参加している 5 名の攻撃するプレイヤーの中からのみ許される。交代プレイヤーは交代しようとする GK または守備を行っていたプレイヤーと同様の防具の装着のための適切な時間が与えられる。そのプレイヤーが自分の攻撃を行うときは防具の取り外しに適切な時間が与えられる。その後守備を行うために防具を装着する時にも適切な時間が与えられる。
  - (ウ) 退場となったプレイヤーが行うことになっていたシュートアウトは実施されずに無得点とされるが、退場時に既に得点となっているものについては、有効とする。
- 17 シュートアウト戦実施中に GK または守備するプレイヤーがプレイ不能となった場合は、退場処分となっているプレイヤー以外の公式試合記録に記載されているプレイヤーの中から交代させることができる。交代プレイヤーは交代しようとする GK または守備を行っていたプレイヤーと同様の防具の装着のための適切な時間が与えられる。交代プレイヤーを 5 名のシューターから選ぶこともでき、その際は自分の攻撃を行うときは防具の取り外しに適切な時間が与えられる。その後守備を行うために防具を装着する時にも適切な時間が与えられる。
- 18 シュートアウト戦実施中にシューターがプレイ不能となった場合は、退場処分となっているプレイヤー以外の公式試合記録に記載されているプレイヤーの中から交代させることができる。
- 19 両チーム 5 名によるシュートアウトが終了した時点でゴール数が同じだった場合は
- (ア) 同じプレイヤーにより両チーム 5 回のシュートアウトを行う第 2 シリーズを実施する。
  - (イ) 攻撃を行う順番は第 1 シリーズと同じでなくてよく、シュートアウトごとに監督が指名する。
  - (ウ) 先攻と後攻を入れ替える。
  - (エ) 同数のシュートアウトを行った時、どちらかのチームがゴール数を上回っていた場合はそのチームを勝者としシュートアウト戦は終了する。

- 20 第2シリーズ終了時点でもゴール数が同じであった場合、同じプレイヤーによる両チーム5回の新たなシリーズを行う。
- (ア) 攻撃を行う順番は前のシリーズと同じでなくてよく、シュートアウトごとに監督が指名する。
- (イ) 先攻と後攻を入れ替える。
- 21 20に定める新たなシリーズ終了時点でもゴール数が同じであった場合は、更に新たなシリーズを繰り返す。その際シリーズ毎に先攻と後攻を入れ替える。
- 22 本規程の規定事項を除き、ホッケー競技規則が適用される
- 23 シュートアウト戦の5回(6人制の場合は3回)の攻撃を行う各シリーズにおいて、同一人物が2回以上のシュートアウトの攻撃を同一シリーズ内で行った場合(PSは除く)は、2回目以降の攻撃結果は無効とし、失敗と記録される。
- 24 TOは、同一シリーズで同一人物が2回目のシュートアウトの攻撃を行おうとしていると気が付いた場合には、注意を与えることができる。ただし、適正な攻撃順序の遵守はTOでなくチームの監督に責任がある。
- 25 同一シリーズ内に同一人物が2回以上の攻撃を行っていたことを攻撃実施後に相手チームまたは当該競技役員による明確な指摘があった場合には、TOは攻撃結果を失敗に修正する(当該SOが失敗の場合は失敗のまま)。この修正は次のSOが開始されるまで可能とし、次のSOの開始の笛が吹かれた時点で修正することはできなくなる。2回以上の攻撃を行ったSOが成功し、それが勝敗を決定した最後のSOであった場合は、両チームの監督が公式記録用紙にサインを完了する時点まで修正が可能とし、修正する場合は、結果を修正した時点の状態からシュートアウト戦を再開することになる。期限を過ぎてからの上記に関する抗議は受け付けない。

### 付属書 4 行動規範

- 1 JHA は、日本国内におけるホッケーの試合が公正かつ安全に行われるための大会運営およびホッケーをプレイすることに関するすべての権限を有する。したがってホッケー競技に関わる者は、JHA の定める規程と指示を遵守することに合意するものとする。
- 2 行動規範は JHA が主催または共催する大会および JHA が認定した全試合の参加者に適用される。
- 3 以下が参加者と見なされる。
  - a 参加チームのチームメンバーと役員。これにはプレイヤー、監督、コーチ、テクニカルスタッフを含むコーチングスタッフ、医療担当者が含まれる。
  - b 全ての競技役員。これには JHA 代表、TD、TO、ジャッジ、アンパイアマネジャー、アンパイア、メディア担当者、医療担当者、JHA または実行委員会が指名する役員が含まれる。
  - c 実行委員会委員。
- 4 行動規範は大会に参加する者が、ホッケー競技の安全性の向上と振興のための責任と自覚を持つために制定される。
- 5 すべての参加者は自らの行動と態度に責任を持ち、自らの言動の正当性が説明できなければならない。
- 6 大会に参加するチームのプレイヤーと役員に必要な指示を行うのは監督の責務である。JHA が定める規程に違反した場合は、プレイヤー、役員とともに監督も責任を負う。
- 7 大会中の違反行為および JHA が定める規程等に関わる疑義は、大会開催中は TD が対応する。大会の終了後は原則として JHA 技術委員会が対応し、必要に応じて JHA 倫理委員会で審議される。
- 8 JHA は、大会参加者が最高水準の行動と規律を保つよう努めなければならない。
- 9 大会参加者は、競技フィールド上、会場、宿舎で適切に行動しなければならない。ホッケー競技の利益を損なう行為、ホッケー競技への不信を招く行為および不正行為を行ってはならない。
- 10 以下は不適切あるいは許容されない行為と見なされる。
  - a 他の参加者、一般観衆に対する暴言、暴行、敵意
  - b アンパイアの判定や役員の決定に対して挑発的または批判的に、不適切なやり方で論争、抗議、反発すること
  - c アンパイアまたは競技役員に攻撃的な態度で向かって行くこと
  - d 罵りや無礼な発言や身振り
  - e 装備、衣服、会場の施設、備品を乱暴に扱うこと
  - f ドーピング検査官に対する暴言、暴行、敵意
- 11 監督、キャプテン、TD が指名するプレイヤーは、要請に応じてメディアとの会見に出席しなければならない。
- 12 公式発言は適正、建設的で分別があるものでなくてはならない。他のプレイヤー、アンパイア、競技役員や大会実行組織の個人を攻撃する内容であってはならない。
- 13 JHA は公式発言を以下のように定める。

発言の全部、一部または要旨が一般に公表された発言。公表された媒体（新聞、雑誌、定期刊行物、電子刊行物（インターネット、eメール等）、テレビ、ラジオ等）は問わない。

- 14 プレイヤー、チームスタッフはドーピング検査官に対し暴言、暴行、敵意ある行為を行ってはならない。日本アンチ・ドーピング機構（JADA）が禁止する薬物または薬物関連物質を所持したり、薬物に関する規定を犯したりしてはならない。
- 15 薬物に関する規則により処罰中のプレイヤー、チームスタッフはホッケー競技に関与することはできない。
- 16 大会参加者はいかなる場合においても賭博行為を行ったり、賭博行為を誘導する行為をしたりしてはならない。これにはインターネットを通じた賭博行為、他の大会参加者との賭博行為が含まれる。
- 17 大会参加者は賭博、汚職に関わるいかなる行為も行ってはならない。（試合結果の操作、賄賂の受け取や誘導、賭博のために内部情報を利用または提供すること等。）

## 付属書 5 行動規範における違反と処罰レベルのガイドライン

### レベル 1

レベル 1 の違反に対する処分は、その個人に対する訓戒または（および）最低 1 試合の出場停止とする。

レベル 1 の処分対象となる行為の例

- － 他の参加者、一般観衆に対する暴言、敵意
- － アンパイアの判定または競技役員の決定に対する挑発的ないし批判的な論争、抗議、反発
- － 攻撃的な態度でアンパイアまたは競技役員に向かうこと
- － アンパイアの判定に対し過剰なアピールをすること
- － スティックやボールをプレイヤー、アンパイアまたは競技役員の付近へ不適切または危険な方法で投げること
- － プレイ中に他のプレイヤーに対し不適切または意図的な身体的接触をすること
- － 卑猥、攻撃的、侮辱的とされる無礼な発言、罵詈雑言、身ぶり、手振り
- － ホッケー装具、服装、会場の施設や設備の損壊
- － 公的な発言の場で、プレイヤー、アンパイア、役員に関する不公正、非建設的、不適または分別のない発言をすること
- － 要請されたメディアとの会見を欠席すること

### レベル 2

レベル 2 の違反に対する処分は、その個人に対する最低 2 試合の出場停止とする。

レベル 2 の処分対象となる行為の例

- － アンパイアに対する威嚇ないし攻撃行為
- － 他のプレイヤー、アンパイア、競技役員、観客に対する負傷に至らない暴行
- － フィールド上での暴力行為
- － 人種、宗教、性別、肌色、祖先、国籍、出身民族に関する侮辱、恫喝、侮蔑、中傷の発言または身振り
- － レベル 1 の処分対象行為のくり返し

### レベル 3

レベル 3 の違反に対する処分は、その個人に対する最低 5 試合の出場停止とする。

レベル 3 の処罰対象となる行為の例

- － 他のプレイヤー、アンパイア、競技役員、観客に対する負傷を伴う暴行
- － レベル 2 の処分対象行為のくり返し

付属書 6 サジェスションアンパイア及びビデオアンパイア

1. サジェスションアンパイア及びビデオアンパイアの概要

- 1.1 サジェスションアンパイア制度とは、両方のゴール付近のフィールド外にサジェスションアンパイアを配置し、アンパイアが下した、又は、下さなかった判定に対しサジェスションアンパイアに助言を求め、参考にすることができる制度である。
- 1.2 ビデオアンパイア制度とは、試合中にリアルタイムでビデオリプレイを確認出来る装置およびビデオアンパイアを配置し、アンパイアが下した、又は、下さなかった判定に対しビデオアンパイアに助言を求め、参考にすることができる制度である。
- 1.3 チャレンジ権とは、試合中のアンパイアに対して、サジェスションアンパイアやビデオアンパイアの助言を参照しアンパイアに判定の再考を要求できる権利をチームに認めることである。
- 1.4 審判員のみがサジェスションアンパイアやビデオアンパイアに助言を求めることができる。このことをリファールという。
- 1.5 リファールはプレイヤー、チーム役員の抗議、アピール、圧力によって行われてはならない。規定された手順に基づく要求がなされなければならない。
- 1.6 審判員のみがリファールを行うために試合時間を止めることができる。サジェスションアンパイア、ビデオアンパイア、その他の競技役員は時間を止めることはできない。
- 1.7 サジェスションアンパイア制度は、大会規模、会場施設等を考慮した上で採用される日本独自の制度である。

2. 制度を適用する試合

- 2.1 サジェスションアンパイア制度とビデオアンパイア制度を同時に採用することができる。その場合でもチームに与えられるチャレンジ権は 1 試合に 1 回であり、チームチャレンジの場合は、サジェスションアンパイアとビデオアンパイアの両方からのアドバイスを同時に参考にしてアンパイアは判定を行う。
- 2.2 サジェスションアンパイア、ビデオアンパイア制度およびチャレンジ権の採用は大会運営規程またはチーム代表者会議にて事前に通知される。ただし、TD は、天候、施設、要員等の要因により、試合毎に採否を変更する権限を有する。変更する場合は、チームがスターティングリストを提出するまでにチームに通知されるものとする。

3. チームリファール（チームのチャレンジコールに基づき行うリファール）

- 3.1 チャレンジ権を採用する試合においては、両チームに試合中 1 回のチャレンジ権を与える。シュートアウト戦においては、シュートアウト戦の前に行われていた試合終了時における両チームのチャレンジ権の保有回数に関係なく、両チームがそれぞれ 1 回のチャレンジ権を保有した状態で開始する。
- 3.2 得点、ペナルティストローク、ペナルティコーナーに関わる判定（または判定しなかったこと）に対してのみチームはチャレンジを行うことができる。シュートアウト戦においては、

すべての判定（または判定しなかったこと）を対象にできる。

- 3.3 フィールド上にいる全てのプレイヤーがチャレンジを行うことができる。ただし、シュートアウト戦の場合は、攻撃または守備を行っているプレイヤーのみとする。（ベンチからのチャレンジは受け付けない。）
- 3.4 チャレンジ権を行使したいプレイヤーは、判定がなされた（または判定されなかった）直後に両手を使って片方の手のひらにもう一方の手の指先をまっすぐのぼし「T」の字を作るゼスチャーをアンパイアに示すとともに、「チャレンジ」と発声しなければならない。
- 3.5 「チャレンジ」以外の発声や発声とゼスチャーの両方が伴っていない場合のチャレンジは受け付けない。
- 3.6 「チャレンジ」の発声がアンパイアによって聞き取れなかった場合は、チャレンジは受け付けられない。
- 3.7 チャレンジの対象となる判定（または判定しなかったこと）から時間が経過した後になされたチャレンジは受け付けない。
- 3.8 試合時間外（シュートアウト戦を除く）に行われたチャレンジは受け付けない。ただし、試合時間内にアンパイアがチャレンジを確認した直後にクォーターの規定時間終了のホーンが鳴ったとしても、チャレンジは受け付ける。
- 3.9 アンパイアがチャレンジを受け付ける場合は、試合時間を停止し、「テレビスクリーン」のシグナルの後、T字のシグナルを示すことによりチーム（Team）がチャレンジ権を行使して行うチームリファールであることを明確にする。
- 3.10 チャレンジを行うチームの指名する1名のプレイヤーは20秒以内にアンパイアに対してどの判定（または判定しなかったこと）に対し、どのように判定を変更する要求かを明確に伝えなければならない。
- 3.11 20秒以内に明確な内容がアンパイアに伝えられない場合は、当初の判定（または判定されなかったこと）は変更されず、チームのチャレンジ権は喪失する。
- 3.12 アンパイアは、チャレンジの内容を確認した後、当該サイドのサジェスションアンパイアやビデオアンパイアと相手アンパイアにより協議を行う。
- 3.13 サジェスションアンパイアやビデオアンパイアは可能な限り短い時間で以下の助言を行う。
  - ゴールかどうか
  - ペナルティストロークかどうか
  - ペナルティコーナーかどうか
  - シュートアウトリテイク（やり直し）かどうか
  - ノーアドバイス
  - 対象プレイの前後に起こった反則や状況
- 3.14 対象プレイの前後に起こった反則や状況についての助言が行われた場合には、アンパイアは最終的な判定を行う際にそれを考慮する。
- 3.15 ノーアドバイスとは、サジェスションアンパイアの位置から明確に確認できなかつたり、ビデオ映像に判断の根拠となる状況が映っていなかつたり、十分な解像度でなかつたり、機器の問題があり、アンパイアに有効な助言ができない場合を意味し、その場合、アンパイアによ

って下された当初の判定（または判定をしなかったこと）がそのまま維持され、チームのチャレンジ権は喪失しない。

- 3.16 チームリファール後に下された判定に対して、相手チームはチャレンジ権を行使することはできない。
- 3.17 協議中にプレイヤーは、アンパイアの付近に近づいてはならない。この違反に対してはカードの提示による個人的罰則が適用される。
- 3.18 チャレンジの対象となった判定（または判定しなかったこと）の変更の有無に関わらず、アンパイアは最終判定を明確に示さなければならない。また、ノーアドバイスの場合は、両チームにその旨を伝えなければならない。

#### 4. アンパイアリファール（アンパイアが自分で行うリファール）

- 4.1 得点、ペナルティストロークに関わる判定（または判定しなかったこと）に対して疑義がある場合のみアンパイアは、自分でリファールできる。シュートアウト中においてはすべての事象を対象とできる。
- 4.2 リファールはルールに基づきゴールとなったかどうか、ペナルティストロークがルールに基づき与えられたかどうかについてのみ行われる。
- 4.3 すなわち、アンパイアは以下の場合に、リファールできる。
- 4.4 ボールが完全にゴールラインを超えたか。
- 4.5 ボールがサークルの中で攻撃側のプレイヤーによって正しくプレイされたか、又は、攻撃側のプレイヤーのスティックに触れた後にゴールラインを超えたか。
- 4.6 ペナルティコーナー時に、攻撃側のプレイヤーによるシュートの前に、ボールが完全にサークルの外に出たか。
- 4.7 得点を決めたプレイヤー又はゴールを防いだプレイヤーにより、23m エリア内で判定に関わる反則が行われたか。
- 4.8 守備側のプレイヤーによるサークル内の反則で、そのことによりおそらく入っていたと思われる得点が妨げた又は故意の反則で、攻撃側のプレイヤーが実際にボールを保持したり、保持しようとしたりしているのを妨げられたか。
- 4.9 アンパイアリファールを行うときは、テレビスクリーンのシグナルを示したのちにアンパイア自身の胸に手を当てるシグナルをする。
- 4.10 サジェスションアンパイアやビデオアンパイアは可能な限り短い時間で以下の助言を行う
  - ゴールかどうか
  - ペナルティストロークかどうか
  - ノーアドバイス
  - 対象プレイの前後に起こった反則や状況
- 4.11 対象プレイの前後に起こった反則や状況についての助言が行われた場合には、アンパイアは最終的な判定を行う際にそれを考慮する。
- 4.12 ノーアドバイスとは、サジェスションアンパイアの位置から明確に確認できなかつたり、ビデオ映像に判断の根拠となる状況が映っていなかつたり、十分な解像度でなかつたり、機器

の問題があったりして、アンパイアに有効な助言ができない場合を意味し、その場合、アンパイアによって下された当初の判定（または判定をしなかったこと）がそのまま維持される。

- 4.13 アンパイアリファール後に判定に対して、チームはチャレンジ権を行使することはできない。
- 4.14 協議中にプレイヤーは、アンパイアの付近に近づいてはならない。この違反に対してはカードの提示による個人的罰則が適用される。
- 4.15 チャレンジの対象となった判定（または判定しなかったこと）の変更の有無に関わらず、アンパイアは最終判定を明確に示さなければならない。また、ノーアドバイスの場合は、両チームにその旨を伝えなければならない。

## 5. チャレンジ権の回数

- 5.1 チャレンジ権を採用する試合においては、両チームにそれぞれ 1 回のチャレンジ権を与える。
- 5.2 チームがチャレンジ権を行使した結果、チームの主張が認められなかった場合は、そのチームはチャレンジ権を喪失する。チームの主張が認められた場合やノーアドバイスの場合は、チャレンジ権は喪失しない。
- 5.3 シュートアウト戦においては、シュートアウト戦の前に行われていた試合終了時における両チームのチャレンジ権の保有回数に関係なく、両チームがそれぞれ 1 回のチャレンジ権を保有した状態で開始する。
- 5.4 アンパイアは、何回でもアンパイアリファールができる。

## 6. その他

- 6.1 状況の解釈を含める最終的な判断はアンパイアが行い、サジェスションアンパイア又はビデオアンパイアは判定を下す権限を持たない。
- 6.2 その他の全ての判断はアンパイアが行う。
- 6.3 リファールのために時間が停止されている間は、選手交代できない。

2019年3月1日

都道府県ホッケー協会 御中  
 日本社会ホッケー連盟 御中  
 日本学生ホッケー連盟 御中  
 全国高等学校体育連盟ホッケー専門部 御中  
 中学校部会 御中  
 スポーツ少年団部会 御中  
 マスターズ部会 御中  
 ホッケージャパンリーグ 御中  
 各プロリーグ競技長・審判長 各位

公益社団法人 日本ホッケー協会  
 技術委員会 委員長 真 喜代司

## サジェスションアンパイアおよびビデオアンパイア 制度についての補足 (2019年度)

平素より多大なるご支援をいただき誠にありがとうございます。  
 さて、競技運営規程に記載されているサジェスションアンパイアおよびビデオアンパイア制度についての補足 (2018年3月27日付) を下記の通りご連絡いたします。

関係各位におかれましては、ご理解をいただき、周知及び対応いただきありがとうございますようお願い申し上げます。

### 記

- 概要  
 サジェスションアンパイア制度とは、両方のゴール付近のフィールド外にサジェスションアンパイアを配置し、アンパイアが下した、又は、下さなかった判定に対しサジェスションアンパイアに助言を求め、参考にする事ができる制度です。ビデオアンパイア制度とは、試合中にリアルタイムでビデオオリブレイを確認出来る装置およびビデオアンパイアを配置し、アンパイアが下した、又は、下さなかった判定に対しビデオアンパイアに助言を求め、参考にする事ができる制度です。  
 これは、試合に影響が大きい判定 (得点、PS、PC) に対する疑義がある場合に、より納得性のある判定とできるようにするための制度です。
- リファール (チャレンジ) の対象プレー  
 選手は、得点、PS、PCに関わるプレーを対象にチャレンジ (チームリファール) を行うことができますが、審判員は得点、PSに関わるプレーのみを対象にアンパイアリファールを行うことができます。PCの判定に関わるアンパイアリファールはできませんのでご注意ください。  
 SO戦の場合は、すべてのアンパイアの判定 (または判定しなかったこと) に対してチャレンジ (チームリファール) およびアンパイアリファールを行うことができます。
- チャレンジのタイミング  
 選手がチャレンジを行う場合は、対象となるプレー後速やかに実施しなければなりません。時間が経過した後のチャレンジは受け付けられません。また、明確に「チャレンジ」の発声と「T」字シグナルの両方が行われてなければ受け付けられません。審判員がチャレンジを受け付けた場合は、インプレー中であっても速やかに時間を停止します。チャレンジの対象となるプレーの直後にクォーター終了

のフォーンが鳴ったとしてもチャレンジを受け付けることができます。アンパイアリファールも同様に実施することができます。 (SO戦の場合は、8秒間の合図の笛またはフォーンと読み替えます)

### 4. 再開方法

リファール後の再開方法は下記のとおりです。

- 協議の結果、判定が変更された時  
 変更された判定に基づき試合を再開します。
- 協議を行っても判定が変更されなかった時 (ノーアドバイスを含む)  
 a. 時間が停止された時がインプレー中だった場合  
 デイフェンスのフリーヒットで再開します。 (これまではブリーで再開していたケースに相当)。  
 b. 時間が停止された時がアウトブレイ中だった場合  
 時間が停止された時点の状態から試合を再開します。  
 (例: 守備側選手がクリアしたボールがサイドラインを割った後にリファールのため審判員が時間を止め、その後判定が変更されなかった場合は、サイドラインから攻撃側が再開します)
- 適用日  
 2019年4月1日より適用します。
- その他  
 JHA 技術委員長通達「サジェスションアンパイアおよびビデオアンパイア制度についての補足」 (2018年3月27日付) は2019年3月31日で廃止します。  
 以上

2019年度の国内大会で実施するレギュレーション一覧表

レギュレーション項目	対象となる大会・試合	実施方法・留意点
一時退場者の退場時間と再入場	国内の大会すべて	11人制は、イエローカードが提示された場合の一時退場時間は5分間か10分間とする。審判員は、イエローカードを提示した後、テクニカルテーブルに向かって、5分間の場合は手を広げて片手をあげる。10分間の場合は、手を広げて両手をあげる。一時退場時間が完了した時点でPC実施中の場合は、再入場はホッケー競技規則13.5に定めるPC完遂後となる。
勝敗を決するための延長戦は行わない。	国内の大会すべて。 ただし、全国スポーツ少年団大会のみ、延長戦を一部実施する。	引き分けて試合が終了し、勝敗を決す必要がある場合は、試合終了後4分間以内にSO戦を実施する。
サジェンションアンバインバイン制度、ビデオアンバイン制度のどちらかまたはその両方を採用し、チャレンジ権をチームに与える。	①インターハイ：準決勝以上 ②高校選抜：準決勝以上 ③大学王座：準決勝以上 ④全日本社会人：準決勝以上 ⑤全日本学生選手権：準決勝以上 ⑥国民体育大会：各種別準決勝以上 ⑦男女全日本選手権：すべての試合 ⑧日本リーグ：プレーオフ・順位決定戦	サジェンションアンバイン制度またはビデオアンバイン制度を採用し(両制度を同時に採用する場合もあり得る)、チームに判定に対するチャレンジ権を与える。「ノーアドバンス」時の対処方法等を含め、詳細は競技運営規程参照のこと。 対象大会、試合以外でもTDの判断により配置することができる。
リファアール時等の選手交代	高校生以上の11人制大会すべて 6人制及び中学生以下の大会では実施しない。	チャレンジ権の行使や、PC・PS・得点に関わる疑義があり、審判が時間を停止した時は、選手交代ができない。 選手交代はTDが管理する。
ハイスティックによるプレー、リバーシットによるプレーの制限	小学生以下の試合において適用する	小学生においては、肩より上のポールをスティックでプレイすること及び振りかぶって行うリバーシットをしてはならない。なお、中学生以上(6人制を含む)は肩より上の部分を含むような高さのポールであっても、危険でない限りスティックでプレイすることを認める。
クォーター制	高校生以上の国内の試合で適用する。(6人制は除く)	試合時間は15分の4クォーターとする。1Qと2Q、3Qと4Qの間は2分間のインターバル、2Qと3Qの間は、10分間のハーフタイムを設定するが、大会レギュレーションで変更してよい。PC判定時から40秒間は、試合時間が停止されるが、選手の準備ができ次第再開する。試合時間の停止は大会レギュレーションにより採用しなくともよい(インストロップ方式)。
通訳者のベンチ入り	すべての国内の試合	日本語での意思疎通ができない監督に対してチームは通訳を行う者をベンチに入れることができる。通訳者は規定されているベンチ入りできるチーム役員に追加してベンチに入ることができる。通訳者はチーム選手に対する監督の指示内容を日本語でフィードバックして発声することができる。コーチングエリアが設定されている場合は、その中で立つて指示を与えることができるが、コーチングエリアには同時に入ることできない。S0戦時にはベンチから出ることはできない。通訳者は下記の項目をすべて満たしている場合に限りベンチに入ることができる。ベンチ入りの際にはスターティングリストへの通訳者氏名の記載は不要であるが、毎試合、スターティングリスト提出時までに通訳者をベンチ入りさせる旨の連絡をTDに行わなければならない。 ・大会参加申込書の送付と同時に通訳者をベンチ入りさせたい旨の連絡をTDおよび主催者に行っている。 ・TDが求める通訳者に関する情報をチーム代表者会議までにTDに提供している。 ・監督は日本語による意思疎通を行う能力を持っていない。(外国人コーチに対する通訳者のベンチ入りは不可) ・通訳者は監督が話す外国語および日本語に堪能である。 ・通訳者はJHAが発行する登録証を所持している。(種別は問わない)
PC終了後は、守備者の防具はできるだけ速やかに取り外すこと。	すべての国内の試合で適用する	通訳は国際化の流れを鑑み、あくまでも監督の外国語による発言内容を日本語に変換して選手に伝える役割として特別にベンチ入り認めるものであり、通訳の業務を免除した行為(選手の手当て、監督の発言に基づかないコーチング、指導、応援、審判・相手チームへの発言等)をしてはならない。違反した場合は、TDまたはTDから退場処分を与える場合がある。言語能力等の判断はTDが行う。大会運営規程に関連する定めが別途ある場合は、それに従う。
スライディングによるタックル(防衛)は、たとえボールに対して正當にタックルできたとしても、その行為の結果、相手選手が危険であったり、危険を誘発する行為であった場合は、原則としてカードにより罰せられる。	すべての大会で実施する	防具装着状態でインプレイ中、流れの中でボール保持者が防具装着状態でプレイすることは許されるが、ボールを保持していない選手が防具を装着したままプレイに参加しようとしていたり、プレイが一旦止まった後のプレイを防具装着状態で行った場合は罰せられる。(守備側Hアサイン、もしくは攻撃側HあるいはPCとする。)

(参加チーム用)

行動規範 確認書

1. 私は、大会に参加するにあたり、大会に参加するチームの監督として、公益社団法人日本ホッケー協会が定める競技運営規程、倫理規程等の規程および日本アンチ・ドーピング機構が定める日本アンチ・ドーピング規程を確認しました。
2. 私は、私が監督をするチームが大会に参加するにあたり、プレイヤーおよびチーム役員の全員が公益社団法人日本ホッケー協会が定める競技運営規程、倫理規程等の規程および日本アンチ・ドーピング機構が定める日本アンチ・ドーピング規程を確認したことに責任を負います。

大会名 : \_\_\_\_\_

チーム名 : \_\_\_\_\_

監督署名 : \_\_\_\_\_

署名日 : 西暦 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

これ以後の様式は、JHAホームページ

「JHA > ルールと競技規則 > 記録用紙ダウンロード」より取得できます。

(競技役員用)

行動規範 確認書

1. 私は、大会に参加するにあたり、大会のテクニカルデリゲートとして、公益社団法人日本ホッケー協会が定める競技運営規程、倫理規程等の規程および日本アンチ・ドーピング機構が定める日本アンチ・ドーピング規程を確認しました。
2. 私は、大会競技役員の全員が公益社団法人日本ホッケー協会が定める競技運営規程、倫理規程等の規程および日本アンチ・ドーピング機構が定める日本アンチ・ドーピング規程を確認したことに責任を負います。

大会名 : \_\_\_\_\_

TD名 : \_\_\_\_\_

TD署名 : \_\_\_\_\_

署名日 : 西暦 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

# 2019年度 Hockey Handbook -28-

年度

大会

## 参加申込書

下記のとおり参加申し込みいたします。

年 月 日

<b>都道府県名</b>		<b>ホッケー協会</b>	<b>チーム代表者</b>	
ふりがな		〒		
<b>チーム名</b>		所在地		
		TEL		fax
ふりがな		〒		
<b>連絡者氏名</b>		住 所		
		携帯電話		e-mail

**【ユニフォーム】**

	シャツ	パンツ/スコート	ソックス	ゴールキーパーシャツ
第1				
第2				

(※1) 手当者がいない場合は、本申込書記載でベンチ入りしない選手(20歳以上)から選出できる但し、スターティングリストに記載する事

**【役員】**

役職名	氏名	公認指導者資格	役職名	氏名	保有資格(※1)
ふりがな		有(下段に名称)・無	ふりがな		有(下段に名称)・無
<b>監督</b>			<b>手当者氏名</b>		
ふりがな		有(下段に名称)・無	ふりがな		有(下段に名称)・無
<b>コーチ</b>			<b>手当者氏名</b>		

**【選手】**

Po	No	氏名	ふりがな	出身校	年齢・学年	生年月日
	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
	6					
	7					
	8					
	9					
	10					
	11					
	12					
	13					
	14					
	15					
	16					
	17					
	18					
	19					
	20					
	21					
	22					
	23					
	24					
	25					
	26					
	27					
	28					
	29					
	30					

※「Po」欄には、GK・FB・MF・FWの別をご記入ください。

※主将の番号を○で囲んでください。

# 2019年度 Hockey Handbook -29-

年度

大会

## 参加申込書

下記のとおり参加申し込みいたします。

年 月 日

都道府県名	東京都	ホッケー協会	チーム代表者 日本 太郎		
ふりがな	にほんちーむ	〒	150-8050		
チーム名	日本チーム	所在地	東京都渋谷区神南1-1-1 岸記念体育会館 内		
		TEL	03-3481-2330	fax	03-3481-2329
ふりがな	にほん たろう	〒	150-8050		
連絡者氏名	日本 太郎	住所	東京都渋谷区神南1-1-1 岸記念体育会館 内		
		携帯電話	000-3491-2330	e-mail	nfo@japan-hockey.org

**【ユニフォーム】**

	シャツ	パンツ/スコート	ソックス	ゴールキーパーシャツ
第1	レッド	レッド	レッド	イエロー
第2	ホワイト	ホワイト	ホワイト	ピンク

(※1) 手当者がいない場合は、本申込書記載でベンチ入りしない選手（20歳以上）から選出できる但し、スターティングリストに記載する事

**【役員】**

役職名	氏名	公認指導者資格	役職名	氏名	保有資格(※1)
ふりがな	にほん いちろう	有(下段に名称)・無	ふりがな	にほん さぶろう	有(下段に名称)・無
監督	日本 一郎	上級コーチ	手当者氏名	日本 三郎	スポーツトレーナー
ふりがな	にほん じろう	有(下段に名称)・無	ふりがな	にほん しろう	有(下段に名称)・無
コーチ	日本 二郎	コーチ	手当者氏名	日本 四郎	無

**【選手】**

Po	No	氏名	ふりがな	出身校	年齢・学年	生年月日
	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
	6					
	7					
	8					
	9					
	10					
	11					
	12					
	13					
	14					
	15					
	16					
	17					
	18					
	19					
	20					
	21					
	22					
	23					
	24					
	25					
	26					
	27					
	28					
	29					
	30					

公認スポーツ指導者資格の有無と資格名欄を追記。  
6人制も同じ

手当者の資格の有無と資格名欄を追記。  
手当者がいない時の手続きを追記  
6人制も同じ

※「Po」欄には、GK・FB・MF・FWの別をご記入ください。

※主将の番号を○で囲んでください。

# スターティングリスト



大会名 \_\_\_\_\_ 年 月 日

チーム名 \_\_\_\_\_ 試合番号 \_\_\_\_\_

出 場 選 手				
先発	背番号C/GK	姓 名	ふりがな	年齢・学年
	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
	7			
	8			
	9			
	10			
	11			
	12			
	13			
	14			
	15			
	16			
	17			
	18			
出場停止者は「S」を付けること				
監 督 :		コ ー チ :		
手当者1 :		手当者2 :		
:		:		
First		Second		
FPシャツ		FPシャツ		
パンツ/スコート		パンツ/スコート		
ソックス		ソックス		
GKシャツ		GKシャツ		
↑ ※ 試合に着用するユニホームに「レ」を記入 ↑				

TO

# スターティングリスト



大会名 2019年 全日本選手権大会 2019年 1月 2日

チーム名 日本協会 試合番号 1

出 場 選 手				
先発	背番号C/GK	姓 名	ふりがな	年齢・学年
✓	1	日本 太郎	にほん たろう	
✓	2			
✓	3			
✓	4			
✓	5			
✓	6			
✓	7			
✓	8			
✓	9			
✓	10 C			
	11			
✓	12 GK			
15	13			
	14			
	15			
	16			
S	18			

キャプテンには「C」、ゴールキーパーには「GK」を付ける

本試合において出場停止処分を受けているプレイヤーに「S」を付ける

6人制・インターハイ・国体は、必要に応じて非表示にしてください

出場停止者は「S」を付けること

監督 :	日本協会1	コーチ :	日本協会2
担当者1 :	日本協会3	担当者2 :	日本協会4
必要に応じて記載 :	例:引率責任者・校長・部長・通訳・マネージャー等	必要に応じて記載 :	例:引率責任者・校長・部長・通訳・マネージャー等
First		Second	
FPシャツ	✓ レッド	FPシャツ	ブラック
パンツ/スコート	✓ レッド	パンツ/スコート	ブラック
ソックス	✓ レッド	ソックス	ブラック
GKシャツ	✓ ライトブルー	GKシャツ	イエロー
↑ ※ 試合に着用するユニホームに「レ」を記入		↑	



# 公式試合記録



大会名: \_\_\_\_\_

試合番号 \_\_\_\_\_ 備考 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 時間 \_\_\_\_\_ 場所 \_\_\_\_\_ ピッチ \_\_\_\_\_

チーム名  
\_\_\_\_\_

合計	—
前半	—
後半	—
S O	—

チーム名  
\_\_\_\_\_

先発	背番号	C/GK	氏名	G▲	Y■	R●
	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
	6					
	7					
	8					
	9					
	10					
	11					
	12					
	13					
	14					
	15					
	16					
	17					
	18					

先発	背番号	C/GK	氏名	G▲	Y■	R●
	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
	6					
	7					
	8					
	9					
	10					
	11					
	12					
	13					
	14					
	15					
	16					
	17					
	18					

時間	No.	種類																

得点

種類:FG - Field Goal / PC - Penalty Corner / PS - Penalty Stroke

10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	順番	守備者	先・後	S O 戦	先・後	守備者	順番	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
										No.						No.										
										○/×						○/×										

監督 \_\_\_\_\_

アンパイア \_\_\_\_\_

R.アンパイア \_\_\_\_\_

ジャッジ \_\_\_\_\_

特記事項: \_\_\_\_\_

監督 \_\_\_\_\_

アンパイア \_\_\_\_\_

ジャッジ \_\_\_\_\_

T O \_\_\_\_\_

(6人制用)

公式試合記録



大会名: \_\_\_\_\_

試合番号 \_\_\_\_\_ 備考 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 時間 \_\_\_\_\_ 場所 \_\_\_\_\_ ピッチ \_\_\_\_\_

チーム名

\_\_\_\_\_

合計	—
前半	—
後半	—
S O	—

チーム名

\_\_\_\_\_

先発	背番号	C/GK	氏名	G▲	Y■	R●
	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
	6					
	7					
	8					
	9					
	10					
	11					
	12					

先発	背番号	C/GK	氏名	G▲	Y■	R●
	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
	6					
	7					
	8					
	9					
	10					
	11					
	12					

時間	No.	種類									
											0

時間	No.	種類									
											0

種類:FG - Field Goal / PC - Penalty Corner / PS - Penalty Stroke

10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	順番	守備者	先・後	S O 戦	先・後	守備者	順番	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
										No.					No.												
										O/X					O/X												

監督 \_\_\_\_\_

アンパイア \_\_\_\_\_

R.アンパイア \_\_\_\_\_

ジャッジ \_\_\_\_\_

特記事項: \_\_\_\_\_

監督 \_\_\_\_\_

アンパイア \_\_\_\_\_

ジャッジ \_\_\_\_\_

T. O. \_\_\_\_\_

(スポ少用)

公式試合記録



大会名: \_\_\_\_\_

試合番号 \_\_\_\_\_ 備考 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 時間 \_\_\_\_\_ 場所 \_\_\_\_\_ ピッチ \_\_\_\_\_

チーム名

\_\_\_\_\_

合計	—
前半	—
後半	—
延長戦	—
S O	—

チーム名

\_\_\_\_\_

先発	背番号	C/GK	氏名	G▲	Y■	R●
	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
	6					
	7					
	8					
	9					
	10					
	11					
	12					

先発	背番号	C/GK	氏名	G▲	Y■	R●
	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
	6					
	7					
	8					
	9					
	10					
	11					
	12					

時間	No.	種類									

時間	No.	種類									

種類:FG - Field Goal / PC - Penalty Corner / PS - Penalty Stroke

10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	順番	守備者	先・後	S O 戦	先・後	守備者	順番	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
										No.					No.												
										O/X					O/X												

監督 \_\_\_\_\_

監督 \_\_\_\_\_

アンパイア \_\_\_\_\_

アンパイア \_\_\_\_\_

R.アンパイア \_\_\_\_\_

ジャッジ \_\_\_\_\_

ジャッジ \_\_\_\_\_

T. O. \_\_\_\_\_

特記事項: \_\_\_\_\_



# 負傷・事故報告書



JAPAN HOCKEY ASSOCIATION

大会名： \_\_\_\_\_

日時： 年 月 日( )

天候： \_\_\_\_\_

ピッチの状況： \_\_\_\_\_

当該チーム名： \_\_\_\_\_

対戦チーム名： \_\_\_\_\_

試合番号： \_\_\_\_\_

## 負傷・事故当該選手名

氏名( )NO( )	氏名( )	氏名( )NO( )	氏名( )NO( )
NO	事故の状況	事故後の処置	負傷の状況
			負傷後の処置

監督署名 \_\_\_\_\_

TO署名 \_\_\_\_\_

TD署名 \_\_\_\_\_

# 負傷・事故報告書



大会名： インターハイ

日時： 2019年1月1日(月)

当該チーム名： 日本ホッケー協会A

天候： 晴

対戦チーム名： 日本ホッケー協会B

ピッチの状況： ドライ

試合番号： 9

## 負傷・事故当該選手名

氏名( 日本 太郎 )NO( 9 ) 氏名( )NO( )

NO	事故の状況	事故後の処置	負傷の状況	負傷後の処置
9	スティックによる頭部打撲・裂傷	救急搬送にて〇〇病院搬送	頭部左側に裂傷	3針縫う縫合処置及びアイシング

監督署名 \_\_\_\_\_

TO署名 \_\_\_\_\_

TD署名 \_\_\_\_\_

負傷・事故報告書(医療機関治療拒否確認書)



大会名：国民体育大会

日時 年 月 日( )

天候

ピッチの状況

当該チーム名

対戦チーム名

試合番号

発生時刻	事故の状況	負傷の状況	負傷後の指示
:			

選手自筆署名	年 月 日	選手氏名
	チーム名(都道府県名)	

監督自筆署名	年 月 日	監督氏名
	チーム名(都道府県名)	

当該試合TO署名

当該試合医療関係者署名

大会TD署名

負傷・事故報告書(医療機関治療拒否確認書)



大会名：国民体育大会

日時 2019年 月 日( )

天候

ピッチの状況

当該チーム名

対戦チーム名

試合番号

発生時刻	事故の状況	負傷の状況	負傷後の指示
:			プレーを中断し救急搬送

私は、上記の通り負傷を負い、医療関係者及びTD・ATD・担当試合TOに「プレーを中断し速やかに医療機関での治療を受けるよう」指示されましたが、自己判断によりプレーを続けることを宣言します。なお、この判断により発生したすべての事案につきましては、自己の責任において解決し、主催者他大会関係各所に一切の責任を問わないことをお約束いたします。

選手自筆署名	年 月 日	チーム名(都道府県名)	選手氏名
--------	-------	-------------	------

私は、所属選手が上記の通り負傷を負い、医療関係者及びTD・ATD・担当試合TOに「プレーを中断し速やかに医療機関での治療を受けるよう」指示されましたが、選手本人及び監督である私の判断によりプレーを続けることを宣言します。なお、この判断により発生したすべての事案につきましては、本人及び監督である私の責任において解決し、主催者他大会関係各所に一切の責任を問わないことをお約束いたします。

監督自筆署名	2019年 月 日	チーム名(都道府県名)	監督氏名
--------	-----------	-------------	------

当該試合TO署名 当該試合 医療関係者署名

大会TD署名

TO/ジャッジ/アンパイア/アポイントメントシート



JAPAN HOCKEY ASSOCIATION

大会名:

日時:

会場:

協会

試合 No	時間	種別	チーム名	-	チーム名	テクニカル オフサイアー	ジャッジ		アンパイア		リザーブ アンパイア	サセッションアンパイア ビデオアンパイア	
				-									
				-									
				-									
				-									
				-									
				-									

TD:

TO/ジャッジ/アンパイア/アポイントメントシート



JAPAN HOCKEY ASSOCIATION

大会名:

日時:

会場:

協会

試合 No.	時間	種別	チーム名	チーム名	テクニカル オフィサー	ジャッジ	アンパイア	R.アンパイア	サベツション(V) アンパイア
1			— シャツ ヘルツ/コート ソックス GKシャツ	—					
2			— シャツ ヘルツ/コート ソックス GKシャツ	—					
3			— シャツ ヘルツ/コート ソックス GKシャツ	—					
4			— シャツ ヘルツ/コート ソックス GKシャツ	—					
5			— シャツ ヘルツ/コート ソックス GKシャツ	—					

TD:

# JHA 倫理規程



## 第一章 総則

### (目的)

第1条 本規程は、公益社団法人日本ホッケー協会（以下「本協会」という。）の役員及び職員並びにホッケー競技関係者の倫理に関する基本となるべき事項を定めるとともに、本協会の事業運営及びホッケー競技関係者の清廉性に対する疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって本協会及びホッケー競技に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 本規程は、以下に定める者（以下「協会員」という。）に適用する。

- ① 本協会又は本協会の加入団体の会長、副会長、理事、監事、顧問、評議員又は委員（以下「役員」という。）
- ② 本協会又は本協会の加入団体の職員
- ③ 本協会に登録した指導者又はスタッフ
- ④ 本協会に登録した競技者
- ⑤ 本協会に登録したチーム
- ⑥ 本協会に登録又は設置された競技役員

### (協会員の基本的責務)

第3条 協会員は、第1条の目的を達成するため、法令及び本協会の規程を遵守し、職務又は競技活動に公正かつ誠実に務めるものとする。

## 第二章 規律違反行為と処分の内容

### (規律違反行為)

第4条 規律違反行為とは、協会員の行う次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

- ① 他者に対する暴力、暴言、差別的言動、いじめ、強要又はパワー・ハラスメント等の粗暴行為
- ② 競技又は指導上の必要性を欠いた身体的接触、性的な言動、つきまとい、交際の強要又はセクシュアル・ハラスメント等の行為
- ③ 本協会又は本協会の加入団体を含む他者の名誉又は信用を毀損する行為
- ④ 方法の如何を問わず、また直接か間接かを問わず、競技結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為に関与する行為

- ⑤ 競技会等の円滑な運営又は施設管理を妨げる行為
  - ⑥ 大会又は法令で禁止されている薬物の不当な所持、使用又は取引に関与する行為
  - ⑦ 競技力の向上の観点から、明らかに必要性又は相当性を欠く指導
  - ⑧ その職務に関する不正な利益の授受又はその申込み行為
  - ⑨ 補助金等の不正受給、脱税、その他不正な経理に関与する行為
  - ⑩ 反社会的勢力（暴力団や暴力団員、その準構成員、暴力団関係企業やこれらに準じる者）と関係を持つ行為
  - ⑪ 法令若しくは本協会の定める諸規程に違反し、又は本協会の指示、命令若しくは調査を拒む行為
  - ⑫ 本協会、加入団体又は協会の品位を害する行為
- 2 本規程のほか、ホッケー競技の大会における規律違反行為の詳細については、ホッケー競技運営規程に定める。

（処分）

第5条 本協会は、規律違反行為を行った協会員に対して、規律違反行為の内容・程度及び情状に応じ、以下の処分を行うことができる。

(1) 役員に対する処分の種類

- ① 戒 告：注意を行い戒める。
- ② 嚴重注意：嚴重に注意を行い戒める。
- ③ 降 格：下位の役職へ移行させる。
- ④ 諭旨辞職：諭旨により辞職願いを提出させる。
- ⑤ 解 任：役員の状態を剥奪する。

(2) 職員に対する処分の種類

- ① 戒 告：注意を行い戒める。
- ② 嚴重注意：嚴重に注意を行い戒める。
- ③ 減 給：報酬又は給与を減額する。
- ④ 出勤停止：一定期間出勤を停止し、その期間中、報酬又は給与を支払わない。

- ⑤ 降 格：下位の資格・職位等へ移行させる。
- ⑥ 諭旨退職：諭旨により退職願いを提出させる。
- ⑦ 懲戒解雇：予告期間を設けることなく即時に免職（解雇）とする。

(3) 指導者、競技者、スタッフ、チーム又は競技役員に対する処分の種類

- ① 戒 告：注意を行い戒める。
- ② 嚴重注意：嚴重に注意を行い戒める。
- ③ 登録停止：一定期間、本協会の登録者としての資格を停止する。
- ④ 登録抹消：永久に本協会の登録者としての資格を剥奪する。

- 2 本協会は、前項の処分に代えて、又は前項の処分と併せて、一定期間のボランティア活動への従事、書面による反省文の提出その他必要な措置を課すことができる。
- 3 ホッケー競技の大会における規律違反行為に対する処分については、原則としてホッケー競技運営規程が本規程に優先して適用されるものとする。

### 第三章 倫理委員会及び調査部

#### (倫理委員会の構成)

- 第6条 倫理委員会は、3名以上の委員で構成するものとし、うち1名以上は法律に精通した有識者を選任するものとする。
- 2 倫理委員会の委員長は、倫理委員会委員の中から1名を選任する。

#### (調査部)

- 第7条 本協会における迅速かつ公平公正な調査を確保するため、調査部を置く。
- 2 調査部は、前項の任務のために独立した部署とし、他の全ての部署又は委員会等から何らの指揮命令又は影響を受けない。

### 第四章 事実調査及び処分審査

#### (処分の原則)

- 第8条 本協会の協会員は、規律違反行為と疑われる事案があると思料するときは、倫理委員会に対して、書面をもって事実の調査を行うよう請求（以下「事実調査請求」という。）することができる。
- 2 倫理委員会は、前項の事実調査請求があった場合において、明らかに規律違反行為と疑われる事案が存在しないと認める場合その他調査を不相当とする特段の事情が存する場合は、事実調査を開始しない旨の決定を行うことができる。この場合には、事務局は、事実調査請求者に対して、当該決定を通知しなければならない。

#### (事案解明のための調査)

- 第9条 倫理委員会は、前条第1項の事実調査請求を受けた後、前条第2項の場合を除き、速やかに調査部に事実の調査を囑託する。
- 2 調査部は、本協会、処分対象者又はその他関係者に対して、事案の解明のために、事実関係について説明及び証拠資料の提出を求め、又は現地調査をすることができる。
  - 3 協会員は、調査部の任務を尊重し、前項の調査に協力しなければならない。

(倫理委員会の処分審査)

第10条 前条第1項の事実の調査が行われた場合、倫理委員会は、当該調査結果に基づき、中立、公正かつ迅速に審査（以下「処分審査」という。）し、処分意見を作成する。

- 2 倫理委員会の処分審査は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 当該事案に何らかの形で関与したことがある委員及び当該事案に利害関係を有する委員は、当該事案の審査に加わることができない。
- 4 当該事案に関し審査に加わることができる委員数が3名に満たない場合には、本協会は、審査に加わることができる委員数が3名以上となるまで、特別委員（当該事案限りの委員のことをいう。）を選任しなければならない。

(意見陳述の手続)

第11条 倫理委員会は、次の各号の区分に従い、処分対象者に対して、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

- ① 次のいずれかに該当するとき 聴聞
  - イ 解任、懲戒解雇又は登録抹消の処分をしようとするとき
  - ロ イに掲げる場合以外の場合であって倫理委員会が相当と認めるとき
- ② 前号イからロまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

## 第五章 処分の手続

(処分の決定及び通知)

第12条 本協会は、第10条第1項の処分意見を参考に、処分を決定する。

- 2 本協会は、処分対象者に対して、書面をもって処分決定を通知する。
- 3 前項の処分決定の通知には次の事項を明記しなければならない。
  - ① 処分対象者の表示
  - ② 処分の内容
  - ③ 処分の理由
  - ④ 処分の年月日
  - ⑤ 処分決定に不服がある場合には、処分対象者は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して本協会の行った処分決定の取消しを求めて仲裁の申立てを行うことができる旨
- 4 処分決定がなされた場合、事務局は、遅滞なく、事実調査請求者に対して、処分の経過を通知しなければならない。
- 5 事務局は、前項の通知をするときは、処分対象者又は調査に協力した者等の名

誉、プライバシー等を不当に侵害することのないように配慮しなければならない。

(処分決定の効力)

第13条 処分決定は、前条第2項の通知が処分対象者に到達した時に効力を生じる。

2 第18条第1項の仲裁申立てがあつた場合でも、本協会又は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構により、処分決定の取消し若しくは変更がなされ、又は処分決定の効力が停止されるまでの間、処分決定は効力を失わない。

(処分の取消し・変更・効力の停止)

第14条 本協会は、処分決定後、処分内容の取消し、変更又は効力の停止をすることができる。ただし、処分の変更は、より軽い処分とする場合に限る。

2 本協会は、前項の処分の取消し、変更又は効力の停止をした場合は、処分対象者に対し、書面をもってこれを通知する。

(仮処分)

第15条 本協会は、回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があるときは、倫理委員会の承認を得て、第8条ないし第11条の手続を経ることなく、仮に処分を決定することができる。

2 本協会は、前項の決定をした後は、速やかに第8条ないし第12条の手続を経なければならない。

3 第13条及び前条の規定は、第1項の決定に準用する。

(関係者の守秘義務)

第16条 倫理委員会、事務局、調査部その他調査又は処分手続の関係者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、調査又は処分手続の関係者でなくなった後も、同様とする。

(不利益取扱いの禁止)

第17条 本協会は、事実調査請求又はその請求に関する相談若しくは協力をしたことを理由として、当該事実調査請求者又はその通報に関する相談若しくは協力した者に対しいかなる不利益な取り扱いも行つてはならない。

## 第六章 不服申立

(処分決定に対する不服申立)

第18条 第12条第1項の処分決定に不服がある場合には、処分対象者は公益財

団法人日本スポーツ仲裁機構に対して本協会の行った処分決定の取り消しを求めて仲裁の申立てを行うことができる。

- 2 処分対象者は、前項の公益財団法人日本スポーツ仲裁機構への仲裁申立てを除き、処分決定に対して不服を申し立てることができない。
- 3 本協会は、第1項の申立てをしたことを理由として、処分対象者に対して処分決定以外の不利益な取扱いをしてはならない。

(ホッケー競技運営規程に基づく処分に対する不服申立)

第19条 ホッケー競技の大会における規律違反行為について、ホッケー競技運営規程に基づく処分(以下「原処分」という。)がなされた場合、原処分を受けた協会員は、倫理委員会に対し、原処分の取消し又は変更を求めて不服を申し立てることができる。

- 2 倫理委員会は、原処分に重大かつ明白な瑕疵がある場合に限り、原処分を取消し又は変更するものとする。
- 3 第8条ないし第10条、第12条ないし第14条及び第16条ないし第18条の規定は、前2項の不服申立手続に準用する。

## 第七章 附則

(施行日)

第20条 本規程は、平成30年11月11日より施行する。

以 上

# 登録規程



## 登録規程 (2019年度版)

公益社団法人 日本ホッケー協会

### <登録の義務>

1. 公益社団法人日本ホッケー協会(以下「JHA」という)に所属するチーム及び構成員(監督、コーチ、選手、その他役員)は、2.に規定する種別に登録しなければならない。未登録のチーム及び構成員は、JHA主催の大会及びそれに準じる大会(国民体育大会ブロック大会等)に出場することはできない。

構成員(監督、コーチ、選手、その他役員)の登録は、「選手」もしくは「チームスタッフ」の2種類とし、そのどちらかまたは両方に登録することができる。

なお、チームの構成が通常活動するチームと異なる編成となる可能性のある、国民体育大会(ブロック大会を含む)、中学11人制大会、ジャパンリーグにおいては、【別表(追加登録の具体例)】に従い登録を行う。平成29年度まで認めていた「一般男女」の登録者が、全日本マスターズ大会に参加する場合の登録免除は廃止し、必ず「マスターズ」種別にも登録すること。

また、「手当者」の兼務については、【別紙「監督・選手・コーチの兼務について(2018.7.7.通知)」】に則り行うこと。

### <登録の種別>

2. 登録の種別は次のとおりとする。

(1) 一般男子	(7) 中学男子	(13) 国体(成年種別)
(2) 一般女子	(8) 中学女子	(14) 国体(少年種別)
(3) 大学男子	(9) スポ少男子	(15) 中学11人制
(4) 大学女子	(10) スポ少女子	(16) ジャパンリーグ
(5) 高校男子	(11) マスターズ男子	(17) マスターズ
(6) 高校女子	(12) マスターズ女子	

※(13)から(17)は個人登録用の種別

※(13)(14)の国体は、ブロック大会も該当する

### <登録の手続>

3. 本年度の登録(以下「年度登録」という)は新登録システムにより、5月20日までにJHAへの登録を完了しなければならない。年度登録は、別に定める電子登録と登録料の納入(コンビニ決済もしくはクレジットカード決済のいずれか)によって完了する。なお、前述2通りの方法による決済ができない場合には、事前にJHAに相談すること。

また、今年度より、年度当初のチーム登録は下記の通り1次・2次の2回の期日を設ける。

- ・1次締め切り・・・4月19日(金)
- ・2次締め切り・・・5月20日(月)

※1次締め切りは、5月末から行われる高校のインターハイ都道府県予選に「登録証」の発送を間に合わせるために設けた。

### <追加登録・登録変更>

4. 追加登録・登録変更は次のとおりとする。
  - (1) 新しく結成されたチームは、都道府県協会がその事実を審査のうえ証明書を添えてJHAへ登録することができる。
  - (2) 登録構成員に追加あるいは変更のある場合は、別に定める登録申込書の電子登録と登録料の納入(コンビニ決済もしくはクレジットカード決済のいずれか)によって遅延なくJHAに届け出ること。「登録証」の発行は、毎月20日〆切、月末発送とする。
  - (3) 選手の移籍については、別に定めるところによる。

### <外国人選手>

5. 外国人の取り扱いは次のとおりとする。

外国人選手(以下「外国人」という。)の登録手続は、次の通り行うものとする。

  - (1) 外国人とは、日本国の国籍を持たないものをいう。

ただし、日本の学校教育法に基づく中学校または高等学校を卒業した者を除く。
  - (2) 全日本選手権およびホッケージャパンリーグに出場する外国人選手は、次のいずれかの書類の写しを試合に出場する3日前までにJHAへ提出すること(電子メールで可)。
    - ① 所属先の記された書類と就労ビザの写し
    - ② 居住する市町村が発行する外国人登録の写し
    - ③ 登録学校の在学証明書の写し
    - ④ 留学ビザの写し
  - (3) 年度登録の外国人数は、無制限とする。
  - (4) 外国人の全国大会参加に係る大会実施要項の取扱い  
外国人の大会参加については、次のとおり大会実施要項に明記する。

「大会エントリーの外国人数は無制限とし、スターティングリストは2名以内とする。」
  - (5) 全国高等学校選抜大会及び全国高等学校総合体育大会については、全国高等学校体育連盟の規定に基づく。

### <その他、登録の留意事項>

6. その他、登録の留意事項
  - (1) 年度登録に関しては、人数および登録者居住地の制限はない。
  - (2) 選手は同一種別に属する複数のチームに登録することはできない。
  - (3) 国民体育大会(ブロック大会含む)・中学11人制大会について、いずれかの《登録の種別》に登録していれば参加可能である。ただし、「選手」登録していた者が「チームスタッフ(監督・コーチ・その他役員)」として出場する場合や、その逆に「チームスタッフ(監督・コーチ・その他役員)」として登録していた者が「選手」として出場する場合には、【別表(追加登録の具体例)】に従い《登録の種別》(13・14)国体の部、(15)中学11人制、(16)ジャパンリーグに登録しなければならない。

※ 全国スポーツ少年団大会、全日本中学生大会、インターハイ、高校選抜大会において、学校代表者(学校長等)については特例として各大会の実行委員会に申請することによりベンチ入りできる。その場合、実行委員会がADカードを発行する。

※ 全国スポーツ少年団大会、全日本中学生大会、インターハイ、高校選抜大会における「チームスタッフ」の制限については、所轄団体等との規程を踏まえて、実施要項もしくは大会レギュレーションで定める。

＜年度登録料＞

7. 年度登録料は、チーム登録料、役員・選手個人登録料からなる。

種 別	チーム登録料	役員・選手個人登録料(1人当たり)
一般男子・一般女子	45,000円	チームスタッフ1,400円 選手1,400円
大学男子・大学女子	35,000円	チームスタッフ1,400円 選手1,300円
高校男子・高校女子	30,000円	チームスタッフ1,400円 選手 200円
中学男子・中学女子	6,000円	チームスタッフ1,400円 選手なし
スポーツ少年団男子・スポーツ少年団女子	1,000円	チームスタッフ1,400円 選手なし
マスターズ男女	なし	チームスタッフ1,400円 選手1,400円
・国体(含:ブロック予選) ・中学11人制 ・ジャパンリーグ ・マスターズ	※左記大会における <b>個人登録用種別</b>	チームスタッフ 3,000円 選手 3,000円(一般、大学、マスターズ) 1,000円(中学、高校)

＜登録証の再発行＞

8. 紛失等の理由による「登録証」の再発行手続きについては下記の通りとする。

- (1) 追加登録と同様の手順(当規程4、参照)により行う。
- (2) 「登録証」の再発行費用については、下記の金額を徴収する。
  - ・高校生以下 500円(送料込み)
  - ・大学生以上(マスターズ含) 1,000円(送料込み)
- (3) 大会当日に「登録証」を持参していない(忘れた・紛失した)場合
  - ・大会実行委員会により、当該者の登録状況を確認できたら、当該大会のみ有効の「登録証明証」を大会TDが発行する。
  - ・この際、発行手数料として500円を徴収する。

＜審 査＞

9. 登録に関する審査はこの規程にもとづいて都道府県協会が行い、JHAの承認を得るものとする。

＜チーム移籍＞

10. チーム移籍は次のとおりとする。

- (1) 一般種別(ホッケージャパンリーグ加盟チームを除く)の移籍について
  - 年度内に選手が所属チームを変更する場合(移籍)は、新所属チームは旧所属チームの同意書を添付して、JHAに通知しなければならない。
  - ※全国大会の予選会の大会参加申込書に記載されている選手は、その全国大会に別のチームで出場することはできない。
  - ※全日本社会人選手権大会、全日本学生ホッケー選手権大会の大会参加申込書に記載され

ている選手は、同年度内に開催される全日本選手権大会に別のチームで出場はできない。

(2) ホッケージャパンリーグ加盟チーム間の選手移籍について

- ① ホッケージャパンリーグ加盟チームに一度でも選手登録された選手は、同一年度内は他のホッケージャパンリーグ加盟チームに移籍することはできない。
- ② ホッケージャパンリーグ加盟チームに選手登録された選手が、翌年度に別のホッケージャパンリーグ加盟チームに移籍する場合は、移籍前後の両チームの代表者と本人（未成年者の場合は保護者も含む）の三者による「同意書」をホッケージャパンリーグに提出し、ホッケージャパンリーグが認めた場合のみ移籍を認める。
- ③ ②において選手が移籍を希望するものの、移籍前のチームから「同意書」が得られなかった場合は、移籍前のチームを退部した日から1年を経れば「同意書」がなくても移籍後のチームに選手登録できる。
- ④ ②において、高校生および大学生が卒業に伴い翌年度の所属チームを変更する場合には適用しない。すなわち「同意書」がなくても所属チームを変更できる。
- ⑤ ホッケージャパンリーグ加盟チーム間の移籍に関する疑義が生じた場合は、ホッケージャパンリーグがJHAと協議のうえ決定する。

(3) その他

移籍に関する疑義については、JHAが決定する。

**<その他>**

11. この規程に定めのないものについては、その都度JHAが決定する。

**<付 則>**

12. この規程は、2019年4月1日より施行する。



公認スポーツ指導者資格の義務付け 【2018/4/1 改正版】

大会	対象役員	本大会	予選大会 (ブロック・都道府県)	備考	
国民体育大会 (日本体育協会共催大会)	対象役員	監督		国民体育大会における指導者資格の義務付けは、日本体育協会の承認のもとに実施される	
	必要資格	コーチ以上			
日本社会人ホッケー連盟主催大会 (日本ホッケー協会共催含)	対象役員	監督			
	必要資格	コーチ以上			
日本学生ホッケー連盟主催大会 (日本ホッケー協会共催含)	対象役員	監督			
	必要資格	コーチ以上			
高等学校体育連盟ホッケー専門部主催大会 (日本ホッケー協会共催含)	対象役員	監督もしくはコーチ		当該校の教員が監督を務める場合、資格義務付けの対象外とする	
	必要資格	コーチ以上			
中学校部会主催大会 (日本ホッケー協会共催含)	対象役員	監督もしくはコーチ		当該校の教員が監督を務める場合、資格義務付けの対象外とする(但し、都道府県対抗においては、この限りではない)	
	必要資格	コーチ以上			
スポーツ少年団部会主催大会 (日本ホッケー協会共催含)	対象役員	監督		もしくは、「日本スポーツ少年団指導者資格(認定員・認定育成員)」資格を有していれば可	
	必要資格	指導員以上			
ホッケー日本リーグ機構主催・主管大会	対象役員	監督			
	必要資格	上級コーチ			
日本ホッケー協会主催大会 (上記大会及びマスターズを除く主催大会)	対象役員	監督			
	必要資格	コーチ以上			
上記以外の大大会	対象役員	監督			
	必要資格	指導員以上			
日本代表	シニア	ジュニア(U21)	ユース(U18)	ジュニアユース(U16)	備考
監督及びスタッフ	上級コーチ	上級コーチ	コーチ	コーチ	

\*日本以外の指導者資格を有する場合、普及委員会にて協議し対応する(国民体育大会は除く)。

2018年7月7日

都道府県ホッケー協会 殿  
 日本社会人ホッケー連盟 殿  
 日本学生ホッケー連盟 殿  
 全国高等学校体育連盟ホッケー専門部 殿  
 中学校部会 殿  
 スポーツ少年団部会 殿  
 ホッケー日本リーグ機構 殿  
 公認競技役員 殿  
 公益社団法人日本ホッケー協会  
 技術委員会委員長 真 喜代司

監督、選手、コーチ、手当者の兼任について (通知)

平素より多大なるご支援をいただき誠にありがとうございます。  
 さて、同一チームにおける監督と選手、コーチと選手等の兼任とは別に、複数チームにおいてコーチや監督を兼任するケースについてのご質問を多くいただいております。特に、手当者の兼任扱いについては、考慮を必要とするチーム事情もあって同っております。  
 つきましては、兼任の可否を次の通りまとめと通知いたしますので、ご理解の上、本年度の大会参加時のエントリーにつきまして、遺漏のないように手続させていただきますよう、貴管下所属チームへ周知よろしくお願いいたします。

記

- 1 選手、コーチ、監督の兼任の可否について
  - (1) 同一大会の場合は、複数のチームにわたる監督・コーチ・選手の兼任は認めない。ただし、自身の所属するチーム内で選手兼コーチ、選手兼監督の兼任は認める。その場合は、「選手」「チームスタッフ」の両方での登録が必要。(従前から変更なし)
  - (例1) 社会人大会で同じチームの監督兼選手として大会参加することは可能。
  - (例2) 社会人大会で、男子チームでは選手、女子チームのコーチという参加は認められない。同一大会で複数チームでの参加となるため認められない。(男子・女子の種別は異なるが同一大会とみなす)
  - (2) 別大会の場合は、兼任を認める。
  - (例3) インターハイで監督をし、インカレで監督をすることは認める。ただし、大学チーム、高校チームのそれぞれに「チームスタッフ」としての登録が必要。
  - (例4) インカレで監督をして、社会人大会で選手をすることは認める。ただし、大学チームで「チームスタッフ」として登録し、社会人チームで「選手」としての登録が必要。
  - (3) 全国大会の予選会もその同一大会とみなす。すなわち、社会人大会のブロック大会で男子チームの選手で大会参加登録した人は、たとえブロック予選会で敗退したとしても、女子を含む他の社会人大会(本大会含む)に参加するチームの監督、コーチ、選手として登録することはできない。
  - (例5) 社会人大会関東ブロック予選会の男子チームの選手で大会参加登録された人が近畿ブロック予選会の女子チームのコーチとして大会参加登録することは認められない。

2 手当者の兼任の可否について  
 手当者は、同一大会内であっても制限なく兼務を認める。ただし、選手として登録をしている者が、他のチームで手当者に従事する場合は、別途チームスタッフ登録を完了しておくこと。同チームであればチームスタッフ登録の必要はない。また、手当者は成人でなければならぬ。なお、同一種別の別のチームに同時に登録することも可能であるが、当該チーム同士が対戦する場合は、どちらから一方のチームでしかスターティングリストに登録できない。

- (例6) インカレに男子チームの「手当者」として参加登録し、同時に参加している別のチーム(男女関係なく)の「手当者」として参加することができる。
- (例7) インカレに男子チームの「監督」として参加登録し、同時に参加している別のチーム(男女関係なく)の「手当者」として参加することができる。

3 国体出場にかかわる制限

- 全ての役職において、同一都道府県での出場しか許されない。すなわち、「手当者」を含め全ての役職において、同一都道府県以外での兼務はできない。
- 監督・コーチ・選手では、種別をまたいだでの兼務は認められない。ただし、「手当者」についてのみ、同一都道府県内であれば兼務を認める。
- (例8) A県少年男子チームの「監督」はA県少年女子チームの「手当者」として参加できる。

4 その他

- 「チームスタッフ」の制限について、全国スポーツ大会・全日本中学選手権・中学11人制大会およびインターハイについては、実施要項もしくは大会レギュレーションで定める。
- この規程は、ブロック予選会も同様の扱いとする。

以上

# ユニフォーム規程

2016年4月1日制定

2019年4月1日改訂

(第3次改訂)



序文 目的

本規程は、公益社団法人日本ホッケー協会（以下「JHA」という）が主催または共催する大会に参加するチームのユニフォームに関する基準を定めるものである。

1. ユニフォーム登録

1.1 大会に参加するチームは、ファーストユニフォームおよびセカンドユニフォームとしてのフィールドプレイヤーのシャツ、パンツ/スコート、ソックスとゴールキーパーのシャツの色を大会参加申込書にて登録しなければならない。大会期間中はユニフォームの色柄を変更することができない。

2. フィールドプレイヤーのユニフォーム

2.1 ファーストおよびセカンドユニフォームのうちのひとつのセットは、シャツ、パンツ/スコート、ソックスそれぞれの80%以上が単色でなければならない。もうひとつのセットは他のセットとは全く違う色でなくてはならない。大会参加にあたり登録したファーストおよびセカンドユニフォームの色が似ているとTDにより判断された場合はTDはチームに対しユニフォームの色を変更させることができる。そのため、判断に迷う場合は、事前にJHA技術委員長または大会TDに確認を取っておくことを推奨する。

2.2 ソックスの色は、2.1の条件を満たす限り、何色でも良い。ただし、膝にかかるように着用することは認められない。

2.3 背番号は、はっきりと塗り潰された(輪郭線でない)数字で次の2か所に明示する。

a 上下16cm以上、30cm以下の文字でプレイヤーのシャツの背面。

b 上下7cm以上、9cm以下の文字でプレイヤーパンツ/スコートの前面で太ももの高さ。

2.4 プレイヤーの名前を表示する場合、プレイヤーの名前は、

a シャツの背面に表示されていること（ゴールキーパー特権を有するフィールドプレイヤーとして出場している場合を除く）

b はっきりと塗り潰された（輪郭線でない）上下が6cm以上、10cm以下の文字であること

c プレイヤーの背番号より上に配置し、背番号が明瞭に見えるようにすること

2.5 ユニフォームの袖の長さ、襟の有無の制限はないが、試合を通じて全員が同じ仕様のユニフォームを着用しなければならない。厳寒期には長袖、半袖、袖無しユニフォームの選手が混在していても良いが、事前にTDの承認を要する。

2.6 ロングアンダースパッツ、アンダーシャツは着用してはならない。ただし、ユニフォームの内側で外面から見えない範囲に着用するものや、立った姿勢でスコートの下に外面から見えない範囲で着用しているアンダースパッツは着用してもよい。スコートの下にアンダースパッツを着用する場合は、全員が同じ素材で同色のものを着用しなければならないが、スコートと同色である必要はない。

2.7 厳寒期には、ユニフォームの袖からはみ出るアンダーシャツを着用してよいが、着用する場合は、選手全員が同じ仕様のものを着用しなければならない。着用と非着用の選手が混在していても良い。着用にあたっては、事前に大会TDの承認を要する。

2.8 襟元や袖口からはみ出てユニフォームの原型を変えるような下着・インナーウェアは着用してはならない。

2.9 上項に関わらず、宗教上および医師の指示による健康上の理由による着用物に制限はないが、事前に TD の承認を必要とする。

### 3. ゴールキーパーのユニフォーム

3.1 ファーストおよびセカンドユニフォームのシャツは、フィールドプレイヤーのファーストおよびセカンドユニフォームのシャツの色と全く違う色でなくてはならない。

3.2 背番号は、はっきりと塗り潰された(輪郭線でない)数字で次の 2 か所に明示する。

a 上下 16cm 以上、30cm 以下の文字でシャツの背面。

b 上下 7cm 以上、20cm 以下の文字でシャツの前面。

3.3 プレイヤーの名前を表示する場合、プレイヤーの名前は、

a シャツの背面に表示されていること（ゴールキーパー特権を有するフィールドプレイヤーとして出場している場合を除く）

b はっきりと塗り潰された（輪郭線でない）上下が 6cm 以上、10cm 以下の文字であること

3.4 c プレイヤーの背番号より上に配置し、背番号が明瞭に見えるようにすること。

### 4. シューズの色

4.1 シューズの色は何色でも良い。

### 5. ゴールキーパーの装具の色

5.1 ゴールキーパーの装具の色は何色でも良い。

### 6. 大会主催者が希望する広告

6.1 大会主催者は、大会に参加するプレイヤーのユニフォームに広告を表示させる権利を有し、その要請があった場合は、チームはユニフォームの指定の位置に広告を貼付しなければならない。貼付する広告は、主催者がチームに無償で提供する。

### 7. チームが希望する広告

7.1 大会開始日の 3 日前までに表示する広告の図柄、大きさ、位置を主催者に申請しなければならない。

7.2 アルコール類およびたばこ商品名の広告は許可されない。

7.3 主催者は、公序良得に反する場合や大会スポンサーに競合する等の理由により、申請を却下することができる。

7.4 主催者は、許可にあたり広告の大きさ、位置を変更する権利を有する。

7.5 広告の表示が認められた場合、チームは、広告 1 か所につき 10,000 円を JHA に納入しなければならない。

### 8. 競技役員ウェアへの広告

8.1 大会主催者は、大会に参加する競技役員の公式ウェア（アンパイアシャツ、大会ジャンパー等）に広告を表示させる権利を有する。

9. 大会協賛広告

- 9.1 大会に参加する競技役員の公式ウェア（アンパイアシャツ、大会ジャンパー等）に広告を提供し、表示させることを、誰でも希望することができる。その場合は、以下に基づき主催者に申請を行わなければならない。
  - 9.2 大会開始 15 日前までに、表示する広告の図柄、大きさ、表示させるウェアおよび位置を主催者に申請しなければならない。
  - 9.3 アルコール類およびたばこ商品名の広告は許可されない。
  - 9.4 主催者は、公序良得に反する場合や大会スポンサーに競合する等の理由により、申請を却下することができる。
  - 9.5 主催者は、許可にあたり広告の大きさ、位置を変更する権利を有する。
  - 9.6 広告の表示が認められた場合、申請者は、広告 1 か所につき 50,000 円を JHA 特別協賛金として納入しなければならない。金額は JHA との協議により変更することができる。また、表示する広告を主催者に無償で提供しなければならない。広告の表示（貼付）に係わる費用は原則として申請者が負担する。
  - 9.7 大会主催者は、大会に参加する競技役員の公式ウェア（アンパイアシャツ、大会ジャンパー等）に広告を表示させる権利を有するが、アルコール類およびたばこ商品名の広告は表示できない。
10. 本規程に係わる疑義および定めのない事項は、JHA 技術委員長が関係機関と協議のうえ決定する。
11. 本規程は、2016 年 4 月 1 日より効力を有する。それに伴い、JHA ユニフォーム基準、登録規程のユニフォームに係わる規定を廃止する。

改訂履歴

2017 年 4 月 1 日改訂

2018 年 4 月 1 日改訂

2019 年 4 月 1 日改訂

■ : 主要変更箇所

# 公認競技役員規程

2016年4月1日制定

2019年4月1日改訂

(3次改訂)



## (目的)

**第1条** この規程は、公益社団法人日本ホッケー協会（以下「JHA」という）が認定する競技役員の地位の確立と責任の範囲の明確化を目指すとともに、技能向上や円滑な大会運営を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

## (用語の定義)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1. 公認競技役員 第3条によって区分される資格を有する者をいう。
2. 公式試合 JHA、ブロック協会、都道府県協会、ホッケー・ジャパンリーグ、日本社会人ホッケー連盟、日本学生ホッケー連盟およびその傘下団体のブロック学生連盟、全国高等学校体育連盟およびその傘下団体のブロック・都道府県高等学校体育連盟が主催または共催する大会でホッケー競技規則（6人制含む）に基づき実施される試合をいう。
3. 全国大会 JHA が主催または共催する大会。

## (公認競技役員資格の種類)

**第3条** 公認競技役員資格は、その活動範囲、必要な資質・技能に応じて次のとおり設置する。

1. テクニカルデリゲート（以下「TD」という）
2. テクニカルオフィサー（以下「TO」という）
3. ジャッジ（以下「JG」という）
4. アンパイアマネージャー（以下「UM」という）
5. 国際審判員
6. A級公認審判員（以下「A級」という）
7. B級公認審判員（以下「B級」という）
8. C級公認審判員（以下「C級」という）
9. D級公認審判員（以下「D級」という）
10. サジェスションアンパイア
11. ビデオアンパイア

なお、上記1から3までを公認テーブルオフィシャル、5から9までを公認審判員と総称する。また、公認競技役員は必ずどこかの都道府県協会に所属し、所属協会は、居住地または勤務地の位置する都道府県協会か都道府県協会の役員である場合はその協会とする。

## (公認競技役員の資質)

**第4条** 公認競技役員資格を有する者に求められる資質を次のように定める。

1. TD は、競技会の運営・競技運営規程・競技規則・審判に関する知識を熟知し、競技会を統括する見識・技能を有し、公認競技役員の模範となり指導を行い得る見識・技能を有する者。
2. TO は、競技会の運営・競技運営規程、競技規則・審判に関する知識がありTDを補佐する見識・技能を有し、試合を円滑に運営、管理するための十分な見識、技能を有する者。
3. JG は、大会の競技運営規程、競技規則に関する見識を有し、公式試合記録の作成およびTOと協力し試合の運営、管理を行い得る者。
4. UM は、大会およびホッケーに係わる活動を通じて、審判員の育成指導、評価、支援を行い得る見識、技能を有し、競技規則およびその解釈に対する説明が行える者。
5. 国際審判員は、公認審判員の資格を有する者のうち、国際ホッケー連盟（以下「FIH」という）により国際審判員資格を認定された者。
6. A級は、国際試合の審判を行い得る見識、技能を有し、公認審判員の模範となり得る者。
7. B級は、全国大会の試合の審判を行うに十分な見識、技能を有する者。

8. C級は、公式試合の審判を円滑に行うための必要な知識、技術を有する者。
9. D級は、公式試合の審判を行い得る者。
10. サジェスションアンパイアは、公式試合のサジェスションアンパイアを行うに十分な見識、技能を有する者。
11. ビデオアンパイアは、公式試合のビデオアンパイアを行うに十分な見識、技能を有する者。

### (公認競技役員に係わる役職の権限と責任)

**第5条** 公認競技役員の活動に係る役職の権限と責任は、次のとおりとする。

1. JHA 技術委員長は、公認競技役員を統括する。また、公認競技役員の実活動環境の向上、技能向上、国内外への競技役員への派遣、関係規則の制定・定着等に係わる活動を監督し、そのための必要な指示を公認競技役員に行う。
2. JHA 競技部長は、公認テーブルオフィシャルの技能向上、活動実績管理、活動者数の増加および競技会運営の円滑化等に資する必要な施策を策定し、ブロック競技長と共に実行する。
3. JHA 審判部長は、公認審判員の技能向上、活動実績管理、活動者数の増加および競技規則・判定に係わる解釈の浸透等に資する必要な施策を策定し、ブロック審判長と共に実行する。
4. JHA 競技役員指名室長は、全国大会に参加する競技役員を指名する。また、国民体育大会ブロック大会の TD、UM、ニュートラル審判員（ブロック外から派遣）を指名し、表-1 のブロック予選会におけるブロックが指名する TD、ニュートラル競技役員（T0、JG、審判員）の通知を受ける。
5. JHA 資格審査室は、講習会等の受講者の成績、実績を踏まえて第3条に定める資格を認定または承認する。また、第16条に定める降格、失効、剥奪、停止を決定する。
6. ブロック競技長は、所属ブロック内の公認テーブルオフィシャルへの指導、情報伝達、活動実績の把握、T0 昇格試験受験者の推薦、JG 資格の認定、ブロック予選会（表-1）の TD、T0、JG の指名（JHA が指名した者を除く）、競技役員への発掘、その他 JHA 競技部長の依頼する事項を遂行する。ブロック予選会（表-1）において、所属ブロック外から T0、JG を指名する場合は、競技役員指名室長に通知する。
7. ブロック審判長は、所属ブロック内の公認審判員への指導、情報伝達、活動実績の把握、B級昇格試験受験者の推薦、C級・D級資格の認定、ブロック予選会（表-1）の審判員の指名（JHA が指名した者を除く）、審判員への発掘、その他 JHA 審判部長の依頼する事項を遂行する。ブロック予選会（表-1）において、所属ブロック外から UM、審判員を指名する場合は、競技役員指名室長に通知する。
8. 都道府県競技長は、所属都道府県内の公認テーブルオフィシャルへの指導、都道府県内大会の TD、T0、JG の指名、競技運営役員への発掘、その他ブロック競技長の依頼する事項を行う。
9. 都道府県審判長は、所属都道府県内の公認審判員への指導、C級昇格試験受験者の推薦、都道府県内大会の審判員の指名、審判員への発掘、その他ブロック審判長の依頼する事項を行う。
10. 上記6から9に定める役職は、ブロックまたは都道府県内の理事会等の承認手続きを経て決定されることが望ましい。
11. 上記6から9に定める役職者が交代する場合は、速やかに JHA 技術委員長に通知しなければならない。また、その役職者の本規程に定める権限は、通知された時点から効力を有する。
12. 上記2から9に定める役職者（5を除く）の本規程に定める権限は、当該役職者がいずれかの競技役員資格を保有している場合に効力を有する。

### (公認競技役員の実務)

**第6条** 公認競技役員に求められる主な実務を次のとおり定める。

1. 本規程に定める事項を遵守しなければならない。
2. 公式試合への参加に際しては、移動中も含め、定められた服装もしくは職務にふさわしい服を

着用し、登録証を携行しなければならない。審判を行うときは公認審判服を着用しなければならない。

3. TDは、大会のTD（アシスタントTD含む）、ホッケー日本リーグ（以下「HJL」という）のシリーズチーフTOを3年間に1回以上担当しなければならない。または、公式試合のTOまたはJGを3年間に8試合以上担当しなければならない。
4. TOおよびJGは、公式試合のTOまたはJGを3年間に8試合以上担当しなければならない。
5. A級は全国大会の試合の審判を3年間に6試合以上担当しなければならない。
6. B級は全国大会、表-1に定めるブロック予選会、日本社会人ホッケー連盟、日本学生ホッケー連盟およびその傘下団体のブロック学生連盟が主催する大会の試合の審判を3年間に6試合以上担当しなければならない。
7. C級は公式試合の審判を3年間に6試合以上担当しなければならない。
8. TD、UM、A級は、第18条に定める講習会を毎年受講しなければならない。TO、JG、B級、C級、D級は、第18条に定める講習会を3年に1回以上受講しなければならない。
9. TD、TO、UM、A級、B級は、年度当初の指定期日までに大会派遣希望調査に回答しなければならない。また、JHAの求めに応じて活動実績を報告しなければならない。
10. A級、B級はJHAが指定する体力測定を毎年1回以上実施しなければならない。
11. 国際公式試合の競技役員を担当する場合は、事前にJHA技術委員長の承認を得なければならない。
12. 全国大会でTDまたはUMに指名された者は、所定期日以内に大会報告書をJHAに提出しなければならない。
13. 公認競技役員は、JHAの指定する活動に協力しなければならない。

### （公認競技役員の活動可能範囲）

第7条 公認競技役員の活動を行うことができる範囲は次のとおりとする。

1. TDは、公式試合が行われる大会のTDを担当できる。
2. TOは、公式試合のTOを担当できる。また、所属ブロック競技長の指名または承認により全国大会以外の大会のTDを担当できる。
3. JGは、公式試合のJGを担当できる。また、全国大会以外の試合のTOを担当できる。6人制の試合においては、全国大会のTOを担当できる。
4. A級は、公式試合およびJHA技術委員長の承認により国際試合の審判を担当できる。また、公式試合のJG、TOを担当できる。
5. B級は、公式試合およびJHA審判部長の推薦とJHA技術委員長の承認により国際試合の審判を担当できる。また、公式試合のJGを担当できる。
6. C級は、全国大会以外の公式試合の審判を担当できる。ただし、所属ブロック以外の場所で行われる試合の場合は、所属ブロック審判長の承認を要する。
7. D級は、全国大会および表-1に定めるブロック大会以外の公式試合の審判を担当できる。ただし、所属ブロック以外の場所で行われる試合の場合は、所属ブロック長の承認を要する。
8. サジェスションアンパイアは公式試合のサジェスションアンパイアを担当できる。
9. ビデオアンパイアは公式試合のビデオアンパイアを担当できる。
10. 大会に参加するチームに登録されている役員、選手は所属するチームの試合の競技役員（JGを除く）を担当することができない。
11. 上項にかかわらず、6人制の試合では全国大会含むすべての公式試合でC級およびD級が審判を担当できる。
12. 上項にかかわらず、マスターズ（40歳以上）の公式試合ではC級およびD級が審判を担当できる。

13. 上項にかかわらず、講習会または昇格試験受講中の競技役員は保有資格に関わらず大会 TD の指名する業務を担当できる。
14. 上項にかかわらず、日本国外から派遣された日本国籍を持たない競技役員は、技術委員長と大会 TD の承認により公式試合の競技役員業務を担当できる。

#### (公認競技役員の認定手順)

第8条 公認競技役員資格の認定は、次のとおりとする。

1. (TD) T0 資格を有し、全国大会で十分な実績があり、JHA 技術委員会が指名した者に TD 昇格試験の受験資格を与える。受験資格を得た者は、表-1 の大会において TD を担当し、技術委員会の指定講師の審査により TD としての資質が認められるとして上申された者を資格審査室で審議して TD として認定する。
2. (T0) JG の資格を有し、全国大会およびブロック大会で実績がある者で所属ブロック競技長の推薦により T0 昇格試験を受験し、その合格者で T0 としての資質が認められるとして上申された者を資格審査室で審議して T0 として認定する。
3. (JG) 所属都道府県協会の競技長の推薦により、ブロックまたは都道府県協会が主催するジャッジ認定講習会に参加した者でブロック競技長が認定した者を JHA 資格審査室が JG として承認する。講習会の責任講師は、技術委員会の指名する講師でなければならない。講習会の開催について事前にブロック競技長の承認を得なければならない。
4. (国際審判員) 技術委員長の指名により FIH 主催または公認の国際大会に審判員として派遣され、国際審判員としての資質があるとの評価を TD から受けた者は、資格審査室の承認により JHA から FIH に国際審判員登録申請を行う。FIH で国際審判員として登録された時点で国際審判員として認定する。
5. (UM) A 級または B 級で (過去に A 級または B 級資格を有していた者も含む) JHA 審判部長の指名により UM 認定講習会に参加し、UM としての資質が認められると上申された者を資格審査室で審議して UM として認定する。
6. (A 級) JHA が公表する A 級審判員昇格候補者リストの中から指名され、JHA が開催する A 級昇格審判講習会に参加し、その審査により A 級審判員としての資質が認められるとして上申された者を資格審査室で審議して A 級として認定する。
7. (B 級) C 級保有者でブロック審判長の推薦により JHA、各ブロック協会、各連盟が開催する B 級審判昇格試験を受験しその合格者で B 級審判員としての資質が認められるとして上申された者を資格審査室で審議して B 級として認定する。試験の責任講師は技術委員会が指名する講師でなければならない。講習会の開催について事前に技術委員長の承認を得なければならない。
8. (C 級) D 級保有者で、ブロック審判長または都道府県審判長の推薦により各ブロック協会、各連盟が開催する C 級審判昇格試験を受験し、その合格者を所属ブロック審判長が認定した者を資格審査室が C 級として承認する。試験の責任講師は、技術委員会の指名する講師でなければならない。講習会の開催について事前に技術委員長の承認を得なければならない。
9. (D 級) 各ブロック協会、各連盟、都道府県協会が開催する D 級審判認定講習会を受講した者で、所属ブロック審判長が認定した者を資格審査室が承認する。講習会の責任講師は、技術委員会の指名する講師でなければならない。講習会の開催について事前にブロック審判長の承認を得なければならない。
10. (サジェスションアンパイア) A 級、B 級、C 級、UM 資格保有者は、サジェスションアンパイアの資格を同時に保有するものとする。過去に A 級、B 級、C 級資格を保有していた者で何らかの公認競技役員資格を保有している者は、サジェスションアンパイアの資格を同時に保有する。
11. (ビデオアンパイア) A 級、B 級、C 級、UM 資格保有者は、ビデオアンパイアの資格を同時に保有する。過去に A 級、B 級、C 級資格を保有していた者で何らかの公認競技役員資格を保有して

いる者は、ビデオアンパイアの資格を同時に保有する。

12. A 級および B 級資格保有者は、JG 資格に定める範囲の活動を行うことができる。
13. A 級は引退する時点(自己申告)で、T0 資格を資格審査室で審議のうえ認定する。認定にあたり、上記の講習会等の受講を要しない。
14. B 級は引退する時点(自己申告)で、JG 資格を資格審査室で審議のうえ認定する。認定にあたり、上記の講習会等の受講を要しない。
15. 審判員資格の認定にあたり、被認定者が未成年の場合は、親権者の同意書を必要とする。また、18 歳未満の者には審判員資格を認定しない。

### (公認競技役員認定証)

**第9条** 第 8 条に定める公認競技役員に認定され、第 11 条に定める登録手続きを完了した者に JHA から認定証を交付する。ただし、JG については、所属ブロック競技長から、C 級、D 級については所属ブロック審判長から認定証を交付する。

### (公認競技役員登録証、管理)

**第10条** 新規に取得した資格の登録が完了した者に JHA から登録証を交付する。登録または更新の際に JHA に通知された個人に関わる情報は、JHA の円滑な運営を目的としてのみ利用される。目的の範囲内で業務委託先に提供する場合および日本国内の法令に基づく場合を除き JHA は個人情報第三者に開示・提供しない。公認競技役員は、登録情報を変更する場合は、JHA に速やかに通知しなければならない。公認競技役員が所属協会を変更する場合は、JHA 技術委員長の承認を得なければならない。

### (登録手続き)

**第11条** 公認競技役員の新規登録手続きについては、次のように行う。

1. TD、T0、UM、A 級、B 級資格の登録手続き  
資格審査室での認定後、JHA から本人に認定の通知を行う。認定者は指定期間内に新規登録申請書を JHA に提出し、認定料を納入しなければならない。資格審査室で認定された日を登録日とするが、指定期間内に提出および納入がなされない場合は、認定を取り消す。
2. JG、C 級資格の登録手続き  
所属ブロック競技長または審判長が認定した JG、C 級資格者の JHA への新規登録申請および認定料の納入は、所属ブロック競技長または審判長が行う。申請がなされた日を登録日とするが、合格した講習会の開催日から 60 日以内に新規登録申請書が JHA に提出され、所定の認定料が JHA に納付されなければ、JHA 資格審査室は認定を承認せず、認定は無効となる。何らかの理由で、JHA 資格審査室が認定を承認しなかった場合は、認定は無効となり、既に JHA に納入されている認定料があればそれを返還する。
3. D 級資格の登録手続き  
所属ブロック審判長は資格の認定後、JHA に D 級資格者名簿を JHA に送付する。送付日を資格の登録日とする。何らかの理由で、JHA 資格審査室が認定を承認しなかった場合は、認定は無効となる。
4. 登録番号の付与  
サジェスションアンパイア・ビデオアンパイア以外の資格については、JHA が申請書に基づき、登録番号を付与し、基本台帳を更新する。また、氏名と所属協会名を記載した公認競技役員一覧を更新しブロック競技長および審判長に送付する。
5. 認定料  
各資格とも申請時に認定料を納入しなければならない。資格毎の金額は表-2 のとおりとする。

D級資格は所属ブロック、D級以外の資格はJHAに納入する。

### 6. 配付物

各資格認定時に次に定めるものをJHAより配付する。エンブレム、カード、リング等の資格に応じた必要物品は、各自で購入する。

TD：TD バッジ

TO：TO バッジ

JG：JG バッジ

A級：A級 バッジ

B級：B級 バッジ

C級：C級 バッジ

### (有効期間と更新手続き)

**第12条** 公認競技役員の有効期間と年度登録（更新手続き）を次のように定める。

1. 競技役員資格の有効期間は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。ただし、新規登録された資格は、登録日から次の3月31日までとする。
2. 競技役員資格は毎年度自動更新とし、更新を希望しない者は前年度2月末日までにJHAに申請しなければならない。ただし、D級については、所属ブロック審判長に申請する。
3. ブロック競技長および審判長は、連携して所属ブロックの公認競技役員資格保有者リストの確認、修正を行い、必要に応じてJHAに通知しなければならない。
4. 競技役員は指定された期間内に定められた方法で所属都道府県協会を通じて登録を行わなければならない。
5. 年度登録料は表-3のとおりとする。複数の資格を保有している者は、それらのうち最も高額な年度登録料のみをJHAに納入すればよい。D級については所属ブロック協会に納入する。第15条4項に該当する場合の年度登録料は免除するが、停止が解除された時点で該当する登録料を納入する。

### (資格の失効および剥奪)

**第13条** 公認競技役員は、次に該当するときにはその資格を喪失する。既に納入されている登録料は返還しない。

1. 第12条に規定する年度登録料を納入しなかった場合は、資格が失効する。
2. 公認競技役員として著しく不適切な行動や言動があった場合は、資格を剥奪する。
3. 本規程を著しく逸脱する行動や言動があった場合は、資格を剥奪する。

### (降 格)

**第14条** 公認競技役員は、次に該当するときには降格する場合がある。ただし、JGおよびD級は降格しない。既に納入されている登録料は減額しない。

1. 第6条に規定する活動を行う意思が認められないとき。
2. 第6条に規定する研修会を理由無く受講しなかったとき。
3. 各資格で必要とする見識、技能を有していないと認められたとき。

### (資格の停止)

**第15条** 公認競技役員は、次に該当するときにはその資格の効力の一部または全部を期間を定めて停止する場合がある。既に納入されている登録料は減額しない。

1. 公認競技役員として不適切な行動や言動があった場合。
2. 本規程を逸脱する行動や言動があった場合。

3. 競技会等において故意または重大な過失により円滑な運営を著しく妨げた場合。
4. 海外赴任や長期療養等の事情により本人より活動休止の申し出であった場合。最長で 3 年間とする。

**(資格の失効および剥奪、降格、停止手続き)**

**第16条** 資格の降格および剥奪、失効、停止は、次のように行う。

1. 第 13 条、第 14 条、第 15 条に該当すると認められる場合は、技術委員会で審議のうえ資格の失効または剥奪、降格、停止の仮決定を行う。
2. 技術委員会は仮決定の内容を当該者に通知して状況を確認し、本人が希望する場合は、弁明の機会を設ける。
3. 前項において、海外駐在等やむを得ない事由等を勘案して技術委員会は仮決定内容を変更または取消することができる。
4. 第 2 項を実施後、技術委員長は資格審査室にその内容を諮問する。資格審査室で審議を行い、資格の失効または剥奪、降格、停止を決定する。
5. 技術委員会は決定後に本人および所属ブロック競技長、審判長にその内容を通知する。
6. 資格を失効させた者が再度競技役員資格を取得しようとする場合は、それまでの実績は喪失されたものとして扱う。

**(公認競技役員の定年)**

**第17条** 公認競技役員の定年および定年者の定年後の活動範囲等については次のとおり定める。

1. 75 歳の誕生日に達した時の年度末 (3 月 31 日) をもって定年とし、定年者として扱う。
2. 公認テーブルオフィシャルが定年前に引退を JHA に通知した場合は、その時点で定年者と同じ扱いとし、資格は無効となる。
3. A 級または B 級が引退を JHA に通知した場合は、その時点でその資格は無効となり、審判引退者として扱う。
4. 51 歳以上の公認審判員が表-5 に定める体力基準を達成できない場合は、資格は無効となり、審判引退者として扱う。
5. 定年者または審判引退者は、大会 TD の承認により全国大会を含む 6 人制の試合の TO・JG または審判を担当することができる。また、マスターズ (40 歳以上) の試合の審判を担当できる。
6. 定年者は、大会 TD の承認により全国大会以外の試合の TO・JG を担当することができる。
7. 審判引退者は、大会 TD の承認により全国大会以外の試合の審判を担当できる。ただし、表-1 に定める大会の試合の場合は、JHA 審判部長の承認を要する。
8. 審判引退者は、全国大会を含むすべての試合のサジェスションアンパイア、ビデオアンパイアを担当できる。
9. 定年者が上項の活動を行う場合は、第 11 条に定める定年者の年度登録料を納入していなければならない。

**(講習会等の実施)**

**第18条** 公認競技役員は競技規則、競技運営規程に関する知識、解釈、技能向上を図るために実施される講習会等に積極的に参加しなければならない。実施される講習会と受講料は表-4 のとおりとする。

**(その他)**

**第19条** この規程に定めるもののほか必要な事項については、JHA 技術委員会が関係箇所と協議のうえ決定する。

## 2019年度 Hockey Handbook -70-

1. 公認競技役員は、この規程に関わる事項に疑義が生じた場合に技術委員長へ照会を行うことができる。

(附 則)

1. この規程は、公認 TD・TO・J 規程と公認審判員規程を統合し、2016 年 4 月 1 日から施行する。それに伴い、公認 TD・TO・J 規程と公認審判員規程は廃止する。
2. この規程は、2017 年 4 月 1 日に改訂する。
3. 規程変更の移行措置として、2016 年 4 月 1 日より 2017 年 3 月 31 日までに D 級登録された資格の有効期限は、2018 年 3 月 31 日とし、2017 年度の年度登録料（更新）は免除する。
4. この規程は、2018 年 4 月 1 日に改訂する。
5. この規程は、2019 年 4 月 1 日に改訂する。

表-1 全国大会ブロック予選会

全国高等学校ホッケー選手権大会ブロック予選
全日本中学生ホッケー選手権大会ブロック予選
全日本社会人ホッケー選手権大会ブロック予選
国民体育大会ホッケー競技ブロック大会
全国高等学校選抜ホッケー大会ブロック予選

表-2 認定料

資格	認定料(円)
TD	5,000
TO	4,000
JG	3,000
UM	5,000
A 級	5,000
B 級	4,000
C 級	3,000
D 級	2,000

表-3 年度登録料（更新時）

資格	年度登録料（円）	資格	年度登録料（円）
TD	5,000	UM	5,000
TO	4,000	A 級	5,000
JG	3,000	B 級	4,000
		C 級	3,000
定年者	3,000	D 級	2,000

表-4 講習会および受講料

講習会名等	受講料(円)	備考
1. JHA が主催するもの		
全国統一ルール研修会	5,000	JHA に納入する
TD 昇格試験	5,000	JHA に納入する
TO 昇格試験	5,000	JHA に納入する
UM 認定講習会	5,000	JHA に納入する
A 級審判昇格試験	5,000	JHA に納入する
B 級審判昇格試験	5,000	JHA に納入する
必要に応じた技能向上のための講習会	都度決定	JHA に納入する
2. ブロック協会、各競技連盟が主催するもの		
ルール研修会	5,000	主催者に納入する
JG 認定講習会	3,000	主催者に納入する
B 級審判昇格試験	5,000	主催者に納入する
C 級審判昇格試験	3,000	主催者に納入する
D 級審判講習会	3,000	主催者に納入する
必要に応じた技能向上のための講習会	主催者が決定	主催者に納入する
3. 都道府県協会が主催するもの		
D 級審判講習会	3,000	主催者に納入する
JG 認定講習会	3,000	主催者に納入する
必要に応じた技能向上のための講習会	主催者が決定	主催者に納入する

表-5 審判員体力測定項目と基準

20m シャトルラン

	往復回数		往復回数
29 歳以下男性	84 (レベル 10)	29 歳以下女性	73 (レベル 9)
30 歳代男性	73 (レベル 9)	30 歳代女性	62 (レベル 8)
40 歳以上男性	62 (レベル 8)	40 歳以上女性	52 (レベル 7)

上記は最低限求められる基準であり、84 回を上回ることを強く要請する。

主要変更箇所

### 競技役員用品の購入について

(エンブレム、ウインドブレーカー、ポロシャツ、セーター)

JHA ホームページの「JHA>競技役員>競技役員用品」より申込書を取得し、各自で申込みおよび代金の支払いを行い購入して下さい。

# アンチ・ドーピング



# 2019年度 Hockey Handbook -73-

## アンチ・ドーピング

ドーピングはフェアプレーに反する行為、すなわちスポーツへの情熱を持ち、スポーツを愛するすべての人への裏切りです。

### ドーピング防止に関心を ～ すべてのアスリート、監督、コーチへ ～

#### アンチ・ドーピングとは？

クリーンなアスリートとして、ドーピングによる不正を排除し、アスリートの権利を守り、スポーツ価値そのものを守る活動です。そのため、アスリートだけではなく全ての人々が関わり、促進して行くべき活動でもあります。

#### PLAY TRUE の精神を持つことが 真のチャンピオン

(PLAY TRUE とは、フェアプレー、勇気、チームワーク、他者を尊敬する姿勢など、スポーツの価値を象徴する言葉)

#### 1. 世界規程及び日本アンチ・ドーピング規程の基本原則

これらの規程の基本原則は、真の「競技」の在り方を示したものである。スポーツ精神は人間の心身両面を賛美するものであり、その特徴としては以下の価値観が挙げられる。

- 1) 倫理観、フェアプレーと誠意
- 2) 健康
- 3) 優れた競技力
- 4) 人格と教育
- 5) 楽しみと喜び
- 6) チームワーク
- 7) 献身と真摯な取り組み
- 8) 規則・法令の尊重する姿勢
- 9) 自分自身と他の参加者を尊重する姿勢
- 10) 勇気
- 11) 共同体意識と連帯意識

#### 2. 公益社団法人 日本ホッケー協会の取り組み

公益社団法人 日本ホッケー協会（以下「ホッケー協会」という）は「スポーツにおけるドーピングの防止に関するガイドライン（文部科学省）」に沿って、世界ドーピング防止機構（以下「WADA」という）の規程に基づき、以下の役割及び責任等を担っている。

- 1) ドーピング防止方針 及び 規則がWADA規程及び公益財団法人、日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という）の「日本アンチ・ドーピング規程」に準拠する。
- 2) JADAと協力すること。
- 3) 国際ホッケー連盟と協力すること。
- 4) 最新の居場所情報をJADAに対して定期的に提出するよう義務付ける。
- 5) ドーピング防止教育を奨励する。

#### 3. 禁止薬物を用いての治療

病気治療のために、やむを得ず禁止薬物を使用しなければならない時には、全ての禁止薬物について「治療目的使用の除外処置申請」（以下、「TUE申請」という）が可能であるが、この場合には、「他に治療法がないという証明資料」をもって、審査の上、許可不許可が決定されることになる。

病院の処方を受ける際には自分がスポーツ選手であり、ドーピング検査対象となる可能性のあることを必ず担当医に申し出る。

市販薬、病院の処方薬は成分を確認し、問題ないことを確認してから使用すること。

風邪薬や漢方薬、花粉症の薬のほか、禁止物質ではないと思って使用している医薬品、またはサプリメントにも禁止物質が入っていることがあるため注意が必要です。

その場合は、チームドクター、スポーツファーマシスト(薬剤師)、各都道府県の薬剤師会等へ相談、またはインターネットで調べるなど、必ず多くの部門に相談・確認をしましょう。

#### 4. 10のアンチ・ドーピング規則違反

- 1) 採取した尿や血液に禁止物質が存在すること
- 2) 禁止物質・禁止方法の使用または使用を企てること
- 3) ドーピング検査を拒否または避けること
- 4) ドーピング・コントロールを妨害または妨害しようとする事
- 5) 居場所情報関連の義務を果たさないこと
- 6) 正当な理由なく禁止物質・禁止方法を持っていること
- 7) 禁止物質・禁止方法を不正に取引し、入手しようとする事
- 8) アスリートに対して禁止物質・禁止方法を使用または使用を企てること
- 9) アンチ・ドーピング規制違反を手伝い、促し、共謀し、関与すること
- 10) アンチ・ドーピング規制違反に関与していた人とスポーツの場に関係を持つこと

詳しくはJADAのホームページを検索しましょう。

公益財団法人 日本アンチ・ドーピング機構



JADA (日本アンチ・ドーピング機構) ホームページ

<https://www.playtruejapan.org/>



**Sports Pharmacist**  
スポーツファーマシスト

公認スポーツファーマシスト検索ページ

<https://www3.playtruejapan.org/sports-pharmacist/search.php>



Global DRO JAPAN を活用しよう！

成分名・製品名で検索可能

<http://www.globaldrojpn.com/>

# 2019年度 Hockey Handbook -75-

## アンチ・ドーピングに対するガイドライン

皆さんがご存知の通り、「ドーピング」は禁止されており、基本的なルールを理解して「ドーピング」をしようとする悪意がなくとも、アスリートとしてきちんとした対応をしなかったためにドーピング違反になってしまうことがあります。

世界アンチ・ドーピング規程では、アスリートの「厳格責任」「証明責任」が求められています。

すべての人がクリーンなスポーツに参加する権利を守るために、規則違反とならないよう、アスリート一人ひとりが責任を果たす必要があります。

### 「厳格責任」とは・・・

禁止物質が存在した場合は、アスリートの過失の有無に関わらず、アンチ・ドーピング規則違反となること。（口にするものすべて、自己責任であることの再注意喚起）

### 「証明責任」とは・・・

アンチ・ドーピング規則を守っていることを、アスリート自身が証明すること。

今後は、今まで以上にアスリートがアンチ・ドーピング規則違反を生じた場合、厳しい対応がなされ、4年間の制裁期間が標準化されます。

以下のことをよく読んで熟知して下さい。

### 【TUE（治療使用特例）について】

適切な医療を受ける際に、病気や怪我の治療を目的として禁止物質や禁止方法を使用する場合には、決められた期間までにTUEを申請し承認されれば、特例として使用が認められるものです。

同じアスリートでも、競技レベルによっては遡及的TUE（後出しTUE）で対応可能な場合もありますが、多くの競技者が「RTPA\*」に該当する日本代表選手は、TUEの必要がある医薬品に関して常に十分な対応を行って下さい。

治療を受ける際には、医師や薬剤師に、自らがアスリートであり、ドーピング・コントロールの対象者であることを告げ、ドーピング違反となることがないように十分な注意を払うことを求めて下さい。

### 【居場所情報について】

日本代表選手の多くは、1日60分間の事前登録した時間帯に検査に応じる、居場所情報提出・更新の義務がある「RTPA\*」に該当します。

#### ～居場所情報関連義務違反～

##### ① 提出義務違反

- ・提出期限までに居場所情報を提出しなかった場合
- ・提出された情報に不備があった場合
- ・情報の更新を行わなかった場合

##### ② 検査未了

- ・60分の時間枠（5時～23時）に指定した時間と場所で検査に応じなかった場合  
（検査員が競技者と会うことが出来なかった場合）



**12ヶ月の間に3回累積して居場所情報の提出や更新の義務を果たさなかった場合や検査未了があった場合は、制裁期間2年の規則違反となります。**

注意点：

- ① 住所や建物名、そして部屋番号や練習場所など、正確な情報を入力して下さい。部屋番号の情報がなかったためや、検査員が入る（競技者に接触する）ことができない場所や時間帯を指定していたことにより、検査員が競技者に会えなかった場合も、検査未了になります。
- ② 60分の時間枠以外でも競技会外検査は行われます。（こちらが本来の抜き打ち検査）。60分の時間枠に指定した時間帯と異なり、不在でもペナルティはありませんが、検査に応じる義務はあります。

### 【サプリメントに関する注意点】

- ・国内外を含め、サプリメントは表示ラベルに記載された成分通りでないこともあります。特に海外のサプリメントは危険性が高いので絶対に使用しないで下さい。以前にそのサプリメント使用中にドーピング検査を受けて大丈夫だったからと、継続して同じものを使用していたつもりが、途中で成分が変わっていることもあり得ます。
- ・サプリメントの摂取は、完全に自己責任となり、TUE（遡及的TUE含）の対象となる余地は全くありません。
- ・仮に、禁止物質の含まれたサプリメントを知人から預かって持っただけでも規則違反（制裁期間4年）になります。

＊

RTPA（“Registered Testing Pool Athlete”；検査対象者登録リスト・アスリート）は、日本のトップクラスのアスリートであり、JADA または国際競技団体（IF）の検査対象者登録リストに掲載されているアスリートです。

RTPAは、ADAMS（“Anti-Doping Administration and Management System”；インターネット上のアンチ・ドーピング管理運営システム）を通じ、居場所情報を提出する必要があります。1日60分間の検査受け入れ時間を登録しておかなければなりません。登録した時間帯と場所で必ずドーピング検査を受けられる用意をしておかなければなりません。

ADAMSに登録された場所・時間帯を失念し、不在で検査ができないことが3回続くとドーピング違反とされてしまいます。

# 施設用具



## JHA ホッケー競技場施設基準

### 第1条 (目的)

本競技場施設基準の目的は、次の通りとする。

- (1) 競技会に参加するチームが公平にプレイできる環境を整えるため。
- (2) 常に快適なプレイ条件を整え、選手の危険を抑えるため。
- (3) チームおよび選手の実力を公平に反映させるため。
- (4) 選手の競技力および技量を向上させ、選手はもとより観客にも満足を与え、普及に貢献させるため。
- (5) 日本ホッケーの国際的な競技力の向上を図るため。

### 第2条 (検討及び変更)

本競技場施設基準の検討及び変更は、公益社団法人日本ホッケー協会（以下「JHA」という）の意向を体して、JHA技術委員会競技部施設用具課（以下「施設用具課」という）が当たるものとする。

### 第3条 (競技場施設の規格)

競技会の実施にあたっては、原則として下記の競技場施設の規格を満たすものでなければならない。

- (1) 競技フィールド  
競技フィールドの規格は、JHA発行「ホッケー競技規則」の「競技フィールド」と「フィールド及びフィールド備品」に定めるところによる。
- (2) 競技場施設  
競技場施設の規格は、「JHA競技場施設計画」による（図1参照）。
- (3) 散水施設（散水を要するホッケー・ターフ・フィールド）
  - 1) プレイフィールドとランオフエリアに試合前10分以内で十分な散水ができ、またハーフタイムの10分以内に十分な再散水ができる容量を有すること。ただし、試合前に散水したフィールドをハーフタイム時にメーカー指定要件を満たす状態に確実に戻せるのであれば、可動式散水システムを使用して散水を行うことができる。
  - 2) 国際委ホッケー連盟（FIH）標準散水量（集水皿を最大10m間隔で置く）は、10分以内に平均 30/m<sup>2</sup> で20/m<sup>2</sup> 未満の個所がなく、隣接する個所の水深差が2倍より深くないこと。
  - 3) 減水湿潤製品については、10分以内に平均散水量がメーカー指定の散水量以上とし、隣接する個所の水深差が2倍より深くないこと。
  - 4) 散水する水の水質は、**人体への健康被害を及ぼさないよう配慮すること。**

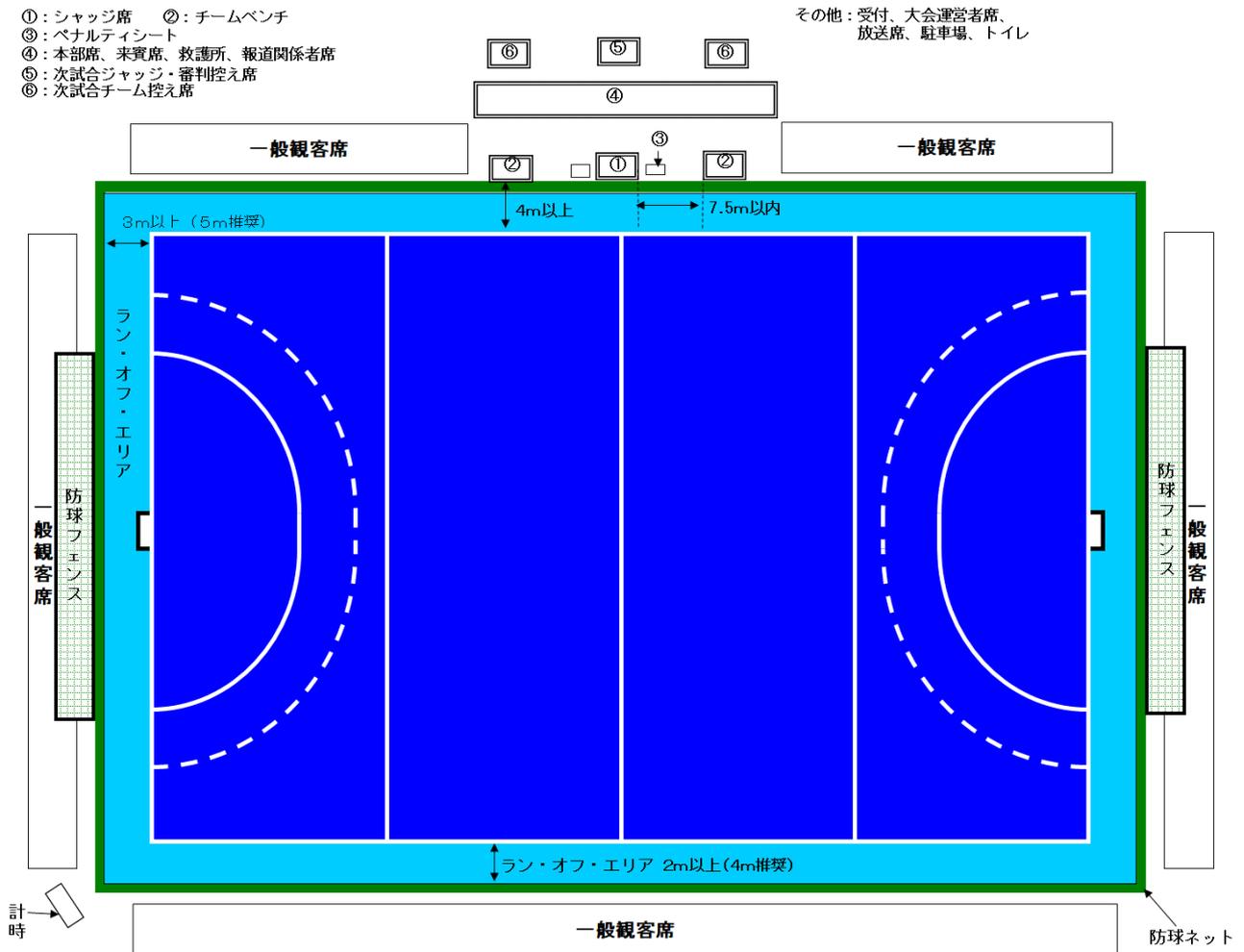
### 第4条 (競技会フィールド規程)

国際ホッケー界の趨勢を考慮し、下記の国内競技会は公認フィールドにより実施する。

- (1) JHA主催・共催による競技会（表1）  
規程以外のフィールドで実施する場合は、JHAの承認を得ること。
- (2) 日本国内に於いて実施される国際競技会で、国際水準にあると認められる競技会（ただし、国際ホッケー連盟等により指示のある場合は、その指示に従う）
- (3) 上記以外の競技会についても、公認フィールドで実施することを推奨する。

### 第5条 本競技場施設基準に定めない事項については、施設用具課において検討しJHAで決定する。

- 付則
- |                |                 |                |                |
|----------------|-----------------|----------------|----------------|
| 1) 平成元年6月17日制定 | 2) 平成6年4月1日改正   | 3) 平成17年1月1日改正 | 4) 平成18年1月1日改正 |
| 5) 平成24年4月1日改正 | 6) 平成26年4月1日改正  | 7) 平成27年6月7日改正 | 8) 平成29年4月1日改正 |
| 9) 平成30年4月1日改定 | 10) 2019年4月1日改正 |                |                |



注 1) 競技場施設計画では、観客、選手、大会関係者に対して①快適な環境 (快適性)、②安全な環境 (安全性)、③周辺環境及び住民への影響 (適合性)、④ユニバーサルデザイン、バリアフリーなどを考慮すること。

2) ランオフエリア内側は、プレイフィールドの表面と同質素材であること。その範囲は、バックライン側が最小2m、サイドライン側が最小1mとする。それ以外の材質でもよいが、その外側 (ランオフエリア外側) に1mのエリアを確保すること (バックライン側は最低3m、サイドライン側は最低2m)。これらは、あくまで必要最低の制限であって、バックライン側は内側3m+外側2m、サイドライン側は内側2m+外側1m (バックライン側5m、サイドライン側3m) のエリアを確保することを勧める。

3) フィールドは完全にフェンスで覆うことを強く薦める。フェンスの網目はホッケーボールが通過せず、観客の視界の妨げにならないこと。バックライン側 (防球ネット) は少なくとも7メートルの高さ、側面 (防球ネット) は最低でも1.0m以上の高さを推奨する。

図1 JHA競技場施設計画

表1 競技会フィールド規程

競技会	公認フィールド
高円宮杯日本リーグ	グローバル規格以上
全日本選手権	グローバル規格以上
全日本社会人大会	1面はナショナル規格クラス1以上
国民体育大会	1面はナショナル規格クラス1以上
全日本学生選手権大会	1面はナショナル規格以上で、ベスト4以上はグローバル規格以上
全日本大学王座決定戦・東西交流戦	1面はナショナル規格以上で、ベスト4以上はグローバル規格以上
全国高等学校選手権大会	1面はナショナル規格クラス1以上
全国高等学校選抜大会	1面はナショナル規格クラス1以上
全日本中学生選手権大会	ナショナル規格以上を推奨
全日本中学生都道府県対抗11人制	ナショナル規格以上を推奨
スポーツ少年団交流大会	ナショナル規格以上を推奨
全日本マスターズ大会	公認フィールドを推奨
全国大会のブロック予選会	公認フィールドを推奨

\*規程以外のフィールドで実施する場合は、JHAの承認を得ること。

## 国民体育大会ホッケー競技場施設基準

### 第1条 名称

名称は、「公益社団法人 日本ホッケー協会（以下「日本ホッケー協会」という）国民体育大会ホッケー競技場施設基準」（以下「国民体育大会競技場施設基準」という）とする。

### 第2条 国民体育大会競技場施設基準設置の目的

本競技場施設基準は、国民体育大会ホッケー競技の安全な実施と、競技の発展を目的とする。

### 第3条 国民体育大会競技場施設基準の内容検討・変更

国民体育大会競技場施設基準の内容検討・変更は、日本ホッケー協会の意向を体して、同協会技術委員会競技部施設用具課が当たることとする。

### 第4条 国民体育大会競技場施設基準の規格

国民体育大会競技場施設基準の規格は、下記の通りとする。

#### ア) プレイフィールド

競技場のフィールドは、人工芝競技場2面（うちJHAナショナル規格クラス1以上の公認フィールド1面）とする。

#### イ) 競技フィールドの規格

競技フィールドの規格は、最新の日本ホッケー協会発行「ホッケー競技規則」の「フィールド」と「フィールド及びフィールド備品」に定めるところによる。

#### ウ) 競技場施設の規格

競技場施設の規格は、「公益社団法人 日本ホッケー協会ホッケー競技場施設設計画」によることとする。

#### エ) 照明

天候状況や試合進行状況等により暗くて安全上から試合継続不可能な時に備えて大会競技場に照明施設の設置を強く推奨する。

#### オ) 散水施設（散水を要するホッケー・ターフ・フィールド）

プレイフィールドとランオフエリアに試合前10分以内で十分な散水ができ、ハーフタイムの10分以内に十分な再散水ができる容量を有すること。また、散水する水の水質は、散水する水の水質は、人体への健康被害を及ぼさないよう配慮すること。

上記の詳細については、最新の日本ホッケー協会発行「Hockey Handbook」を参照。

### 第5条 本基準に特に定めない事項については、公益社団法人 日本ホッケー協会並びに公益財団法人 日本体育協会で決定する。

- 付則 1) 平成元年6月17日施行 2) 平成26年4月1日改正 3) 平成27年6月7日改定 4) 平成29年4月1日改定  
5) 平成30年4月1日改定 6) 2019年4月1日改正

## JHA フィールド公認規程

### 第1条 (目的)

JHAフィールド公認規程の制定の目的は、次の通りとする。

- (1) 競技会に参加するチームの実力を公平に反映させるため。
- (2) 参加選手が持てる技量を十分に発揮でき、その優劣を公平に反映させるため。
- (3) 常に快適なプレイ条件を整え、選手の危険を抑えるため。
- (4) 悪天候下で行われる競技会であっても、開催を可能にさせるため。
- (5) 選手の競技力および技量を向上させ、選手はもとより観客にも満足を与え、普及に貢献させるため。

### 第2条 (ホッケー・ターフ製品の種類と製品規格)

ホッケー・ターフ製品の種類と製品規格は、表1、表2の通りである。

### 第3条 (JHA公認ホッケー・ターフ製品)

- (1) JHA公認フィールドは、JHA人工芝製造・販売指定企業が製造あるいは販売するFIH公認ホッケー・ターフ製品が敷設されているフィールドとする。ホッケー・ターフ製品とは、ターフ・カーペットと充填材(使用されている場合)そしてショックパッドからなるホッケー・ターフシステムである。
- (2) FIH非公認ホッケー・ターフ製品の場合は、JHA指定性能検査機関(一般財団法人カケンテストセンター)による製品検査(ラボテスト)によりJHAホッケー・ターフ製品検査基準(表3～5)を満たしていることを証明(「試験報告書」)すること。FIH(JHA)公認ホッケー・ターフ製品の一部仕様変更品(たとえばターフ・カーペット、充填材<使用されている場合>、ショックパッドの異なる組合せ、ターフパイルの色など)については、JHAが指定する製品検査項目をJHA指定性能検査機関において検査し、JHAホッケー・ターフ製品検査基準を満たしていることを証明(「試験報告書」)とFIH指定検査機関発行の「試験報告書」など)すること。
- (3) 製品検査を受けようとするJHA人工芝製造・販売指定企業は、JHAホッケー・ターフ製品検査申請書(様式1)、ホッケー・ターフ製品仕様(様式2)および必要と思われる書類等をJHAに提出し、ホッケー・ターフ製品のサンプルをJHA指定性能検査機関へ提出すること。なお、製品検査に要する費用は、製品検査を受けようとするJHA人工芝製造・販売指定企業がJHA指定性能検査機関へ支払うこと。

### 第4条 (公認フィールド規格)

- (1) JHA公認規格は、国際ホッケー連盟(以下FIHという)基準をもとにした、JHAフィールド公認現地検査要求基準(表6)とする。
- (2) 現地検査は、FIHで定められた検査方法によって行われる。ただし、照明設備、散水むら検査は行わない。
- (3) この基準は、FIHが基準・方針・解釈等を変更した場合、これに合せて変更することがある。

### 第5条 (公認手続き、費用負担)

競技場管理者が公認を受けようとする場合は、次に定める通りJHAに公認申請するものとする。

- (1) JHA フィールド公認申請書(様式3)により、JHAへ申請する。
- (2) JHAは、(1)の申請を受理したら、JHA指定性能検査機関(一般財団法人カケンテストセンター)に検査依をする。
- (3) 指定性能検査機関は、「現地検査(フィールドテスト)報告書」をJHAへ提出する。
- (4) JHAは、(3)の報告書により、競技場管理者へ「検査結果通知」を送付する。
- (5) 競技場管理者は、「検査結果通知」を受けたら、通知に基づき表7の公認料(税別)をJHAへ納付する。
- (6) 現地検査に要する費用は、競技場管理者が指定性能検査機関へ支払う。

### 第7条 (公認期間)

- (1) 指定性能検査機関の「現地検査(フィールドテスト)報告書」の日付から10年間とする。
- (2) 完成日から1年を超えている場合は、完成日から10年間とする。

### 第8条 (公認の取扱)

- (1) 全面張り替えの場合は、本規程にもとづいて公認する。
- (2) 公認期間中であっても、その状況・状態等からJHA公認フィールドとして不適合であるとJHAが判断した場合は、公認規格の決定や公認の取り消しをする。

- (3) JHA公認フィールドで公認期間が過ぎた場合は、自動的に公認が取り消される。公認を更新する場合は、JHA フィールド公認申請書(様式3)により、JHAへ申請を行い、JHA指定性能検査機関により現地検査要求基準のFOPの性能要件を満たしていることを証明し、更新料をJHAに納付すれば公認を更新することができる。この更新による公認有効期間は2年間とする。

### 第9条 (免責)

- (1) 本規程は、競技場のフィールドが指定の要求を満たしていることを認証する制度であり、競技場を公認するものではない。
- (2) JHAは、フィールド及び人工芝の安全性の保証、瑕疵・欠陥がないことの保証、その他一切の保証を行わない。
- (3) フィールドおよびホッケー・ターフの瑕疵・欠陥またはこれらに関連する健康被害については、競技場管理者が一切の責任を負うものとする。

### 第10条 本競技場施設基準に定めない事項については、施設用具課において検討しJHAで決定する。

### 第11条 (その他)

- (1) 高温対策として、日陰や風通しが十分ある休憩所、また充填式においても散水施設を設置することが望ましい。
- (2) 人工芝の全面張り替えなどで人工芝を廃棄する場合は、各自治体の規則に従うこと。
- (3) ホッケー・ターフの性能を保ち、また安全に長期間使用するためにも、メーカーや施工業者と十分に相談し定期的なメンテナンスを推奨したい。
- (4) FIHフィールド公認を申請する場合は、必ずJHAフィールド公認を取得すること。この場合のJHAフィールド公認のための現地検査(フィールドテスト)報告書は、FIH公認性能検査機関発行の報告書で代用することができる。
- (5) JHA技術委員会より要請があるとき、申請者は、公認取得に関する情報・試料・資料等を提供しなければならない。

- 付則 1) 平成10年4月1日施行 2) 平成13年4月1日改正 3) 平成15年4月1日改正 4) 平成16年11月2日改正  
5) 平成23年4月1日改定 6) 平成23年12月17日改定 7) 平成26年4月1日改定  
8) 平成27年6月7日改定、平成28年4月1日施行  
9) 平成30年4月1日改定し、JHA ピッチ公認規程とJHA ピッチ公認規程施行細則を廃止する。

#### <指定性能検査機関>

一般財団法人 カケンテストセンター  
大阪事業所 資材ラボ  
〒550-0002 大阪府大阪市西区江戸堀2-5-19  
TEL: 06-6441-0315 FAX: 06-6441-2420

#### <公認に関するお問い合わせ先>

公益社団法人 日本ホッケー協会  
技術委員会競技部施設用具課  
〒150-8050 東京都渋谷区神南1-1-1  
TEL: 03-3481-2330 FAX: 03-3481-2329

**\*各様式は、JHAホームページの「JHA>JHA について > 人工芝製造・販売指定企業」よりダウンロードして下さい。**

## 2019年度 Hockey Handbook -84-

表1 ホッケー・ターフ製品の種類

種類	無充填人工芝	サンドドレスト人工芝	サンドフィールド人工芝	テキスタイルサーフェイス	ロングパイル人工芝
	Non-filled 'wet' synthetic Turf	Sand Dressed synthetic Turf	Sand Filled synthetic Turf	Textile Surface	Long Pile synthetic Turf
カーペットタイプ	人工芝	人工芝	人工芝	テキスタイル	人工芝
パイル高	10 mm-18 mm	13 mm-22 mm	18 mm-30 mm	12 mm-25 mm	>30 mm
充填材	無充填	一般的に珪砂	一般的に珪砂	珪砂	珪砂と弾性ゴム
フリーパイル高		≥25%	<25%		
タフト数	≥60, 000/m <sup>2</sup>	≥37, 500/m <sup>2</sup>			
耐摩耗性	≤350 mg	≤350 mg		重量減少率≤2%	
散水	必要	任意	不必要	不必要	不必要
ショックパッド	必要	必要	必要	必要	任意

表2 ホッケー・ターフ製品の規格

規格		ホッケー・ターフ製品の種類
JHA グローバル規格		無充填人工芝 (Non-filled synthetic turf)
JHA ナショナル規格	クラス1	無充填人工芝 (Non-filled synthetic turf) サンドドレスト人工芝 (Sand dressed synthetic turf)
	クラス2	サンドフィールド人工芝 (Sand filled synthetic turf)
JHA マルチスポーツ規格		無充填人工芝 (Non-filled synthetic turf) サンドドレスト人工芝 (Sand dressed synthetic turf) サンドフィールド人工芝 (Sand filled synthetic turf) テキスタイルサーフェイス (ドレスト、フィールド、無充填) (Textile surface) ロングパイル人工芝 (フィールド、無充填) (long pile synthetic turf)

## 2019年度 Hockey Handbook -85-

表3 製品特定検査基準 (材料特定検査)

構造/タイプ		特性	基準
カーペットタイプ		人工芝 テキスタイル	**
カーペットの製造方法		タフテッド、織物、ニット、 ニードルパンチ	**
カーペットパイル色		RALクラシック番号	同じであること
カーペットパイルタイプ		ストレート、カール、モノフィラメント、 スプリットフィルム	**
ショックパッド		構造のタイプ、製品名	**
充填材		タイプ / 組成	**
構造	特性	検査方法	許容範囲
ターフ・カーペット	パイルの高さ mm	ISO 2549	±10%
	タフト数 /m <sup>2</sup>	ISO 1763(JIS L 1021-5)	±10%
	*パイルの太さ dtex	FIFA TM 23 or JIS L 1013	±10%
	繊維鑑別	JIS L 1030 or 赤外線分光分析	同じであること
	カーペット質量 kg/m <sup>2</sup>	ISO 8543(JIS L 1021-4)	±10%
	透水性 mm/h	JIS A 1218 準用 or EN 12616	≥90% ≥150mm/h
ショックパッドと 弾性層	厚さ mm	EN 1969	90%—130%
	質量 kg/m <sup>2</sup>	ISO 8543(JIS L 1021-4)	±10%
	衝撃吸収率 %	FIFA TM 04a(CEN TS 16717)	±5% SA
	透水性 mm/h	JIS A 1218 準用 or EN 12616	≥90% ≥150mm/h
充填材	粒度	FIFA TM 20(EN 933-1)	60% d~D
	みかけ密度 kg/m <sup>3</sup>	EN 1097-3	±15%
テキスタイル カーペット	厚さ mm	ISO 1763(JIS L 1021-3)	≤10%
	繊維鑑別	JIS L 1030 or 赤外線分光分析	同じであること
	質量 kg/m <sup>2</sup>	ISO 8543	≤10%
	透水性 mm/h	JIS A 1218 準用 or EN 12616	≥90% ≥150mm/h

\*ロングパイル人工芝のみ実施

\*\*は申請書により確認を行い、検査を実施しない。

## 2019年度 Hockey Handbook -86-

表4 耐久性と材料の検査基準

検査項目		検査方法	基準値
色		RALクラシック色見本	グリーンまたはブルーあるいは FIIHまたはJHAが承認した均一な色
透水性	ターフ・システム カーペット ショックパッド	JIS A 1218 準用 or EN 12616	≥150mm/h
カーペットの引張強さ		EN ISO 13934-1	≥15N/mm たて、よこ方向の差≤30%
耐候性 JIS B 7753	パイル糸の引張強さ	EN 13864	処理前後 モノフィラメント糸≥5N、解繊糸≥30N
	パイル糸の耐光堅ろう度	JIS L 0804	変退色 4-5級以上
耐温水浸漬性 EN 13744	タフトの引張強さ	JIS L 1021-8 B法(1束)	≥25N 処理後の強度低下≤25%
耐熱風暴露性 (厚さ≤25mm) EN 13817	ショックパッドの引張強さ	EN 12230	≥0.15MPa 処理後の強度低下≤25%
	ショックパッドの衝撃吸収率	FIFA TM 04a (CEN TS 16717)	処理後との差 ≤±5%
	ショックパッドの厚さ	EN 1969	処理後との差 ≥85%
耐摩耗性 (無充填、ドレストタイプのみ)		EN 13672	≤350mg (2000回処理後)

耐候性処理時の設定は、ブラックパネル温度：63℃、設定照射照度：300nm～400nmの波長領域で220MJ、散水時間：18/120分とする。

表5 性能検査基準

項目	条件	JHA グローバル	JHA ナショナル		JHA マルチスポーツ	
			クラス 1	クラス 2	人工芝、テクニスタイル	ロングパイル
ボール 垂直反発高さ EN 12235	乾燥		100-425 mm		100-500 mm	≥75 mm
	湿潤	100-400 mm	100-425 mm		100-500 mm	≥75 mm
	散水 15分・45分	100-400 mm				
ボール 転がり距離 EN 12234	乾燥		≥9.0m		≥8.0m	≥5.0m
	湿潤	≥10.0m	≥9.0m		≥8.0m	≥5.0m
	散水 15分・45分	≥10.0m				
	偏差	≤±10%	≤±20%		≤±20%	≤±20%
	変位	≤0.50m	≤0.45m		≤0.40m	
衝撃吸収率 FIFA TM 04a (CEN TS 16717)	乾燥		40%-65%		30%-70%	55%-70%
	湿潤	45%-60%	40%-65%		30%-70%	55%-70%
垂直変位 FIFA TM 04a (CEN TS 16717)	乾燥		4-9 mm		2-10 mm	4-12 mm
	湿潤	4-9 mm	4-9 mm		2-10 mm	4-12 mm
靴底摩擦 EN 15301-1	乾燥		25-45Nm		25-45Nm	25-50Nm
	湿潤	25-45Nm	25-45Nm		25-45Nm	25-50Nm
備考	<p>*ラボテストでは、ボール転がり距離検査を実施しない。                  **ロングパイル人工芝の製品検査は、Lisport 摩耗 5200 回往復処理後も性能検査基準を満たすこと。ただし、摩耗処理条件は、FIFA Quality Concept for Football Turf-Handbook of Test Methods (January 2012 Edition) のFIFA TM 09 準用 (各摩耗輪の重量(軸を含む) : 26800 ±100g、各摩耗輪に取り付けられたスタッドの数 : 145 個、摩耗輪のサイズ : 長さ 300 ±2mm × 直径 118 ±1mm、摩耗輪の回転数 : 前輪 7 回転時(9 本歯)、後輪 3 回転(21 本歯)、摩耗輪の往復時間(1 サイクル) : 6.5 秒 ; 直線速度 0.1m/s、サンプルの往復時間(1 サイクル) : 2.3 秒 (1.9cm)) とする。</p>					

## 2019年度 Hockey Handbook -87-

表6 現地検査（フィールドテスト）要求基準

フィールド規格	JHA グローバル エリート規格	JHA グローバル 規格	JHA ナショナル規格		JHA マルチスポーツ規格	
			クラス1	クラス2		
公認製品 の規格・種類	JHA グローバル規格		JHA ナショナル規格		JHA マルチスポーツ規格	
			クラス1	クラス2	人工芝・テキスタイル	ロングパイル
*パイル糸の種類	捲縮モノフィラメント					
ショックパッド	必要				任意	
POF サイズ	91.40m×55.00m					
最小ランオフ	端側 ≥5m FOP 同様使用	≥3m (内側部 2m 以上は POF 同様仕様)				
	横側 ≥3m FOP 同様使用	≥2m (内側部 1m 以上は POF 同様仕様)				
*オペレーティングゾーン	端側・横側 ≥1m		任意			
FOP の色	グリーン か ブルー (RAL5002or5005) JHA承認色					
ラインマークの色	白 (タフインカカットイ)	白	白 or 黄色 推奨			
*5m 破線	必要		任意			
ラインマークの正 確性	ライン幅 75mm、ライン長±50mm、ライン幅±10mm、サークル弧半径±30mm、 PS スポット位置±30mm、300mmマーク±30mm、両対角線の差<300mm				競技規則に準拠すること	
*その他のラインとマーク	認められない		認める			
平滑性	3m 直定規 最大起伏≤6mm					
勾配	縦断≤0.2% 横断≤0.4% 中心軸で対称	縦断≤0.2% 横断≤0.4% (最大勾配 縦・横断≤1.0%)				
*灌漑システム	必要		推奨	任意		
*自在・移動式散水	必要		推奨			
<b>FOP の性能要件</b>						
ボール垂直反発高さ EN 12235	100mm-400mm		100mm-425mm	100mm-500mm	≥75mm	
	偏差 ≤10% (総平均)		偏差 ≤20% (総平均)			
ボール転がり距離 EN 12234	≥10.0m		≥9.0m	≥8.0m	≥5.0m	
	偏差 ≤±10% (総平均)		偏差 ≤±20% (総平均)			
	変位 ≤0.50m @9.5m		変位≤0.45m@8.5m	変位 ≤0.40m @7.5m		
衝撃吸収率 FIFA TM 04a (CEN TS 16717)	45%-60%		40%-65%	30%-70%	55%-70%	
	偏差 ≤±5% 総合平均からの SA (絶対値)					
垂直変位 FIFA TM 04a (CEN TS 16717)	4mm-9mm			2mm-10mm	4mm-12mm	
靴底摩擦抵抗 EN 15301-1	25Nm-45Nm			25Nm-45Nm	25Nm-50Nm	
	偏差 ≤±5Nm (総平均)					
透水性 JIS A 1218 準用 or EN 12616	≥150mm/h					
<b>周囲のフェンス</b>						
*テクニカルテーブル	最小値 幅 6m×奥行き 3m		幅 6m×奥行き 3m 以上を推奨			
*フィールドの向き	北/南、北側最大偏差 ≤± 15°		任意			
*バックライン側フェンス	≥7.0m		≥7m 強く推奨			
*サイドライン側フェンス	1.0m (最小値)		1.0m 以上を推奨			
<b>製品検査</b>						
材料特定検査	新規ならびに張替時には、ラボテスト製品と同一製品であることを確認するために、フィールドに敷設されている製品の代表するサンプルを抜き取り、表3 製品特定検査基準（材料特定検査）と同様の確認検査を実施する。					

\*は申請書により審査を行い、現地検査を実施しない。

注釈)

1) ランオフエリア

①ホッケー競技規則でランオフエリアの最初の部分（バックラインから外側最小2m、サイドランから外側最小1m）は、ホッケー・ターフ製品、勾配、平滑性、散水設備（必要とするピッチ）がプレイフィールドと同じでなければならない。ただし、プレイフィールドと異なる人工芝パイルの色であってもよい。さらに、この外側のランオフエリア（何らかの障害物までの距離最小1m）は、同じ平面で延びていなければならない。このランオフエリアは、その表面が別の材質（ゴムチップ舗装等）でもよい。また、排水溝の蓋、蓋をした溝などの埋込型の構造物および取り付け物のスペースとしてもよい。

ただし、ランオフエリアの外側にチームベンチ、競技役員席を設ける必要があることを考慮すること。

②ウォーターガン（高圧放水銃）や照明灯のポストなどがランオフエリアに突き出てはならない。ポップアップ式スプリンクラーのヘッドは、下げた位置にあるときにランオフエリアの表面と同じ平面（蓋の表面を周りと同じ材質で加工）に高さを維持できるのであればランオフエリアにあってもよい。

2) ラインマーキング

①ホッケー競技規則の変更による新しいマーキングは、ペンキで描くか、植設しなければならない。不要になったマーキングは、ペンキで塗り消すか、人工芝カーペットに植設することを推奨する。ただし、競技会や特別な試合で当該ラインマーキングを完全に消さなければならないこともある。また、JHAは当該ラインマーキングを消すよう要求できる。

②ロゴや広告を、プレイフィールドやランオフエリアに記すこと（植設も可）ができる。その際、プレイ性能が同じであり、同じ人工芝仕様であること。

ただし、競技会や特別な試合で当該ロゴや広告を完全に消さなければならないこともある。また、JHAは当該ロゴや広告を消すよう要求できる。

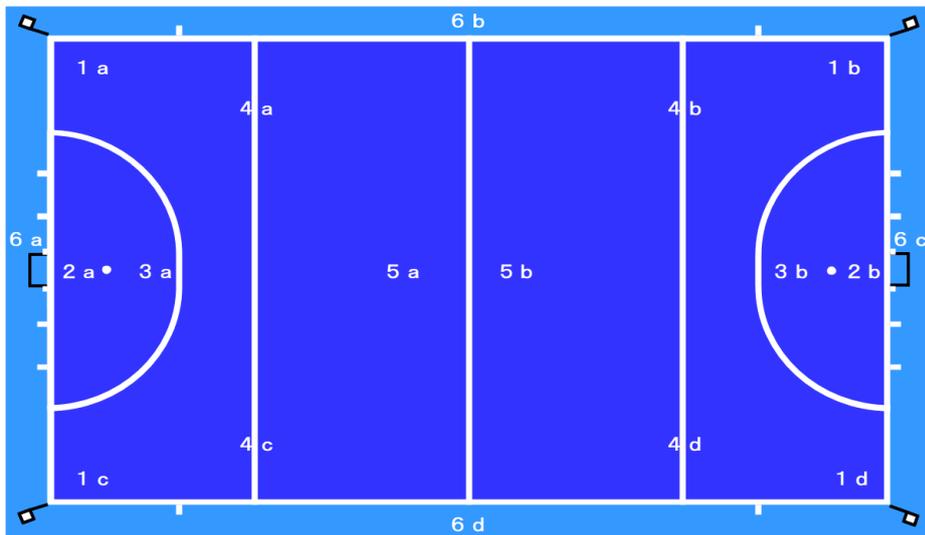
3) その他

規程に定めないことは、JHAの許可を得ることを条件として例外を認めることがある。

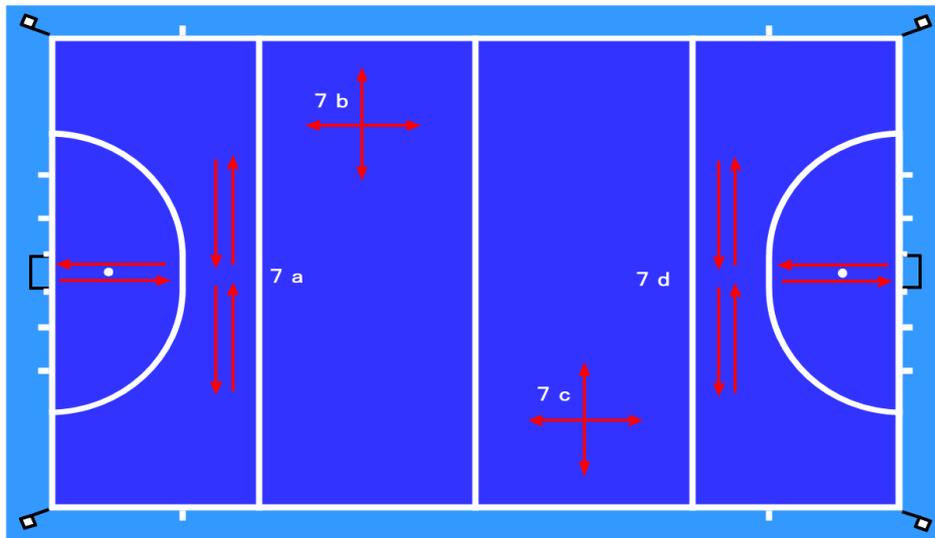
表7 公認料（税別）

適用	JHAグローバルエリート規格・JHAグローバル規格 ・JHAナショナル規格・JHAマルチスポーツ規格		公認期間
	一般施設	学校施設	
新規	100万	25万	10年
張替	50万	12.5万	10年
更新	10万		2年

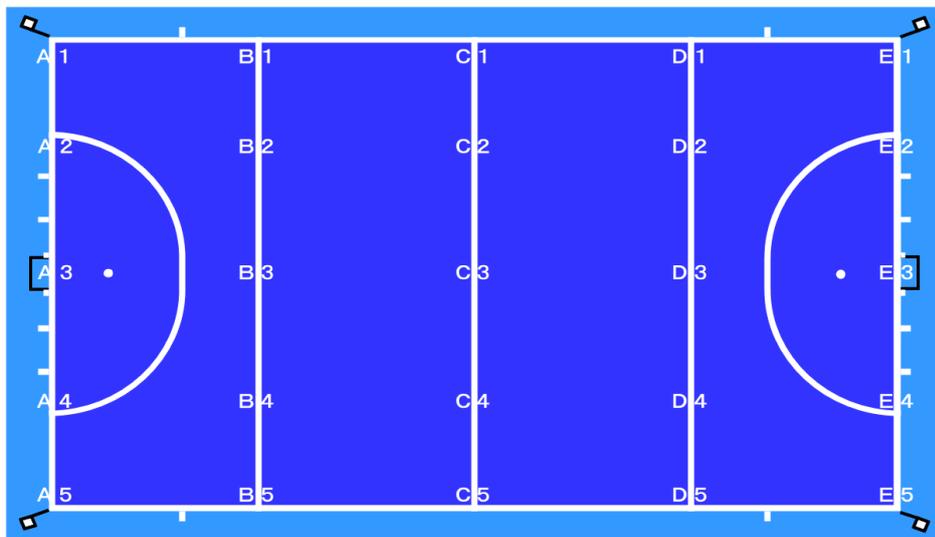
資料1 検査位置 (任意の6カ所)



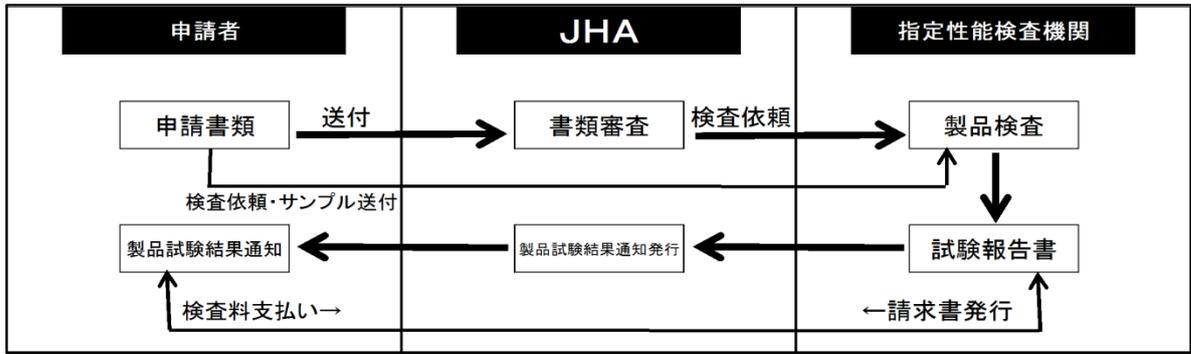
資料2 ボールの転がり検査位置



資料3 横断勾配の検査位置

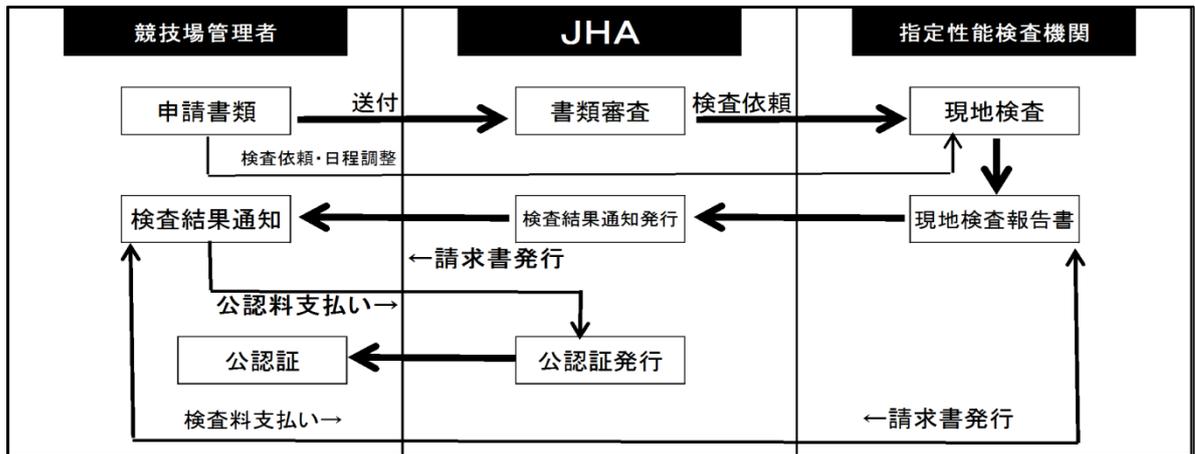


資料4 JHA ホッケー・ターフ製品検査申請手順



- ①申請者は下記書類をJHAへ提出する。
  - ・ホッケー・ターフ製品検査申請書（様式 1）・ホッケー・ターフ製品仕様（様式 2）
  - ・JHA (FIH) 試験報告書 ・JHA (FIH) 公認証 ・充填式製品では充填状態（充填素材、厚さ等）の断面図
  - ・その他必要と思われる書類等
- ②JHAより指定性能検査機関へ製品検査を依頼する。
- ③申請者はホッケー・ターフ製品サンプル（1m×1m、2枚とパイル糸 10m）、充填材3kgを指定性能検査機関へ提出する。
  - 無充填式（ウォーターベース）： 試料（アンダーパットを含む）を指定性能検査機関へ提出
  - 充填式（サドベース等）： 申請者が指定性能検査機関にてサンプルの敷設（施工）
- ④指定性能検査機関より JHA へ「試験報告書」を発行する。
- ⑤JHA は、「製品試験結果通知」及び指定性能検査機関発行の「試験報告書」を申請者へ送付する。
  - ※「製品試験結果通知」及び「試験報告書」が JHA 公認フィールドであるとの解釈にはなりません。

資料5 JHA フィールド公認申請手順



- ①競技場管理者は下記書類を JHA へ提出する。
  - ・フィールド公認申請書（様式3）・ホッケー・ターフ製品仕様（様式2）・JHA (FIH) 試験報告書
  - ・JHA (FIH) 公認証 ・散水を必要とするフィールドでは、散水システム仕様と散水範囲図
  - ・照明施設がある場合は、照明範囲図 ・フィールド設計図（平面図、人工芝断面図） ・その他必要と思われる資料等
- ②JHA より指定性能検査機関へ現地検査を依頼する。
  - 競技場管理者は指定性能検査機関と検査に関する調整を行う。
- ③指定性能検査機関は、「現地検査報告書」を JHA へ提出する。
- ④JHA は、「検査結果通知」を競技場管理者へ送付する。
- ⑤競技場管理者は、公認料の納付を行なう。
- ⑥JHA は、競技場管理者へ「公認証」を発行する。

## 2019年度 Hockey Handbook -91-

様式1

### JHA ホッケー・ターフ製品検査申請書

<b>申請会社名</b>	(ふりがな)
<b>担当者連絡先</b>	〒
	TEL: <span style="float: right;">FAX:</span>
	メールアドレス:
	ご担当者: (所属) <span style="float: right;">(氏名)</span>
<b>品名・品番</b>	
<b>申請種別</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ JHA新規                      ・ JHA製品検査完了品の一部仕様変更品</li> <li>・ FIH公認製品              ・ FIH公認製品の一部仕様変更品    *○印で囲む</li> </ul>
<b>希望規格</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ グローバル規格              ・ ナショナル規格 ( クラス1    ・ クラス2 )</li> <li>・ マルチスポーツ規格 (                      )                      *○印で囲む</li> </ul>
<b>ホッケー・ターフの種類</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無充填式 (ウォーターベース、その他 (                      ) )</li> <li>・ 充填式 (ドレスト、フィールド、ロングパイル</li> <li>・ その他 (                      ) ) *○印で囲む</li> </ul>
<b>検査費用請求先</b>	
<b>備考</b>	

JHA フィールド公認規程により、関係書類を添付し、JHA ホッケー・ターフ製品検査を申請いたします。

(公・社) 日本ホッケー協会 殿

年      月      日

申請会社

役職・代表者名

印

添付書類:    ・ ホッケー・ターフシステム製品仕様 (様式2)    ・ JHA (FIH) 試験報告書    ・ JHA (FIH) 公認証  
                   ・ 充填式製品では充填状態 (充填素材、厚さ等) の断面図    ・ その他必要と思われる書類等

様式2

ホッケー・ターフシステム製品仕様

品 名		** 仕様変更項目 チェック欄
品 番		
ターフ カーペット	カーペットタイプ (人工芝 テキスタイル)	
	カーペットの製造方法 (タフテッド、織物、ニット、ニードルパンチ)	
	カーペットパイル色 (RALクラシック番号)	
	カーペットパイルタイプ (ストレート、カール、モノフィラメント、スプリットフィルム)	
	パイルの高さ mm	
	タフト数 /m <sup>2</sup>	
	フィラメント /m <sup>2</sup>	
	パイル質量 kg/m <sup>2</sup>	
	パイル dtex	
	パイルの厚さ μm	
	パイルの材質	
	カーペット質量 kg/m <sup>2</sup>	
	透水性 mm/h	
ショック パッド	構造のタイプ、製品名	
	厚さ mm	
	質量 kg/m <sup>2</sup>	
	衝撃吸収率 %	
*充填材	タイプ / 組成	
	粒度	
	粒子の形状	
	みかけ密度 kg/m <sup>3</sup>	
	ポリマー組成 (ポリマー充填材のみ)	
テキスタイル カーペット	厚さ mm	
	ポリマー繊維識別	
	質量 kg/m <sup>2</sup>	
	透水性 mm/h	
備 考		

\*：充填式ホッケー・ターフ製品のみ記載、充填状態（充填素材・厚さ等）を図示した書類を添付すること。

\*\*：FIH（JHA）公認製品の一部仕様変更品の場合は、仕様変更した項目にチェック☑を入れること。

注：ホッケー・ターフシステム製品仕様は空欄としないこと。不明の場合は試験機関等で確認、あるいはその理由を備考欄に記入すること。



# 2019年度 Hockey Handbook -94-

## ホッケー場照明施設ガイドライン

### 1 概要

スポーツ活動の生活化により様々なスポーツ施設が、だれでもが何時でも快適に利用できることが重要視されています。また、レベルの高い競技会やテレビジョン放送される競技会などにおいては非常に高画質な照明が要求されています。(公・社)日本ホッケー協会では、このような現状を踏まえて、競技者、競技関係者、観客、放送関係者などに対して、安全、円滑して快適に競技会を運営するために、国際ホッケー連盟のガイドラインに基づき、ホッケー場照明施設ガイドラインを定めた。

### 2 競技会区分及び適用

	競技会区分	適用
未 T V 撮 影	トレーニング	レクリエーション活動。一般的なトレーニング
	クラス I	地域又は特定地域の一般的な競技会
	クラス II	国際、国内、地域又は特定地域の最高水準の競技会
T V 撮 影	リージョナル	レクリエーション活動。一般的なトレーニング
	ナショナル	地域又は特定地域の一般的な競技会
	インターナショナル	国際、国内、地域又は特定地域の最高水準の競技会

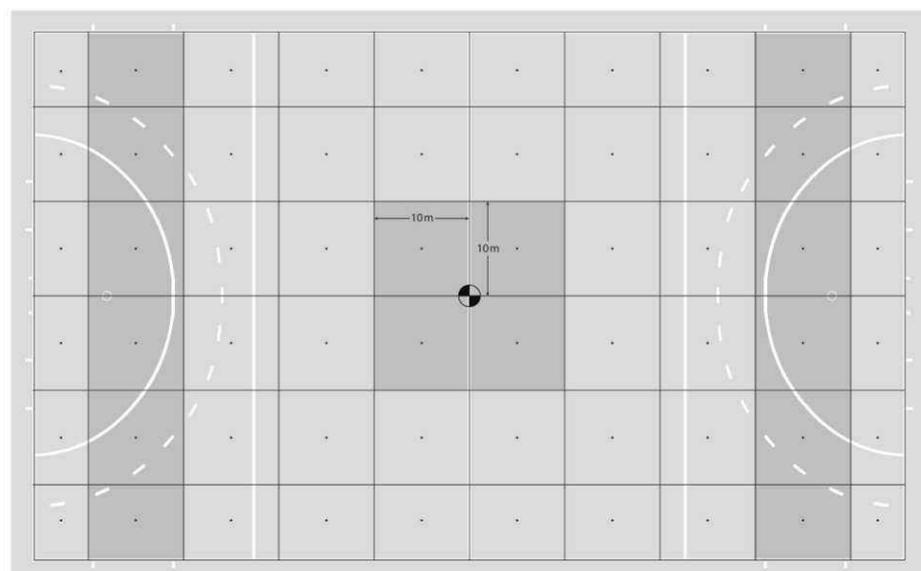
### 3 照明範囲

サイドラインとバックラインに囲まれた範囲。

### 4 照明環境基準

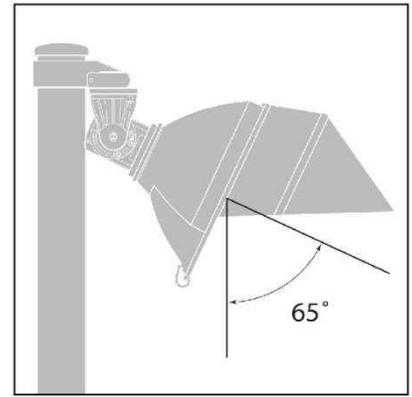
	競技会区分	水平面照度 lux	鉛直面照度 lux	水平面均斉度		鉛直面均斉度		不快グレア (GR max)	演色性 (Ra min)	光色 (K)
				(Min/Max)	(Min/Ave)	(Min/Max)	(Min/Ave)			
未 T V 撮 影	トレーニング	>200	n/a	>0.5	>0.7	n/a	n/a	<50	>65	>4000
	クラス I	>350	n/a	>0.5	>0.7	n/a	n/a	<50	>65	>4000
	クラス II	>500	n/a	>0.5	>0.7	n/a	n/a	<55	>65	>4000
T V 撮 影	リージョナル	800-1000	>750	>0.65	>0.7	>0.65	>0.7	<50	>65	>4000
	ナショナル	1500-3000	>1400	>0.65	>0.7	>0.65	>0.7	<50	>65	>4000
	インターナショナル	1500-3000	>2000	>0.7	>0.8	>0.65	>0.8	<50	>65	>4000

\* 測定は、10m×10mの各グリッド (TV撮影は 5m×5m) で行う。



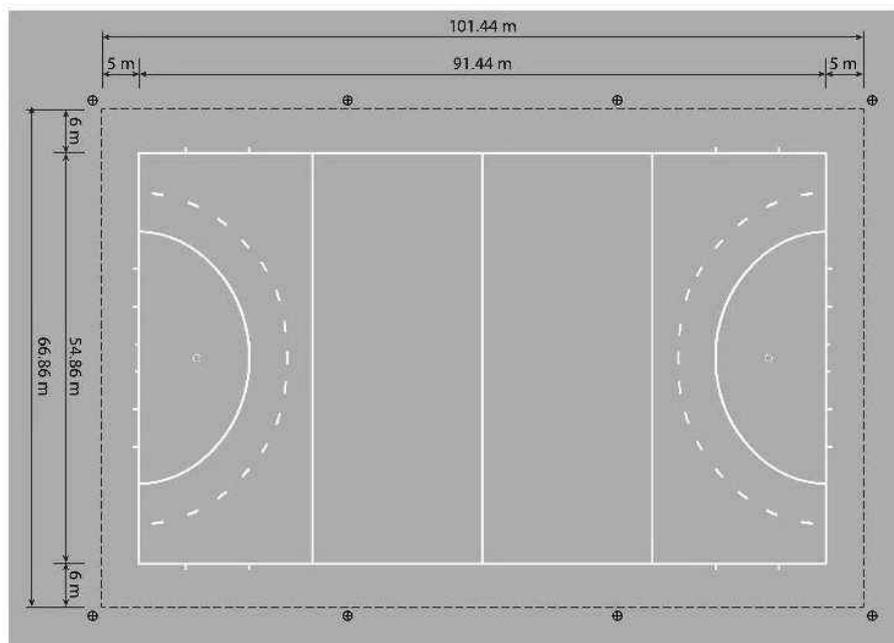
5 照明器具の照射方向

照射方向角度は、垂直角 $<65^{\circ}$  とする。



6 照明塔

照明塔の柱は、サイドラインより最低6m以上、バックラインより最低5m以上離れた所に設置する。



7 その他

- 1) このガイドラインは、国際ホッケー連盟 (FIH) が基準等を変更した場合、これに合わせて変更する場合がある。
- 2) 照明施設設置に対しては、環境への影響を配慮すること。
  - (1) 自然生態系への配慮
  - (2) 光害対策
  - (3) 省エネ・CO<sub>2</sub>の削減 等

付則 1) 平成27年1月1日施行 2) 平成30年4月1日改定

## プレイフィールドのマーキング

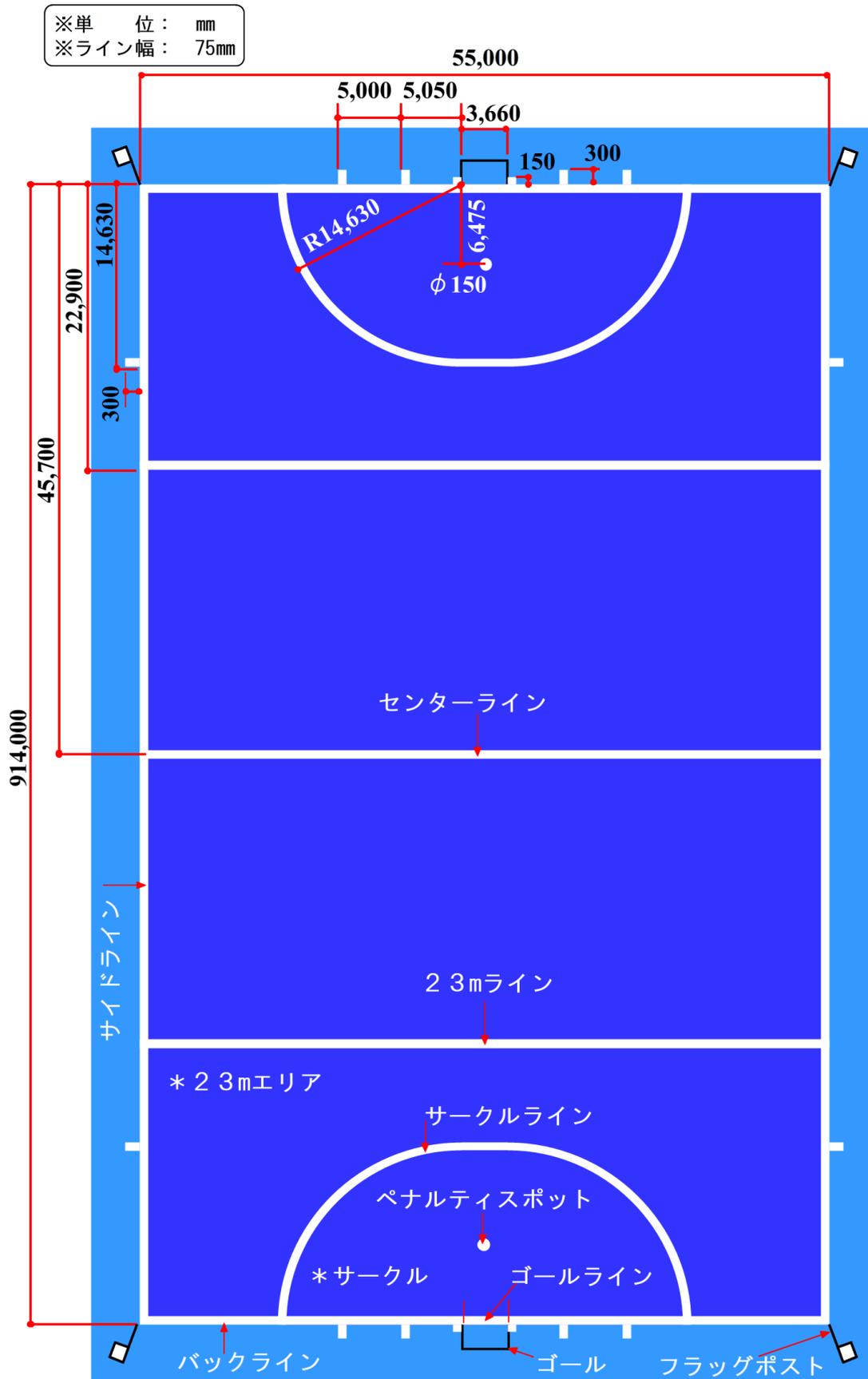
1. プレイフィールドは、バックラインとサイドラインで仕切られた長方形である。
2. ラインとマークの幅は 75 mm である。
3. サイドライン及びバックラインの周囲にあるマークもプレイフィールドに含まれる。
4. ライン
  - 1) バックラインは、長さ 55m である。
  - 2) サイドラインは、長さ 91.4m である。
  - 3) ゴールラインは、バックラインの一部でゴールポスト間の部分である。
  - 4) センターラインは、2本のサイドラインの midpoint を結んだラインである。
  - 5) 23m ラインは、バックラインから 22.9m (各ライン外側同士の長さ) 地点にバックラインと平行で両サイドライン間に描かれたラインである。23m ラインとバックライン及び両サイドラインで囲まれたエリアを 23m エリアと呼ぶ。
  - 6) サークルラインは、ゴールラインから 14.63m (両ライン外側同士の長さ) 地点にゴールラインと平行なラインと、そのラインの両端からバックラインに向かってゴールポストの内側角を中心として半径 14.63m の四分円のラインのことである。サークルラインとバックラインに囲まれたエリアをサークルと呼ぶ。サークルラインは、サークルの一部である。
5. マーク
  - 1) サイドラインの外側に向かって、バックラインから 14.63m (ライン及びマーク外側同士の長さ) 地点に長さ 30cm のマークを印す。
  - 2) バックラインの外側に向かって、ゴールポスト外側角から 5m と 10m (マーク外側までの長さ) 地点に長さ 30cm のマークを印す。
  - 3) バックラインの外側に向かって、バックライン midpoint から 1.83m (マークの内側までの長さ) 地点に長さ 15cm のマークを印す。
  - 4) ペナルティスポットは、ゴールの中央から 6.475m (バックライン外側からの長さ) 地点を中心に直径 15cm のスポットを印す。

注：シニアの国際大会を実施する場合は、サークルの 5.00m 外側に破線を引く。この破線は、サークルラインの外側から破線の外側までの長さを 5.00m とする。破線の間隔は 3.00m、破線の長さは 300mm とする。

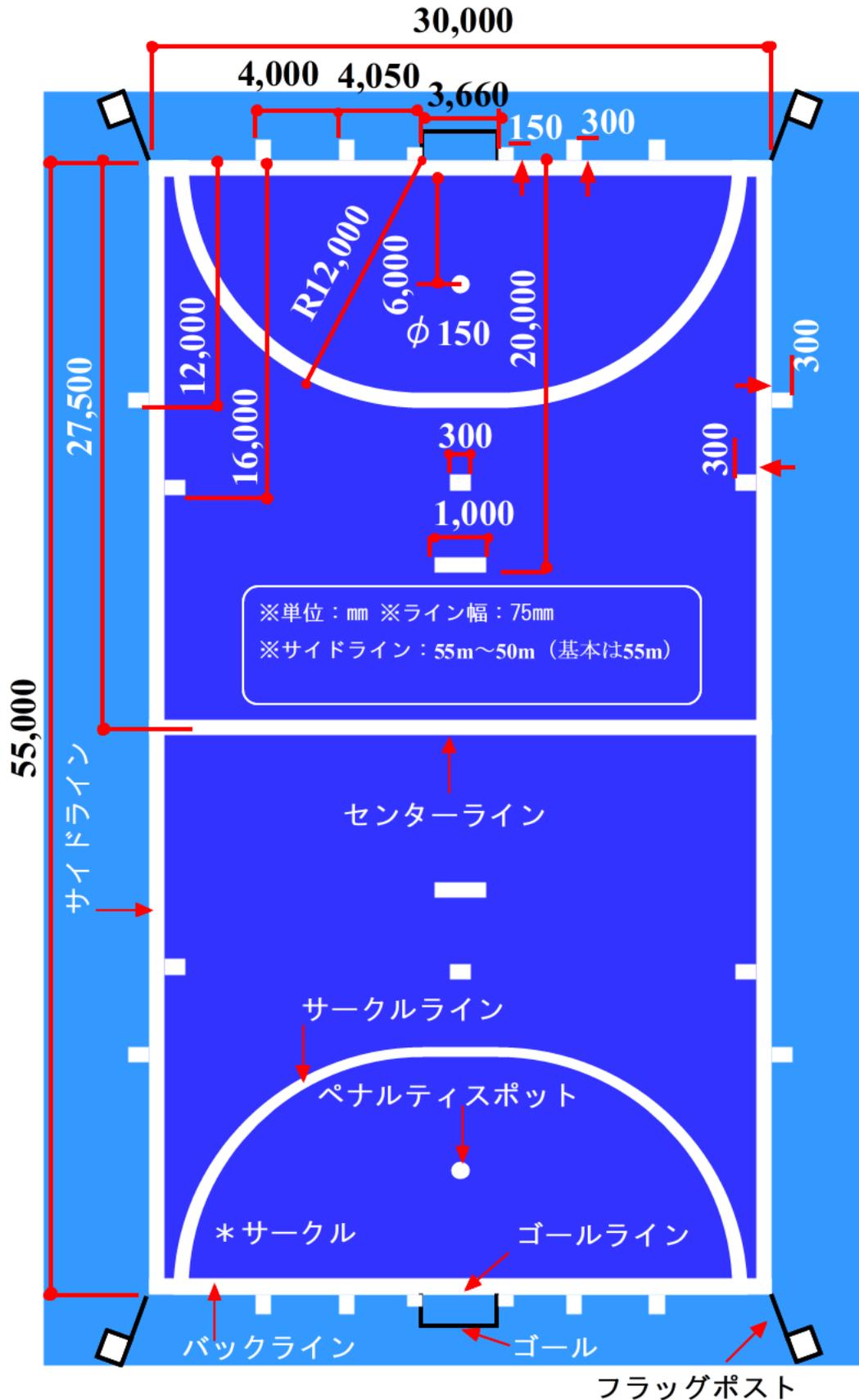
## 6人制プレイフィールドのマーキング

1. プレイフィールドは、バックラインとサイドラインで仕切られた長方形である。
2. ラインとマークの幅は 75 mm である。
3. サイドライン及びバックラインの周囲にあるマークもプレイフィールドに含まれる。
4. ライン
  - 1) バックラインは、長さ 30m である。
  - 2) サイドラインは、長さ 50m~55m である。
  - 3) ゴールラインは、バックラインの一部でゴールポスト間の部分である。
  - 4) センターラインは、2本のサイドラインの midpoint を結んだラインである。
  - 5) サークルラインは、ゴールラインから 12m (両ライン外側同士の長さ) 地点にゴールラインと平行なラインと、そのラインの両端からバックラインに向かってゴールポストの内側角を中心として半径 12m の四分円のラインのことである。サークルラインとバックラインに囲まれたエリアをサークルと呼ぶ。サークルラインは、サークルの一部である。
5. マーク
  - 1) サイドラインの外側に向かって、バックラインから 12m (ライン及びマーク外側同士の長さ) 地点に長さ 30cm のマークを印す。
  - 2) サイドラインの内側に向かって、バックラインから 16m (ライン及びマーク外側同士の長さ) 地点に長さ 30cm のマークを印す。さらにゴールライン中央から 16m (ライン及びマーク外側の長さ) 地点にバックラインと平行に長さ 30cm のマークを印す。
  - 4) バックラインの外側に向かって、ゴールポスト外側角から 4m と 8m (マーク外側までの長さ) 地点に長さ 30cm のマークを印す。
  - 5) ゴールライン中央から 20m (バックライン外側とマーク内側の長さ) 地点にバックラインと平行に長さ 100cm のマークを印す。
  - 6) ペナルティスポットは、ゴールの中央から 6m (バックライン内側からの長さ) 地点を中心に直径 15cm のスポットを印す。
  - 7) 必要に応じ、バックライン midpoint から 1.83m (マークの内側までの長さ) 地点から外側に向かって長さ 15cm のマークを印す。

プレイフィールド図



6人制プレイフィールド図



## ホッケー競技場の施設・備品ガイドライン

競技者、観客、競技関係者、運営関係者などに対して、安全、円滑そして快適に競技会を運営するために国際ホッケー連盟のガイドラインに基づき JHA 主催大会におけるホッケー競技場内の施設・備品のガイドラインを定める。

### 1. ゴール

- 1) ゴールは、ホッケー競技規則「フィールド及び装具について」に適合すること。
- 2) ゴールポストとクロスバーの色は、白あるいは JHA が承認したピッチやボールと対照的な明るい色であること。
- 3) ゴールポストとクロスバーの全面の角は、丸くする（半径 3mm±1mm）こと。
- 4) サイドボードとバックボードの内側は、衝撃吸収材（例えば、ゴム製）で覆うこと。
- 5) 予備のゴールを各フィールド当たり 1 基準備すること。

### 2. ゴール用ネット

- 1) ゴール用ネットは、ホッケー競技規則「フィールド及び装具について」に適合すること。
- 2) ゴールネットを吊り下げる（フリーハンギング ネット）ための支柱やフレームは、ネットの外側にあり、ボールが支柱やフレームに当たって跳ね返らないこと。
- 3) ゴールネットの色は、プレイフィールドと同色系を推奨する。
- 4) 予備のゴールネットを各フィールド当たり 1 枚準備すること。

### 3. フラッグポスト

- 1) フラッグポストは、ホッケー競技規則「フィールド及び装具について」に適合すること。
- 2) フラッグポストの直径は 22mm を推奨する。
- 3) 予備のフラッグポストを各フィールド当たり 2 本準備すること。

### 4. テクニカルテーブル

- 1) 太陽光（まぶしさを避ける）と観客の視界を遮らないことを考慮し、どちらかのサイドライン側のピッチ中央に配置する。
- 2) テクニカルテーブルからピッチ全体（チームベンチ、スコアボード、時計等）を見渡せること。
- 3) テクニカルテーブルの前全面が、サイドラインから 4～8m の距離にあること。
- 4) テクニカルテーブルのエリアとして、最低 6m×3m の広さを確保すること。
- 5) テクニカルテーブルの横からピッチへのアクセスができること。
- 6) 雨、風、太陽光、散水が防げること。
- 7) 屋根や天井は、十分な高さがあり、観客の視界を妨げないようにすること。
- 8) 強化ガラス等で囲む場合は、窓を設置する等フィールドと直接コミュニケーションがとれるようにすること。
- 9) テクニカルテーブルのフロアは、ピッチより 250mm 以上の高さにする。
- 10) テクニカルテーブルに設置される机の大きさは、最低 1800mm×450mm を 2 台とする。
- 11) 机の前面とサイドは、フロアから机のトップまで覆われていること。
- 12) テクニカルテーブルには、4名（オフィシャル 3名、リザーブアンパイア 1名）が座れるようにすること。可能であるならテクニカルテーブルのすぐ近くに、TD、UM、医療関係者、負傷者搬出用（担架）要員が座れるようにすること。
- 13) 照明、電気コンセント、インターネットに接続されているパソコン、プリンター、天候に応じてヒーターを設置すること。
- 14) TD、大会本部、放送席等に連絡することができるコミュニケーションツールを準備すること。
- 15) テクニカルテーブルに、退場者が座れる椅子を 4 脚準備すること。退場者が出た時点で椅子を TD が指示する位置（通常は、テクニカルテーブル側面）に設置すること。ボールを防ぐために退場者の椅子の前面にネットかフェンス等（高さ 1m 推奨）を設置すること。
- 16) ペナルティコーナー時のシュートクロック終了前の 10 秒・5 秒を表示するカードの準備すること。  
※サジェスションアンパイア、電光掲示板がある場合は不要。

### 5. チームベンチ

- 1) テクニカルテーブルから 5m 以内の両サイドに設置すること。サイドラインからの距離は、テクニカルテーブルと同じ距離とする。  
※テクニカルテーブルからチームベンチの近い方の端までの距離。
- 2) 雨、風、太陽光、散水が防げる構造であること。
- 3) 屋根や天井は、十分な高さがあること。ただし、観客の視界を妨げないこと。
- 4) チームベンチのエリアとして、最低 8m×3m の広さを確保すること。
- 5) チームベンチの前全面にボールを防ぐためのネットやフェンス等（高さ 1m 推奨）を設置すること。
- 6) 控え選手とチーム役員が座れる椅子があること（椅子の座面幅は最低 1 人 370mm、可能であれば 1 列に座れるように準備すること）。  
また、チームドクターまたはフィジオによる処置スペースとチームの荷物等が置けるスペースをあること。
- 7) 電気コンセント、必要により照明やヒーターを設置すること。
- 8) スティック保管のボックスをチームベンチとテクニカルテーブルの間に設置し、スティックの取り出しが簡単にできて雨やピッチの散水を防げるようにすること。
- 9) チームベンチとしてベンチフード（サッカー競技で使用）があればそれを使用することを推奨する。

6. 防球フェンスや防球ネット

- 1) ランオフエリアの外側に、ボールが外に出ることを防ぐための、防球ネット(通常サイドネットと呼ぶ)、フェンス、壁等(高さ1m以上を推奨)を設置すること。
- 2) バックライン側のランオフエリアの外側全面に観客等の安全のために高い防球ネットか防球フェンス(7m以上推奨)を設置すること。
- 3) 防球フェンスや防球ネットはボールが外に出ないためのものだけではなく、観客等の安全と視界を妨げないように考慮すること。
- 4) ボールがピッチの外側にでたことにより事故等が発生した場合、主催者は一切の責任を負わない。

7. スコアボード、時計およびタイマー

- 1) フィールド上のいかなる地点からも視認できる大きさのスコアボードと時計をテクニカルテーブルとチームベンチから見える位置に設置すること。
- 2) ハーフタイムとインターバルの時間経過および得点後とペナルティーコーナークロックの40秒の時間経過を明示するタイマー(秒単位表示)をプレーヤーから見える位置に設置することが望ましい。
- 3) スコアボードと時計は、テクニカルテーブルから操作できることが望ましい。
- 4) ハーフタイムとインターバル時間の経過を表示する
- 5) 時計は、デジタル方式が望ましい。

8. チェンジングルーム

- 1) 試合のチームには、スタジアム内にそれぞれ鍵のかかる部屋を1室準備することが望ましい。また、各部屋にはシャワーが設置されていることが望ましい。
- 2) アンパイアには、チームのチェンジングルームから離れた場所に鍵のかかる部屋を準備することが望ましい。また、部屋にはシャワーが設置されていることが望ましい。
- 3) 競技場には、救護室を準備すること。また、救護室には、最低限の応急処置ができるファーストエイドキットとAEDを準備すること。
- 4) ドーピングを実施する大会では、ドーピングテストが実施できる部屋を準備すること。
- 5) 競技役員の待機及びミーティングスペースとしての部屋を1室準備することが望ましい。
- 6) TD・UM専用の部屋を各1室準備することが望ましい。

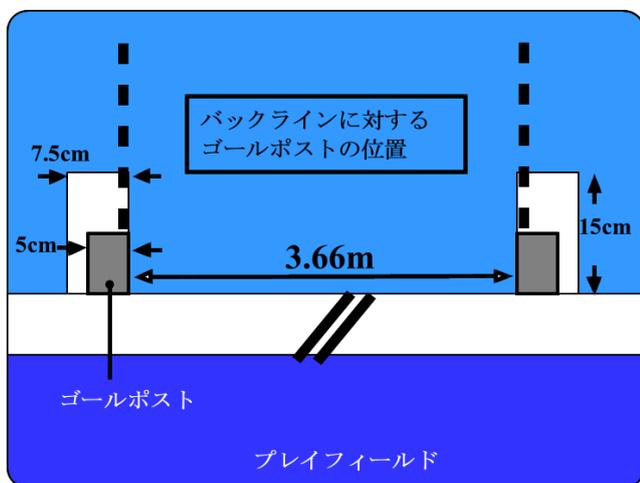


図1 ゴールポストの位置

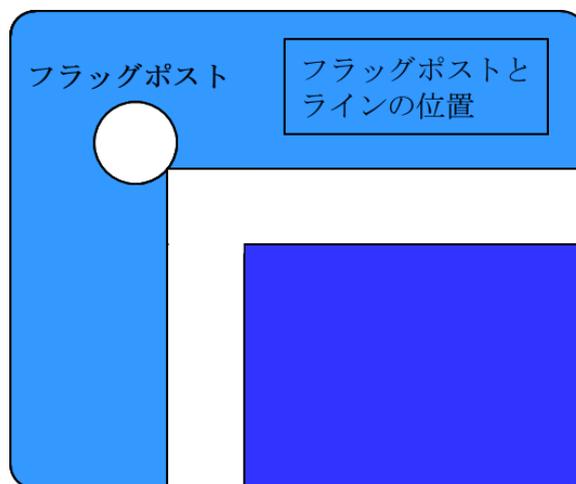


図2 フラッグポストの位置

## テクニカルテーブル主な備品一覧

(各テーブル)

番号	品目	数量		備考	✓欄
1	ボール	2	打	1打、予備1打	
2	スティックチェック用リング	2	個		
3	湾曲ゲージ	1	組		
4	ハンドプロテクターボックス	1	個	(29cm×18cm×11cm)	
5	(GK防具ゲージ)	1	組	228mm、300mm、355mm	
6	警告用カード	2	組		
7	ストップウォッチ	6	個		
8	ホーン	2	個		
9	ホイッスル	2	個		
10	キャプテン用腕章	2	枚		
11	GK用シャツ	3	枚	(3色各1枚)	
12	ボールサーバー用ビブス	3	組	3色(6~8枚)	
13	ボールペン	7	本	(赤2・黒5)	
14	便箋	2	冊	(メモ用紙)	
15	バインダー	4	枚	(A4版タテ型)	
16	クリアホルダー	4	枚	(透明A4版)	
17	ペーパーウエイト	2	個		
18	防水シート	2	枚	(スティック用)	
19	テクニカルテーブル用プログラム	2	冊	(T0チェック用、修正済)	
20	レターケース	1	個	(記録用紙等入れ)	
21	巻尺	1	個	(30~50m)	
22	担架	1	個		
23	処置用手袋	1	組	(10枚)	
24	消毒用アルコール	1	本		
25	消毒用ポリバケツ	1	個		
26	雑巾(タオル)	3	枚		
27	ブラシ	1	個		
28	ゴールネット補修用品			補修糸、結束バンド、ハサミ等	
29	ノートパソコン、プリンター	各1	台	日本協会主催・共催大会必要	
30	ハーフタイム、インターバル、40秒表示用タイマー	2	台	強く推奨	
31					
32					
33					
34					
35					
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・29について、6人制大会・中学11人制大会は除く</li> <li>・5については、必要に応じ</li> <li>・フィールド条件や大会の試合条件等を考慮し、必要なテーブル備品を準備すること。</li> </ul>				

## 用具製造販売事業者公認制度

### 第1条 (目的)

本制度は、国際ホッケー連盟のホッケー用具に関する規程を反映させ、安全かつ高水準の用具を日本国内に普及させることにより日本のホッケー競技の健全な発展と競技力向上を図ることを目的とする。

### 第2条 (用具製造販売事業者公認制度)

1. 第1条の目的に適合するホッケー用具の製造または販売を行う事業者で、希望する者に対し、公益社団法人日本ホッケー協会（以下「JHA」という）は用具製造販売事業者の公認を行う。
2. 用具製造販売公認事業者は、第1条の目的に適合する事業者であることをJHAが公認したことを意味する。
3. 公認を希望する事業者は、所定の申請書（様式4）をJHAに提出しなければならない。
4. JHAは申請書に基づき指定を希望する事業者が第1条の目的に適合しているか等の必要な審査を行う。審査に合格した場合は、用具製造販売事業者の公認を行い、「用具製造販売事業者公認証」を交付する。
5. 新たに公認証を交付された事業者は、規定の新規登録料（30万円）をJHAに納付しなければならない。登録料が納付されるまでは、公認は効力を有しない。
6. 用具製造販売公認事業者は、毎年取扱ブランドの登録の提出（様式5）と規定の年間公認料（30万円）を毎年6月末日までにJHAに納付しなければならない。
7. JHA公認事業者は、「用具製造販売公認事業者」であることを宣伝する権限が与えられる。

### 第3条 (用具)

1. 用具製造販売公認事業者が販売または提供した1) ボールを公認ボール 2) スティックを公認スティック 3) スティック計測用リングおよび湾曲ゲージを公認リング、公認湾曲ゲージと呼ぶ。
2. JHAが主催または共催する試合においては、用具製造販売公認事業者が販売または提供した公認ボールおよび公認スティック以外のボールおよびスティックは使用できない。
3. 公認ボールおよび公認スティックは国際ホッケー連盟の規程に適合したものでなければならず規程を満たさない公認ボールおよび公認スティックはJHAが主催または共催する試合では使用できない。
4. JHAが主催または共催する試合で使用する公認ボールの表面には、シールまたはプリントによる規定のマークが表示されていなければならない。
5. JHAが主催または共催する試合で使用する公認スティックの表面には、シールまたはプリントによる規定のマークが表示されていなければならない。
6. 用具製造販売公認事業者は、自らが販売または提供する公認ボールおよび公認スティックが国際ホッケー連盟の規程に適合するように努めなければならない。
7. 公認リングおよび公認湾曲ゲージは、それらのサンプルをJHAに提出し許可を得た製品とする。JHAが許可したそれらの製品については、事業者登録番号あるいはJHAの刻印を認める。
8. 用具に起因する事故の責任は用具製造販売事業者が負う。
9. JHAは用具製造販売公認事業者が販売または提供する用具の適格性について責任を負わない。

### 第5条 (公認の取消し)

1. 用具製造販売公認事業者が次の各号に該当する場合は、公認を取り消す。
  - (1) 第1条の目的に適合する事業者ではないとJHAに判断された場合。
  - (2) 国際ホッケー連盟の規程を満たさない用具を販売、提供した場合。
  - (3) 指定期日までに規定の年間公認料を納入しなかった場合。
  - (4) JHAに不利益をもたらした場合。
2. 公認を取り消す場合は、当該の用具製造販売公認事業者に弁明の機会を与えたうえで決定し、その内容を公表する。

### 第6条 (公認の返上)

1. 用具製造販売公認事業者が公認を返上する場合は、「公認返上申請書」および「JHA人工芝製造・販売指定企業証」をJHAに提出・返却しなければならない。JHAで申請書が受理された時点で、当該事業者の公認は効力を失う。
2. 公認を返上した事業者が、再度公認を希望する場合は、第2条3項に規定する申請書を提出しなければならない。
3. 公認返上から2年以内に再公認を希望する場合は、新規登録料を免除する。

### 第7条 本制度に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、JHAで協議し決定する。

付則	1) 平成17年12月17日総会承認	2) 平成19年6月16日総会改正	3) 平成19年11月24日総会改正
	4) 平成23年6月4日総会改正	5) 平成27年6月7日改正	6) 平成29年4月1日改定
	7) 平成30年4月1日改定	7) 平成31年4月1日改正	

\*各様式は、JHAホームページの「JHA > JHA について > 用具製造販売事業者」よりダウンロードして下さい。

## 2019年度 Hockey Handbook -103-

### 資料1 公認マーク

【公認ボールに表示するマーク】



【公認スティックに表示するマーク】

J.H.A APPROVED  
NO. JHA-K0000

### 資料2 用具製造販売公認事業者一覧

公認事業者	公認番号	住所
株式会社 ジャンボ	JHA-K0001	埼玉県飯能市中山403-1 TEL 042-973-6424
株式会社 ビッグバン	JHA-K0002	京都府京都市下京区木屋町上ノ口富浜町180番地 TEL 075-343-1122
326 株式会社	JHA-K0006	福井県丹生郡越前町上糸生83-20 TEL 090-8704-7294
株式会社 Majestic Plan	JHA-K0007	奈良県天理市二階堂上ノ庄町141番地25 TEL 0743-20-0542

様式 4

ホッケー用具製造販売企業公認指定申請書

年 月 日

(公・社) 日本ホッケー協会 様

会社名  
代表者

㊞

ホッケー用具（製造・販売）企業として公認指定を申請します。

(公・社) 日本ホッケー協会用具製造販売企業指定制度ならびに用具公認制度に則り、誠実にホッケー用具の検定を行い、安全なホッケー用具提供と日本のホッケー競技力向上及び普及に寄与するよう誓約します。

会社名	
代表社名	
会社住所	
メールアドレス	
資本金	

○取扱ブランドの登録

取扱ブランド名	国 籍	取 扱 商 品

○添付書類

- ・会社登記簿謄本 1通
- ・取扱ブランドの製造業者証明書（製造の場合）、輸入販売代理店業者  
証明書（輸入の場合）等の写 1通
- ・取扱商品カタログ

様式5

取扱ブランド登録申請書

年 月 日

(公・社) 日本ホッケー協会 様

会社名  
代表者

印

下記の通り取扱ブランドの登録を申請します。

記

取扱ブランドの登録

取扱ブランド名	国籍	取扱商品

○添付書類

- ・取扱商品カタログ

様式6

年 月 日

(公・社) 日本ホッケー協会 様

会社名

代表者

印

ホッケー用具製造販売企業公認指定の解約申請

(公・社) 日本ホッケー協会用具製造販売指定制度ならびに用具公認制度に伴うホッケー用具製造販売企業としての公認指定の解約を申請します。

なお、当社は解約日以降には公認マークが表示された製品の販売を一切行いません。

また、当社は解約日以前に販売した公認マークを表示された製品についての販売責任を負うことを誓約いたします。

記

1 会社名

2 会社住所

電話  
メールアドレス

FAX

3 代表者名

4 解約期日 年 月 日

5 その他

## JHA人工芝製造・販売指定企業制度

### 第1条 (目的)

本制度は、国際ホッケー界の趨勢を反映させ、安全で高水準の人工芝フィールドの普及、及び日本のホッケー競技力向上と競技の発展を図ることを目的とする。

### 第2条 (人工芝製造・販売企業指定)

1. JHA (公益社団法人日本ホッケー協会) 人工芝製造・販売企業の指定を希望する企業は、「JHA人工芝製造・販売指定企業申請書」をJHAに提出する。
2. JHAは、JHA技術委員会で協議し、JHA理事会の承認を得て指定を認める。
3. JHAは、その結果を申請企業に通知する。
4. JHA から指定を受けた企業は、新規指定登録料 30 万と年間指定料をJHA へ納入すること。JHAは、その納入が確認されれば「JHA人工芝製造・販売指定企業証」を交付する。

### 第3条 (製造・販売製品)

1. JHA公認ピッチは、JHA指定企業が製造・販売するFIH (国際ホッケー連盟) 公認人工芝製品あるいはJHA 公認人工芝製品とする。
2. JHAが主催する国内競技会は、「JHAホッケー競技場施設基準」に基づいたJHA公認フィールドで実施する。
3. JHAより要請があるとき、指定企業は、製造・販売する製品などに関する情報・試料・資料等を提供しなければならない。
4. 指定企業は、「JHA人工芝製造・販売指定企業」を宣伝する権限が与えられる。

### 第4条 (年間指定料)

1. 指定企業は、年間指定料 30 万円を毎年6月末までに、JHAへ納入するものとする。

### 第5条 (指定の取消し)

次の各号に該当する場合は、指定を取り消し、その旨をJHAホームページ等で公示する

- 1) 年間指定料が納入されない場合。
- 2) その他、JHAに不利益をもたらすような事態が生じた場合。
- 3) 取り消された企業は、「JHA人工芝製造・販売指定企業証」をJHAへ返却しなければならない。

### 第6条 (指定返上)

1. 指定返上を希望する企業は、「JHA指定返上申請書」および「JHA人工芝製造・販売指定企業証」をJHAに提出・返却すること。
2. 指定を返上した企業が、再度指定を希望する場合は、第2条に基づいて申請手続きを行わなければならない。
3. 指定返上から 2 年以内に再指定を希望する場合は、新規指定登録料を免除する。

### 第7条 (その他)

1. 本制度に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、JHA技術委員会で協議し決定する。
2. JHA技術委員会委員長は必要に応じ随時会議を招集することができる。会議の出席者は、JHA技術委員会委員長が必要と認める者 (JHA、JHA指定企業、JHA指定性能検査機関等) とする。
3. JHA指定性能検査機関は、本制度に準じる。

### 付 則

1. 平成23年5月23日施行
2. 平成29年4月1日改定・平成29年5月20日修正
  - 1) 平成29年3月31日現在、JHA人工芝製造・販売指定企業にたいして、平成29年度年間指定料の納入を確認後に「JHA人工芝製造・販売指定企業証」発行する。
  - 2) 「人工芝指定企業連絡協議会規約」は、廃止する。

## 2019年度 Hockey Handbook -108-

### 資料1 JHA人工芝製造・販売指定企業一覧

指定企業	指定番号	住所
株式会社 アストロ	JHA-AT201701	東京都中央区日本橋本石町一丁目2番2号 三菱ケミカル日本橋ビル TEL 03-3279-3219
株式会社 NKT	JHA-AT201702	東京都港区虎ノ門1-8-10 セイコー虎ノ門ビル6F TEL 03-6205-4623
住友ゴム工業株式会社	JHA-AT201703	兵庫県神戸市中央区脇浜町3-6-9 TEL 079-458-2961
積水樹脂株式会社	JHA-AT201704	東京都港区海岸1-11-1 ニューピア竹芝ノースタワー12階 TEL 03-5400-1802
アシストインターナショナル株式会社	JHA-AT201705	東京都中央区日本橋蛸殻町1-5-11 TEL 03-5649-2400
コウフ・フィールド株式会社	JHA-AT201706	福岡県福岡市博多区東那珂二丁目19番25号 TEL 092-481-8639
<b>JHA 指定性能検査機関</b>		
一般財団法人 カケンテストセンター	JHA-AT201700	東京都中央区日本橋本石町4-4-20 三井第2別館 TEL 03-3241-2545 大阪府大阪市西区江戸堀2-5-19 大阪事業所 TEL 06-6441-0315

公益社団法人 日本ホッケー協会 御中

住所

会社名

代表者

印

**JHA人工芝製造・販売指定企業指定申請書**

JHA人工芝製造・販売指定企業の指定を受けたいので、貴協会の活動、諸規程等を遵守することを誓約し、下記の通り関係書類を添えて申請いたします。

記

フリガナ 会社名	
フリガナ 代表者名	
会社住所	
電話	
F A X	
メールアドレス	
フリガナ 担当者	
資本金	

備考

- 1 申請にあたっては、次の書類を添付してください。
  - (1)登記関連証明書 (2)会社の概要 (3)人工芝仕様書 (4)人工芝サンプル
  - (5)ショックパッド仕様書 (6) ショックパッドサンプル
  - (7)人工芝製品の国際ホッケー連盟あるいは日本ホッケー協会公認書類
  - (8)人工芝施工実績 (9)その他

年 月 日

(公・社) 日本ホッケー協会 様

会社名

代表者

印

JHA人工芝製造・販売指定企業の解約申請

JHA人工芝製造・販売指定企業制度に基づいて、「JHA人工芝製造・販売指定企業証」を返却し、JHA人工芝製造・販売企業としての指定の解約を申請します。

なお、解約日以降は、JHA人工芝製造・販売指定企業として製品の製造・販売および宣伝を一切行いません。また、解約日以前に製品の製造・販売した製品については、JHA人工芝製造・販売企業としての責任を負うことを誓約いたします。

記

1 会社名

2 会社住所

電話  
メールアドレス

F A X

3 代表者名

4 解約期日 年 月 日

5 その他

公益社団法人  
**日本ホッケー協会**

〒150-8050 東京都渋谷区神南1-1-1 岸記念体育会館内

TEL 03-3481-2330 FAX 03-3481-2329

<http://www.hockey.or.jp/>

